

平成 26 年

富岡町議会会議録

第 1 回定例会

3 月 12 日開会～3 月 18 日閉会

富岡町議会

平成26年第1回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 3月12日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	6
開 会（午前10時00分）	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸報告	8
○請願の委員会付託	12
○議案の一括上程	12
○提案理由の説明及び一般町政報告	12
○一般質問	21
遠藤一善君	21
堀本典明君	34
渡辺三男君	41
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	54
○散会の宣告	62
散 会（午後3時27分）	62

第2日 3月14日（金曜日）

○議事日程	65
○本日の会議に付した事件	66
○出席議員	66
○欠席議員	67

○説明のため出席した者	6 7
○事務局職員出席者	6 7
開 議 (午前10時00分)	6 8
○開議の宣告	6 8
○議事日程の報告	6 8
○教育委員就任の挨拶	6 8
○会議録署名議員の指名	6 9
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 9
○散会の宣告	1 1 1
散 会 (午後 2時24分)	1 1 1

第3日 3月17日(月曜日)

○議事日程	1 1 5
○本日の会議に付した事件	1 1 5
○出席議員	1 1 6
○欠席議員	1 1 6
○説明のため出席した者	1 1 6
○事務局職員出席者	1 1 7
開 議 (午前 9時59分)	1 1 8
○開議の宣告	1 1 8
○議事日程の報告	1 1 8
○会議録署名議員の指名	1 1 8
○委員会報告	1 1 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○散会の宣告	1 9 0
散 会 (午後 3時30分)	1 9 0

第4日 3月18日(火曜日)

○議事日程	1 9 3
○本日の会議に付した事件	1 9 3
○出席議員	1 9 3
○欠席議員	1 9 4
○説明のため出席した者	1 9 4

○事務局職員出席者	1 9 4
開 議 （午前 9時59分）	1 9 5
○開議の宣告	1 9 5
○議事日程の報告	1 9 5
○会議録署名議員の指名	1 9 5
○追加議案の一括上程	1 9 5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 9 5
○委員会報告	2 2 7
○動議の提出	2 3 1
○閉会の宣告	2 3 1
閉 会 （午後 2時04分）	2 3 1

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成26年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成26年3月12日(水) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 請願の委員会付託

日程第5 議案の一括上程

発議第 1号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について

発議第 2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 1号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 4号 富岡町暴力団排除条例について

議案第 5号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町下水道条例等の一部を改正する条例について

議案第10号 富岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

議案第11号 富岡町公設地方卸売市場事業特別会計設置条例を廃止する条例について

議案第12号 平成25年度富岡町一般会計補正予算(第5号)

- 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度富岡町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 5 号 平成 2 5 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算 (第 3 号)
- 議案第 1 6 号 平成 2 5 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
- 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 6 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 7 一般質問

日程第 8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発議第 1 号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第 2 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 2 6 年度の町税等の減免
に関する条例について
- 議案第 4 号 富岡町暴力団排除条例について
- 議案第 5 号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条
例について

- 議案第 6号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 富岡町下水道条例等の一部を改正する条例について
- 議案第10号 富岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 富岡町公設地方卸売市場事業特別会計設置条例を廃止する条例について
- 議案第12号 平成25年度富岡町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第13号 平成25年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第14号 平成25年度富岡町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第15号 平成25年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算(第3号)
- 議案第16号 平成25年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第17号 平成25年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第18号 平成25年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第19号 平成25年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第20号 平成25年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第21号 平成25年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第3号)
- 議案第22号 平成25年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 平成26年度富岡町一般会計予算
- 議案第24号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第25号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第26号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第27号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第28号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第29号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計予算
- 議案第32号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 請願の委員会付託

日程第5 議案の一括上程

- 発議第 1号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第 2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 4号 富岡町暴力団排除条例について
- 議案第 5号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 富岡町下水道条例等の一部を改正する条例について
- 議案第10号 富岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 富岡町公設地方卸売市場事業特別会計設置条例を廃止する条例について
- 議案第12号 平成25年度富岡町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第13号 平成25年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成25年度富岡町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 平成25年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成25年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成25年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成25年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成25年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 平成25年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度富岡町一般会計予算
 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 6 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 7 一般質問

日程第 8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発議第 1 号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
 発議第 2 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
 議案第 1 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 2 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（14名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 山 本 育 男 君 | 2 番 | 堀 本 典 明 君 |
| 3 番 | 早 川 恒 久 君 | 4 番 | 遠 藤 一 善 君 |
| 5 番 | 安 藤 正 純 君 | 6 番 | 宇佐神 幸 一 君 |
| 7 番 | 渡 辺 光 夫 君 | 8 番 | 渡 辺 英 博 君 |
| 9 番 | 高 野 泰 君 | 10 番 | 黒 沢 英 男 君 |
| 11 番 | 高 橋 実 君 | 12 番 | 渡 辺 三 男 君 |
| 13 番 | 三 瓶 一 郎 君 | 14 番 | 塚 野 芳 美 君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長 宮 本 皓 一 君

副 町 長	齊 藤 紀 明 君
会 計 管 理 者	遠 藤 博 美 君
参事兼総務課長	滝 沢 一 美 君
企 画 課 長	横 須 賀 幸 一 君
参事兼税務課長	阿 久 津 守 雄 君
健康福祉課長	猪 狩 隆 君
参 事 兼 生活環境課長	緑 川 富 男 君
産業振興課長 (併任)農業 委員会事務局長	三 瓶 保 重 君
参 事 兼 復興推進課長	高 野 善 男 君
参事兼復旧課長	郡 山 泰 明 君
教育総務課長	林 志 信 君
いわき支所長	林 修 君
生活支援課長	齊 藤 真 一 君
参 事 兼 大玉出張所長	松 本 哲 朗 君
住 民 課 長	伏 見 克 彦 君
総務課主幹 兼課長補佐	菅 野 利 行 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 臣 克
事務局庶務係長	原 田 徳 仁

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る3月5日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から18日までの7日間とし、13日と15日及び16日の3日間は議案調査のため休会とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成25年第6回双葉地方広域市町村圏組合議会臨時会及び平成26年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに平成26年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について文書をもって報告いたしておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

次に、議会会議規則第121条に基づく議員の派遣報告について、このことについても文書をもってお手元に配付させていただき、報告といたします。

また、陳情書等6件を受理しておりますことから、この写しもあわせて配付してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

最後に、去る3月7日に太田行政区長並びに上郡行政区長より連名で原子力損害賠償審査会の第4次追補賠償指針及び管理型産業廃棄物処分場に関する要望書を受理いたしました。慣例では、議会運営委員会後に受理した陳情書等の取り扱いは次回の定例会で配付することとなっておりますが、内容が富岡町の喫緊の課題であることから本日配付させていただきました。ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 高野 泰 君

10番 黒沢 英男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの7日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの7日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。

監査委員より報告いたします。

25監第27号、平成26年3月12日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、高野泰。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。（1）平成25年11月、12月、平成26年1月分、（2）一般会計及び特別会計、（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。12月20日、1月20日、2月21日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適当であると認めた。（2）違法または不相当と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適当であると認めた。

別紙のとおりです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

10番、黒沢英男君。

〔議会運営委員会委員長（黒沢英男君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（黒沢英男君） 皆さん、おはようございます。

報告第1号、平成26年3月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、黒沢英男。審査報告書、本委員会、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、事件名。第1回、（1）議案審議について、（2）3月定例会会期及び日程について、（3）議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例（案）について、（4）富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、（5）請願の付託について、（6）その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成26年3月5日午前9時15分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同主幹、職務出席者、議長、議会事務局長。

審査の経過。第1回、（1）議案審議について、3月定例会町長提出予定の議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は、次のとおり、人事案件2件、新規条例制定案件2件、条例の一部改正案件6件、廃止条例案件1件、補正予算案件11件、当初予算案件10件、合計32件。（2）、3月定例会の会期及び日程について、3月定例会の会期日程については、会期を3月12日から18日までの7日間とし、13日、15日、16日は議案調査のため休会とすることに決し議長に答申した。（3）議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例（案）について、全員協議会で審議することを決した。（4）富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、全員協議会で審議することを決した。（5）請願付託について、請願第1号及び請願第2号、産業厚生常任委員会に付託することを決した。（6）その他、1、一般質問について、一般質問の通告3名について議会事務局長より説明を受けた。

2、議員派遣の報告について、原案のとおり決した。

3、陳情について、陳情書について議会事務局長より説明を受けた。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） おはようございます。

報告第2号、平成26年3月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。(第1回～第3回)、(1) とみおか議会だより第177号の編集について、(2) その他。(第4回)、(1) とみおか議会だより第177号の最終校正について、(2) その他。

2、審査の経過。審査の経過は、第1回から第4回までごらんいただきたいと思います。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1) とみおか議会だより第177号の編集について。企画表に基づき、議会報編集の事務分担及び今後の作成工程について協議し、本特別委員会を第4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。

(2) その他、なし。第4回、(1) とみおか議会だより第177号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。(2) その他、なし。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） おはようございます。報告いたします。

報告第3号、平成26年3月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1) 仮置き場の候補地について、(2) 除染実施計画について、(3)

その他。第2回、(1) 原子力発電所通報連絡処理（平成25年11月・12月・平成26年1月分）について、(2) 東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(3) その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては、記載のとおりでございますので、お読み取りいただきたいと思っております。

3、審査の結果。第1回、(1) 仮置き場の候補地について。帰還困難区域の小良ヶ浜地区を中心とした農地に新たな仮置き場を設置することについて環境省より説明を受けた。(2) 除染実施計画について。改正された町の除染特別地域内除染実施計画について環境省より説明を受けた。(3) その他、なし。

第2回、(1) 原子力発電所通報連絡処理（平成25年11月・12月・平成26年1月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について生活環境課より説明を受けた。(2) 東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。「福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」、「福島第一原子力発電所の汚染水の状況と対策」、「H6エリアタンクからの水の漏えい」、「福島第一原子力発電所2号機原子炉圧力容器底部温度計の監視除外」、「福島第一原子力発電所におけるベータ線測定における数え落とし」、「建屋止水対策工事中の電源ケーブル切断」について東京電力（株）より説明を受けた。(3) その他、町議会及び町が区域によって差が生じない「一律賠償」を要望しているものの第4次追補で補えない部分も多々あることから、本特別委員会を改めて開催し、経済産業省や復興庁など関係省庁に対し、補えない部分に対する諸施策などの説明を求めることに決した。福島第一原子力発電所を視察することに決した。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許可します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○請願の委員会付託

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、請願の委員会付託を行います。

事務局長の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 本請願は、富岡町議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、請願第1号 TPP交渉に関する請願及び請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、産業厚生常任委員会に付託して審査していただくことにいたします。

以上をもって請願の委員会付託を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、提案理由の説明及び一般町政報告を議題といたします。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、改めましておはようございます。平成26年第1回富岡町議会定例会を開催するに当たり、今後の町政運営について基本方針を申し上げますとともに、さきの12月定例議会以降の町政について報告し、次いで今定例会に上程いたしました議案について申し上げます。

さて、震災から3年が過ぎ、4年目を迎えております。福島県においては、今なお約13万5,000人の方々が避難しており、本町にあっては町民が全国47都道府県にわたり避難生活を強いられております。今改めてこの長い避難生活の中でさまざまな苦勞をされている町民の方々にお見舞いを申し上げます。

さて、昨年3月25日に警戒区域の解除と避難指示区域の見直しが行われたものの、その後除染やインフラの復旧がなかなか進まない状況が続いておりましたが、見直しから1年を迎えようとする中で、わずかながらも復旧、復興へ向けた足音が聞こえ始めてまいりました。除染においては、その工程計画の見直しとともに、中央、本町地区では同意取得が進みつつあり、1区域では既に本格除染が行われております。インフラについても、被害調査が進み、来年度においては一部ではありますが、公共下水道の仮復旧、上水道の給水や道路の復旧が見込まれ、また広野、富岡間の常磐高速道路の再開も復旧へ向けた大きな一歩と言えます。

しかし、一方で第一原子力発電所では今だ汚染水の流出をとめることができず、トラブルが相次いで起こるなど事故の収束にはほど遠い状況にあります。また、国においては、これまでの帰還政策一本から移住政策なるものを掲げるとともに、原子力損害賠償紛争審査会では第4次追補で帰還困難区域に対しては精神的損害や住宅等の確保については追加賠償の方針を示したものの、他の二地域と賠償格差が生じるなど一層地域や住民の分断が危惧される新たな問題が生じております。また、2回行われた町民アンケートでは、帰還したい町民は15.6%から約半年の間に12%に減少するなど「帰りたくても帰れない」と感じる方が増加し、帰還意欲が低下していることが明らかとなっております。

私は、これらの状況に鑑み、一人でも多くの町民の帰還と自治体そのものの存続のためには、帰還の前提となる除染とインフラの整備は急がなければなりません。それとともに町民が帰れないと不安を抱えていることの一つ一つを解決していかなければより多くの住民の帰還は望めないと考えております。

アンケートからもうかがえるように、放射線量の低減と健康問題を含めた放射線への不安の払拭、原子力発電所の事故の収束と安全性の確保、廃炉工程の明確化などを図った上で、商業、医療、教育施設などの生活基盤の整備、多様な雇用の場の確保、コミュニティの再生を含め、できる限り多くの人が一緒に帰るといふ合意形成を図っていくことが必要であります。

現在国は、帰還政策を加速させあるいは移住か帰還かの二者択一を迫っておりますが、これら多くの不安を抱え、将来町や地域がどうなるかと思ひ描けない中で選択を迫られ、判断することは困難であり、まだ時期尚早とも言えます。一部の方が帰還できても、町全体の復旧、復興にはかなりの年月が必要であります。今必要なことは、二者択一を迫るばかりでなく、第3の道として「長期退避、将

来帰還」の新たな選択肢を設け、町民は将来帰還できるようになるまで避難先に滞在し、町の復旧、復興にもかかわらず、安心して生活できるよう法制度や施設を見直し、必要であれば創設することです。地域の復興は、「町に何人帰るか」という数の問題ばかりでなく、3.11に住んでいた住民がいかに帰れるような状況をつくることではないでしょうか。私は、この「新たな選択肢」の必要性や重要性について強く国や世論に訴え、要望してまいりたいと考えております。

これらのことを踏まえ、来年度は除染やインフラ整備の加速化、賠償問題や健康問題への取り組み、生活支援の強化、復興公営住宅の建設等の促進を進めてまいります。町みずからも公共下水道災害復旧事業、町道維持管理事業、環境クリーン化事業、町内各所への防犯カメラの設置事業等のハード面に加え、新たに放射線健康管理係を設けたことにより、内部被曝検査や健康手帳を作成するための放射線健康調査費及び個人線量計を配布するための放射線健康調査事業、子供たちを対象とした再開のつどい事業、第2次災害復興計画の策定事業等に積極的に取り組み、目に見える形で実施してまいりたいと考えております。

そのため、町においては、指令塔機能の強化及び組織、所管課の連携を強化し、また職員一人一人の政策形成力や原発事故や長期避難への風化対策に向けての情報発信能力の向上に努め、また相互のきずなや交流を深める機会、特に震災前に行われていた行事やイベントは極力再開するなどし、この難局を町民が一丸となって乗り切るための施策の展開を図り、努力してまいっている覚悟でありますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

続いて、12月定例議会以降の町政について報告します。まず、総務課所管の業務等について申し上げます。1月24日に3年ぶりとなる町表彰式及び新年賀詞交換会が開催されました。表彰式では、各分野で長年にわたり尽力され、功績のあった方々、またこのたびの震災、原子力災害において人命救助に尽力された方々、また多岐にわたり被災者を支え、ご支援をいただいた方々を表彰したものです。内訳は、特別功労者6名、功労者16名、善行者10名となっております。また、式典に続いて行われた賀詞交換会では、震災前の祝賀会と同様、議員各位はもとより、多くの町民や事業者、町機関やこの間支援いただいた自治体関係機関の方々が参加され、交流を深められております。

続いて、昨日3月11日に行われました富岡町東日本大震災慰霊祭について申し上げます。本町では、大震災等により物故者及び関連死の方々を含み250名を超えるとうとい命が奪われております。慰霊祭には、ご遺族の方を初め、町民の方々、関係機関等の方々が多数参列され、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りいたしました。また、慰霊祭の後には、富岡町仏教会による追悼法要が行われました。

続いて、行政賠償について申し上げます。東京電力福島第一原子力発電所事故により損害賠償請求については平成24年12月に、原発事故に起因する平成22年度及び平成23年度分の減収及び支出増加額等を積算し、13億1,566万8,159円に永久抹消登録した公用車の査定額を加算した額を請求額として包括請求を行いました。また、これまで4回の個別請求を行い、平成26年3月10日現在で庁舎敷地賃借料分など1,527万6,018円の賠償金が納付されております。引き続き平成22年度、23年度分については、

同様に個別請求を続けるとともに、今後はこれらと並行して平成24年度分についても請求を行う考えであります。なお、現在の損害賠償の請求内容は、原発事故に起因する地方税等の減収や全町避難に伴い増加した行政運営経費等の支出額など比較的容易に賠償額を算定できる内容であります。このほかにも無形、不可視であるが、原発事故により喪失したと考えられる利益やこうむった不利益等の損害額をどのように算定し、請求するかが今後の課題であると考えておりますので、他の被災自治体との連携を強化し、対応策についての検討を深めてまいります。

次に、企画課所管の業務等について申し上げます。まず、町政懇談会についてであります。懇談会は、1月19日から2月12日まで、県外は宮城県・新潟県・埼玉県・茨城県・東京都の5カ所において、県内では郡山市・いわき市の2カ所にて計13回開催し、約2,200名の出席をいただきました。各会場では、町の現状や今後の取り組みなど町民の皆様へ説明するとともに、町政に対する貴重なご意見、ご提言をいただいております。今後は、この数多くいただきました意見等を取りまとめ、皆様がどこにいても安心して暮らせる『「生活の復興」・「心の復興」を第一に考えた町政』を進める上で生かしてまいりたいと考えております。

次に、復興公営住宅整備事業の進捗状況について申し上げます。福島県では、平成26年度から27年度の完成入居を目途に、全体で4,890戸の復興公営住宅の整備を予定しております。現在いわき市で250戸、郡山市で160戸が着工しており、これらの住宅の入居時期は平成26年度内を見込んでおります。また、入居の募集は、4月より開始される予定で、2月に福島県復興公営住宅入居支援センターが県自治会館に開設されました。このセンターは、入居の募集、問い合わせへの対応や抽せんによる入居者の選定を行う機関で、今後全世帯に募集案内の概要版を送付し、さらに希望者には詳細版を配布することになります。なお、三春町と大玉村に建設する復興公営住宅については、町の要望が認められ、全て一戸建ての住宅となり、27年度中に入居を予定しております。このうち大玉村の復興公営住宅については、2月19日に公営住宅整備に関する協定書を大玉村と締結しました。

次に、復興まちづくり計画の進捗について申し上げます。復興まちづくり計画は、これまでの全員協議会でのご意見やパブリックコメントを通じて町民の皆様からいただいたプランについて、第4回町づくり計画策定委員会で最終的な取りまとめを行いました。また、3月5日には、その案を全員協議会で説明し、改めて貴重なご意見をいただいたところであります。今後は、策定委員会から正式に町に提案していただく運びとなっております。この復興まちづくり計画は、都市防災総合推進事業が中心となっており、土地利用計画についても沿岸部に限られたものとなっておりますが、平成26年度に策定する第2次災害復興計画では、町を取り巻く情勢の変化等を踏まえつつ、町内全域を対象とした本格的な復興計画として進めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、再生可能エネルギーについて申し上げます。再生可能エネルギーについては、町としての持続可能な新たな産業、復興加速のための施策として位置づけ、町有地に太陽光発電事業を実施することとなりましたが、今後もさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、税務課所管の家屋被害調査及び罹災証明の発行状況について申し上げます。家屋被害調査につきましては、専門的知識を要することから、福島県建築士会双葉支部へ業務委託し、5,431棟の住家の外観を調査する第1次調査を実施いたしました。また、内部を調査する2次調査については、平成25年7月から開始しており、再調査依頼の申請をいただいた上で調査員と申請者の日程を調整しながら調査し、その証明を発行しております。平成26年1月末現在の状況といたしましては、1次調査の発行件数は全壊44棟、大規模半壊29棟、半壊284棟、一部損壊755棟、損壊なし17棟、計1,129棟となっており、2次調査の発行件数が全壊44棟、大規模半壊81棟、半壊104棟、一部損壊17棟、計246棟となっております。なお、環境省による家屋等の解体申請が受け付けを開始したことなどから住家の罹災証明申請が増加しておりますので、引き続き家屋被害調査及び罹災証明発行の着実な実施に努めてまいります。

次に、住民課、健康福祉課所管の業務についてあわせて申し上げます。まず、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者に係る減免措置の期間延長についてです。東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国民健康保険・後期高齢者医療及び介護保険の被保険者等に係る免除措置は、一部負担金・利用者負担金については平成27年2月28日まで、保険料については平成27年3月31日までそれぞれ1年間延長となりました。また、免除期間延長に伴い、本年2月20日付で国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者宛てに免除証明書を発行したところです。なお、介護保険被保険者については、平成27年2月28日まで免除証明の提示は不要となっております。この免除措置延長については、新年度政府予算案の可決、成立が前提となることから、毎回終了期間の間近での通知となっており、この時期多くの町民の皆様から不安の声が寄せられております。被災者の不安を解消するため、1年ごとの期限延長ではなく、当分の間は減免措置を継続するものとし、また少なくとも期限延長については早期にその方針を表明するよう強く要望してまいります。

また、健康福祉課所管の業務については、町では避難先での子供の状況や子育て家庭の状況、実態・ご要望などを聞かせていただく調査を実施いたしました。これは、国において、子どもの教育・保育の質の向上とサービスの量の確保を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定され、平成27年度からは「子ども・子育て支援新制度」が始まります。このため、昨年12月に950世帯を対象に調査を実施したもので、解答数は374世帯で39.4%でありました。この調査でお答えいただいた内容は、避難先自治体に対し需用量を供給するとともに、26年度に町が策定する「富岡町子ども・子育て支援計画」に反映していく考えであります。

次に、生活環境課所管の業務について申し上げます。まず、フクシマエコテッククリーンセンターについてであります。昨年12月14日に福島県知事及び関係4町に対し中間貯蔵施設の設置及び既設の管理型処分場を「フクシマエコテッククリーンセンター」の活用について、石原環境大臣、根本復興大臣より要請がありました。管理型処分場につきましては、環境省から町及び全員協議会で計画の説明がありました。町といたしましては、議員の皆様、町民の皆様のご意見を十分踏まえながら対応し

てまいりたいと考えております。

次に、原子力事故対策及び原子力発電所の状況等について申し上げます。東京電力福島第一原子力発電所では、継続的な注水冷却により各号機の温度は約15度から35度の範囲で推移しております。また、廃炉作業を進める上で最重要課題である汚染水対策では、原子炉建屋周辺の土壌改良工事、山側地下水バイパスからの地下水のくみ上げ等の取り組みが進められております。地下水の海洋への汚染拡大防止策では、遮水壁の設置、護岸付近の土壌改良工事、揚水設備による地下水のくみ上げを実施しております。さらに、昨年8月に発生した汚染水貯蔵タンクからの水漏れ事故の対策として、タンク周りの堰のかさ上げや雨どいの設置、堰内の水密性向上を目的としたウレタン樹脂による舗装等の再発防止対策工事を実施しております。

このような対策が行われている最中、まことに残念なことに先月には汚染水タンク上部からの100トンもの汚染水が漏れる事故や埋設電源の損傷による電源トラブルによる4号機使用済み燃料プールへの冷却が一時停止するなど相次いでトラブルが発生しました。これまでも数多くのトラブルが報告されておりますが、そのトラブルの原因の多くが人的ミスであります。東京電力のリスク管理の甘さとともに、構内での過酷な労働環境が相次ぐトラブルの要因の1つであると考えております。このため、国・東京電力に対してはリスク管理を徹底するとともに、早急に作業エリアの線量低減対策などの労働条件の改善を強く申し入れてまいりたいと考えております。

次に、昨年11月より実施しております4号機の燃料取り出し作業についてであります。燃料プール内に保管されている1,533体の燃料のうち374体が移動を完了しており、現在のところ大きなトラブルもなく、順調に作業が進められております。当町においても、今後とも当該作業が安全かつ確実に実施されるよう引き続き県及び関係機関と十分に連携し、定期的な状況確認等を実施するなど厳しく監視してまいりたいと考えております。

次に、東京電力第二原子力発電所の状況について申し上げます。福島第二原子力発電所では、プラントの冷温停止維持を継続しており、原子炉及び使用済み燃料プールの温度は約30度となっております。なお、2号機及び4号機については、原子炉内から使用済み燃料プールへ燃料移動が完了し、炉内の点検・補修が行われ、先月には4号機の全ての作業が終了しております。今後残りの2基についても同様の作業が予定されております。また、新たな重大事故に備えた取り組みとして、社員による注水訓練やガスタービン発電車からの電源ケーブルの接続訓練を定期的実施しております。

以上、各発電所の状況となりますが、今後も福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み、また福島第二原子力発電所の安定した冷温停止維持の取り組みを県・関係市町村と連携し、引き続き注意深く監視してまいりたいと考えております。

次に、産業振興課所管の原子力損害賠償について申し上げます。昨年末原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第4次追補を発表しました。その内容は、避難の長期化に伴う精神的損害の一括賠償、住居確保に係る追加賠償や避難指示解除後の相当期間に関するものであります。当町の取り組みとしま

して、昨年の12月に町議会にもご協力をいただき、賠償指針の見直しを求めため、指針を策定する原子力損害賠償紛争審査会を初め、文部科学省、経済産業省、環境省などに被災者の実態や町の状況を説明しながら要望活動を行いました。また、県と市町村、経済団体などで組織する福島県原子力損害対策協議会による緊急要望活動を昨年11月に引き続き行い、賠償の完全実施を求めたところであり、2月末の期限を間近にして、取り扱いが決まっていなかった就労不能損害の延長、さらには4月以降の家賃賠償についても期間が延長されました。今後第4次追補に基づく運用基準が示されることとなりますが、町としては避難指示区域による精神的賠償の格差や住居確保損害の格差などを解消するよう国及び東京電力に対し粘り強く訴えてまいりますとともに、町の実情に応じた賠償がなされるよう運用基準の柔軟化等を求めてまいります。

次に、復旧事業関連について申し上げます。まず、富岡町内の道路の維持管理についてであります。去る2月8日から9日未明の降雪では、町内でも30センチから50センチメートルの積雪となったことから、幹線道路を中心に除雪作業を行い、最低限の車両通行の確保をしたところであり、今後とも道路の維持管理については、定期的に状態確認、パトロールを実施し、町内への一時立ち入り者の通行の安全に努めてまいります。

次に、災害復旧事業について申し上げます。まず、道路橋梁施設災害復旧工事は、富岡川以南地区の岩井戸線外3路線を昨年12月に発注し工事を進めているところですが、建設資材や機器等の調達が難しく、工事完了時期を平成26年度へ繰り越しせざるを得ない状況となっております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、津波浸水区域を除く富岡川以南区域の残りの9路線については、26年度に災害査定を受けた後に順次復旧工事の発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道施設の復旧についてですが、公共下水道の富岡浄化センターは現在応急復旧工事の仮設処理施設設置が平成26年8月末の完成を目指して工事を進めております。また、本復旧工事については、26年度の着手を目指し、復旧計画策定作業を行っておりますが、現在のところ復旧費が概算で48億円となっており、当面復旧すべき範囲を含め復旧費の精査を行い、年度末には確定させたいと考えております。

次に、污水管渠ですが、富岡川以南においては災害査定を受けた一部区域の路線については26年度上半期の発注計画を考えており、残りの被災路線についても26年度上半期に災害査定を受けるため復旧設計を進めております。また、富岡川以北地区においては、帰還困難区域を除き復旧設計を26年度に実施する予定となっております。

続いて、特定環境保全公共下水道（蛇谷須地区）の終末処理場についてであります。現在污水処理設備機器の修繕工事を進めているところであり、污水管渠については除染作業との調整を図り、27年度下半期に着手する予定であります。また、農業集落排水施設（上手岡地区）の終末処理についても、污水処理設備機器の修繕工事を工期内完成に努めております。また、污水管渠においては、一部区域

の災害復旧工事を1月に発注し、工事を進めておりますが、工事範囲の先行除染作業のおくれや建設資材などの調達が困難な状況から26年度へ工事を繰り越し、来年度10月上旬の完成を目指したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。小良ヶ浜地区については、現在農林水産省による詳細調査が行われておりますが、帰還困難区域であることからしばらくの間は定期的なパトロールによる状況把握や保全作業に努めてまいります。

次に、国県道等の復旧について申し上げます。まず、福島県が管理する道路については、被災箇所の約9割が災害査定を終えており、先行除染の終了後順次復旧工事に着手していく予定となっております。また、国道については、懸案事項となっていた路肩の除草作業が現在行われております。

次に、常磐自動車道の広野・常磐富岡インター区間については、復旧工事が早まり、2月22日午後3時に再開通いたしております。また、常磐富岡インター以北の未整備区間についても、来年の大型連休前の全線開通に向けて整備工事が進められております。

次に、双葉地方水道企業団による上水道の復旧については、小山浄水場から富岡南配水池までの送水が確保され、町南部区域への配水確保のため調査やふぐあい箇所の復旧工事が進んだことにより、太田地区で事業を再開する事業者に暫定的な給水を開始いたしております。今後は、道路などの復旧工事進捗に合わせ順次給水区域を拡大していくことを確認しております。また、中央部や北部区域については、関根浄水場の復旧工事と配水管等の状態調査を行い、道路や下水道の復旧工事に合わせ給水開始の準備を進める予定であります。

次に、復興推進課所管の業務についてご報告申し上げます。まず、除染対策事業についてご報告申し上げます。昨年11月より行われている環境省による除染同意の取得については、富岡川南地区については全地権者への事前案内の発送が終了し、現在個別説明が実施されております。また、帰還困難区域を除く富岡川北地区については、現在事前案内の発送準備が行われております。

続いて、本格除染についてご報告申し上げます。当町の除染実施計画については、環境省により昨年6月に作成されておりましたが、仮置き場の確保等のおくれから同年12月に見直しが行われ、当初帰還困難区域を除き、今年度内の終了を目指していた工程は、住宅及びその周辺までの除染については平成27年度までとなり、全計画区域内の完了についても平成28年度を目指すことに変更されております。今後町といたしましては、適切な工程管理、労務管理のもと、計画どおり除染を進め、また帰還困難区域についても早急に計画を策定し、除染を実施するよう要望しております。なお、同意取得が進んでいる中央地区の一部については、本年1月8日に除染作業が着手されております。

次に、曲田土地区画整理事業について申し上げます。ご存じのとおり、区画整理事業は土地の形質を変更する事業でありますので、既に収益を開始した仮換地先の土地は換地処分を行い、事業完了とならなければ法的な権利が発生しません。このため、町では権利者の法的権利を確保するため、今年度より事業再開に向け関係機関との調整を進めているところであり、現在進められております。復興まちづくり計画との整合を図りながら、震災後の事業地内の各土地の確認と富岡駅周辺の未換地エリ

アの精査を行うなど平成30年度の事業完了を目指してまいります。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。まず、原発事故による避難者に対する高速道路の無料措置の延長についてです。このことについては、かねてから強く要望しておりましたが、このほど平成27年3月末までさらに1年間延長されることが正式に決定いたしましたので、ご報告いたします。

次に、2月22日に常磐自動車道常磐富岡インターチェンジが再開されたことに伴う今後の町内への一時立ち入りについて申し上げます。常磐富岡インターの再開通に伴い、現在国においてインターチェンジ付近へ新設する中継基地の先行除染及び整備工事が行われております。このため、年度内の立ち入り受け付け等については、従来と同様毛萱・波倉スクリーニング場にて行うこととなっており、ご不便をおかけいたしますが、新年度から当該中継基地の運用が開始されることとなりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、住宅支援関係について申し上げます。まず、応急仮設住宅については、4市町村13カ所にある1,724戸の住宅に現在1,308戸、2,315名が入居しており、入居率は約75.9%となっております。また、応急仮設住宅の使用期間延長に伴う躯体点検作業が1月25日に終了しており、今後とも点検によりふぐあいが発覚した場合には県において随時修繕を行うこととなっております。さらに、今年度から除雪対策として、三春の応急仮設住宅に中型除雪機を5台配置しており、このたびの例年になく大雪に対し除雪作業を実施しております。なお、応急仮設住宅の4つの自治会より要望がありました子供広場の遊具設置につきましては、年度内完了に向けて設置工事が行われております。

次に、借り上げ住宅について申し上げます。借り上げ住宅については、郡山市945戸、いわき市1,731戸、その他の33市町村に513戸入居し、7,270名が避難生活を送っております。また、借り上げ住宅の契約が1年延長したことに伴う約3,200戸分の再契約事務手続を昨年11月より継続して実施しております。

次に、教育関係についてご報告いたします。去る1月12日に郡山市内において行われた平成26年度富岡町成人式につきましては、議員各位を初め、多くの来賓臨席のもと、全国各地から139名の新成人が出席し、厳粛な雰囲気の中で挙行されました。お祝いしていただいた皆様に改めて感謝申し上げます。

次に、双葉地区教育構想に伴うビクトリープログラムについてご報告します。富岡第一中学校バドミントン部は、不十分な練習環境にもかかわらず中体連全国大会において男女とも優勝するなど目覚ましい活躍をしております。来年度の入学生につきましては、1月に行われた1次、2次審査を経て、男子4名、女子3名の合格が決まっており、今後は猪苗代中学校への区域外就学等の手続を経て新たなビクトリープログラム生としてスタートいたします。

次に、富岡高校サッカー部の第92回全国高校サッカー選手権大会全国大会の出場についてご報告いたします。同校サッカー部は、12月31日に千葉県市原市で行われた1回戦において愛媛県代表を2対

ゼロで破り、全国大会初勝利を上げております。続く2回戦は、茨城県代表にPK戦の末に惜敗いたしました。全国で避難生活を送る多くの町民に元気と感動を与えていただいたことに敬意と感謝を申し上げます。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。同意案件として、教育委員会委員の任命案件2件、条例の制定案件2件、条例の一部改正案件6件、条例の廃止案件1件、平成25年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計11件、平成26年度一般会計歳入歳出予算案件など計10件、合計32件であります。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます。町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時20分まで休議いたします。

休 議 （午前11時09分）

再 開 （午前11時20分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、4番、遠藤一善君の登壇を許します。

4番、遠藤一善君。

[4番（遠藤一善君）登壇]

○4番（遠藤一善君） ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして2問ほど一般質問をさせていただきます。

まず第1に、放射線学習についてであります。現在放射線に対するいろんな情報が氾濫しております。その中で、今後町民が自分自身の安全管理や健康管理をしていく上において、町では健康手帳というものを出していくわけでありませうけれども、その出たデータとかリスクをどういうふうに町民自身が自分で考えて決断をしていかなければならないかということのためにも、放射線の学習ということをきちっとしていかなければというふうに考えております。

現在、2月の18日に内閣府を初めとしまして10省庁から放射線リスクに関する基礎的情報ということで、放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージというものが出ております。この内容を見ますと、やはり現状と放射線リスクの情報が出ているわけですけれども、今まで我々が聞いて

てきたものと同じように、ある程度進んでいくのに安全な部分、このぐらいは安全ですよという部分が非常に多くて、相変わらず住民の不安を払拭するような情報にはなっていないというふうに感じております。

放射線のリスクのコミュニケーションというものは、国のほうでもある程度進んでいくのだと思いますが、やはり町としては町民が抱えている不安、例えば今は甲状腺がんのことが特に多く取り上げられておりますが、実際病気には甲状腺がん以外のたくさんの病気があり、やはり一部の研究者の中にはそれ以外のものも非常に心配だという話が出ております。そういう中で、今安全だと言う人の情報ばかりではなくて、やはり安全ではない人の話も聞いて、両方をきちっと比較をした上で自分としてどういう方向で行くかということを考えていく。それが一番大事なときになっているのではないかとこのように思います。

そこで、放射線に対しての勉強を1人の先生で行うのではなくて、もう2年、3年、帰るまでの3年……帰るまでではない、帰る予定になっている、帰町の予定になっている3年間、そういう複数の年数をかけていろんな先生の講座を順次やっていく、セミナー。セミナー形式で定期的にやっていって、そこに興味のある人に出てもらおう。そして、そういう方が1人でも2人でもきちっとした考え方と情報を持った方がまた口伝いに自分のお友達とかに伝えていく。それが老人の生活であったり、子供の生活であったり、妊婦さんの生活であったり、いろんな形のことが考えられますので、ぜひともそういう連続講座、セミナーを開催すべきと考えております。それについて、町はどのようなふうにお考えなのか1点よろしくお願いたします。

それから2番目、再生可能エネルギー政策についてであります。先日の全員協議会でも太陽光発電に関しては、町のほうから提案がありました。ただ、この再生可能エネルギーというものは、いろいろな分野のものがああります。ご存じだと思うのですが、再生可能エネルギーと言われている種類には、バイオマス、太陽光、風力、太陽熱、水力、地熱、地中熱、雪と氷の熱、あと温度差の熱、そういういろいろなものが再生可能エネルギーとしてあるわけですが、これを全てやるというのは難しいというふうには考えております。ただ、富岡町をこれから町づくりをしていく上で、やはり富岡の人口が減っていく中で、これからの町づくりとしてやはり大きな1つのテーマを持っていくべきなのではないかというふうに考えております。その中で再生可能エネルギーをベストミックスとしたゼロエミッションシティということで、これは使うエネルギーを循環して行ってトータル的にはゼロにしていくという考え方なのですが、基本的には無駄なエネルギーを使わずに有効な活用をしていこうと。特に富岡でこれから問題になってくるのが除染をどうというふうに進めるのかということもあろうかと思うのですが、農地の利用と森林のこと、これが一番重要になってくるのではないかなというふうに思っております。農地にしても森林にしても、3年、4年で済むことではなくて、10年、20年の単位で再生をしていかなければいけないというふうに思っております。その中でバイオマス、バイオマスもたくさんいろいろあるのですが、バイオマスそのものも発電、熱利用、燃

料で、その中には燃料としては木質のペレット、バイオエタノール、バイオガス、バイオディーゼル燃料とかいろいろなものがあります。そういうバイオマスの中には、木質系のもの、農産、畜産系、水産系、建築廃材系、生産系というふうにもいろいろ分かれていますけれども、そういうものがこれからいろいろ出てくるというふうを考えていったときに、確かにいろんな問題はありますが、やはりこういう大きな意味での町づくりのテーマを求めていくということが必要だというふうに考えておりますので、再生エネルギーについて町の重要施策として推進すべきというふうに思っておりますが、町のこれからの計画としてどういうふうにお考えか。

この大きな2点についてお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、遠藤一善議員のご質問にお答え申し上げます。

放射線学習について、(1)、町民が今後自分自身の安全管理や健康管理をしていく上において、放射線に対する最新の専門情報、健康に対するリスク等を正確に知り、自分自身で判断できることが重要と考えております。

そこで、放射線に対していろいろな考えを持つ複数の先生方による定期的な連続講座を開催すべきと考えるが、町の方針はについてお答え申し上げます。

放射線に対する知識や健康被害に関する知識を正しく理解していただくことは、町民の皆様、今後生活していく上で非常に重要なことであると認識しております。今後とも町民の皆様が原発事故の影響による低線量被曝という問題と長期間向き合っていくためにも、放射線に対する正しい知識を身につけ、不要な被曝を避ける対策が重要になってまいります。このことから、これまで町では放射線に関する勉強会の開催や国の委託事業による住民向け勉強会の受け入れを行ってまいりました。本年度の取り組みといたしましては、県内仮設住宅8カ所での放射線に関する勉強会の開催、さらに大玉村応急仮設住宅では環境省委託事業により、放射線による健康不安に関する住民参加型プログラムを開催し、実際に富岡町内の自宅周りの放射線の測定などの現地調査を含め、計4回の勉強会を開催いたしました。

各勉強会では、町民の皆様が日ごろより不安や疑問に思っている問題について講師の先生よりわかりやすく説明を受けました。また、町民の皆様の放射線に対する不安や疑問に少しでも対応できるよう職員の各種講習会へ派遣を行っております。また、今月19日には、職員を対象とした放射線に関する勉強会の開催も予定しております。放射線に対する正しい知識を身につけることは、町民が今後生活していく上で非常に重要なことでもありますので、より多くの町民に参加していただけるよう周知方法を工夫しながら、次年度以降も有識者による勉強会を継続的に開催してまいりたいと考えております。

なお、住民への放射線に対する不安や疑問を解消する取り組みについては、本来国が責任を持って積極的に実施すべきものと考えておりますので、特に将来を担う子供たちへの学校教育での取り組みや専門知識を持ったスタッフによる相談窓口の設置などを強く要望してまいりたいと考えております。

次に、2、再生可能エネルギー政策について、(1)、富岡町のこれからの町づくりの中で、バイオマス、太陽光、風力、太陽熱などの再生可能エネルギーをベストミックスしたゼロエミッションシティを目指していくことが重要と考えております。

そこで、再生可能エネルギーについて、町の重要施策として推進すべきと考えるが、町の方針はについてお答え申し上げます。

これまで行われてきた国のエネルギー政策は、日本が石油や石炭などの化石燃料に乏しいことや安定供給の確保の観点から電力需要の約3割を原子力発電所に依存するものでした。しかしながら、平成23年3月11日の原発事故による災害は、全ての町民が避難生活を余儀なくされ、地域の諸機能の回復はもとより、その着手するも困難なほどの極めて深刻な被害をもたらしております。

このため町では、復興ビジョンや第1次復興計画等で位置づけておりますとおり、原子力に依存しない社会へ転換すべきという認識のもと、安全、安心で持続可能な再生可能エネルギーを積極的に推進していこうとする考えにあり、この理念は私も継承するとともに、何よりもふるさと富岡の早期復興のため、そしてその機運を一層高めていくためにも大いに生かしていくべきものと認識しております。

このため、まずはさきの全員協議会でご説明いたしましたとおり、町有地を活用した2メガワット規模の太陽光発電事業を目に見える形で推進し、発電事業者とのパートナーシップにより事業で得られる売電益の一部を町の復興に継続的に活用していくなど、まさに循環型社会のモデル、再生可能エネルギーを活用した原発被災地の復興モデルを町が先頭になって内外に発信してまいりたいと考えております。加えて、当該事業で得られるノウハウ等を生かしつつ、町民参加型による太陽光発電事業の拡大への展開により復興を加速化することを目指すものであります。

一方で再生可能エネルギーには、太陽光発電以外にも風力や小水力発電、バイオマス発電など多種多様な種類がありますが、今のところ富岡町におけるポテンシャルがどの程度あるのか等々の基本情報が十分ではありません。このため、太陽光発電の推進と並行して太陽光以外の再生可能エネルギーの事業可能性を探るための方策や事業主体等についての検討を進めてまいりたいと考えております。

さらに、これらの検討状況や検討結果を見きわめながら、再生可能エネルギーを町の重要施策としてどのように打ち出し、一層の推進を図っていくかなどなどにつきましては、来年度早々にも着手する第2次復興計画やその部門別計画の策定過程等において町民の皆様のご意見を伺いながら議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ただいま2つのことについてご回答いただいたわけですが、まず1番目の放射線学習についてということで、昨年度仮設住宅で勉強会を開催していたということではありますが、仮設住宅の中だけではやはり足りない部分がありますし、一般の住民に対してどのような勉強会をしていたのかということに関すると、多分仮設住宅でやったという話ですので、借上げの一般の人に対しての対策はとっていなかったということだと思います。

そんな中で、いろんな多分心配事、当然いろんな中には心配事ということがあるのですが、心配事を解消するというのも一つの大きな大切なことなのですが、やはり完全に放射線を拒否している人もおります。そういう極端なところがあるわけですが、実際にいろんな話を聞いてみますと、例えばきのうテレビでやっていた福島県でやっている甲状腺検査について、甲状腺検査の結果を福島県立医大の部署に一括化して、ほかの先生は一切それに対するコメントを出せないというような状況で、それで本当にいいのかというようなことをきのうテレビでニュースで提案していた先生がおりましたけれども、そういうことのように、いろんな問題が多分あるのだと思うのです。そういうものの先生方をいろいろ聞いていくということが、その中で自分の方針を決めていくということが、戻るにしても戻らないにしても決める大きな要素になるのだというふうに思っております。

そんな中で、来年も多くの住民に参加していただきたく有識者による勉強会を開催していきたいという話が出たのですけれども、この勉強会に関しては今まで余り詳しく出ていなかったのですが、どういうふうな開催の方法を去年の反省を踏まえてしていこうとしているのか、まず最初にちょっと前段として、基本的にちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、勉強会ですが、昨年8カ所で実施いたしました。参加人数としては約124名の方が参加していただいたのですが、今基本的には仮設住宅あるいはサロンをやっているところで実施してきたというのが現状でございます。

ただ、今議員ご指摘のように、主にもう仮設住宅ということだけで進んでおりましたので、今後やはりいろんな会ができていますので、そういう会の会長さんとかそういう方とどういう内容による勉強会をすればいいのかと、そういうふうな中身も含めて相談をさせていただいて、その相談内容によっては、今議員がご指摘のように、いろんな専門の先生とかそういう方に講師をお願いするなどの工夫をしながら進めてまいりたいと思っております。

また、今お話がありました仮設住宅以外の、要は借上げ住宅に入っている方でそういうふうなグループに入っていない方というものが非常に多うございますので、仮設住宅とかそういうふうなサロンとかあるいはやる場合に、入っていない方に対しての周知方法なども含めて検討してはいきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） いろんな会とも相談し、中身も含めてということで、ある程度前向きなお話をいただいたのかなと思うのですけれども、連続講座というふうに、定期的な連続講座というふうにちょっと提案をさせていただいたのですけれども、今生活環境課長が話をしたように、やはりどうやって住民の方にこういう講座をやっているのかということをしてPRしていくのが多分大きな問題点があると思うのですけれども、やはりもう年間スケジュールを決めて、いついつ、少なくとも2カ月後ぐらいのスケジュールでここでこういう話、ここでこういう話、ここでこういう話というものがあれば多分いろんなところでタブレットとか広報とかいろんな形、あとはお互いの言葉での「一緒に行こうよ」とかということができていくと思うのです。やはりぎりぎりとか不定期だとそういうものがなかなか難しいので、ぜひとも定期的にやっていくということを早急に進めていただきたいというふうに思うのですが、これは来年に向けて定期的にやっていくという考えはあるのかどうかちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 議員おっしゃるように、継続的にやっていくというのが非常に大切だと思っております。初年度に124名という参加者でありましたが、継続的にやっていただきたいという要望もあります。また、これをやることによって、そういうふうな情報も出ていない方に伝わって、多くの方が出ていただけるような形をやっていければと思っております。

また、今年間計画を立てて場所を選定してというような形になりますと、他町村でもそういうふうな事例があるのですが、なかなかそこに人が集まらない。どれだけの会場を押さえればいいのかという部分も非常に問題になりますので、まず初めに、先ほどお答えしたように、自治会とかそういうふうなサロンをつくっている方に、会長さんにご相談しながら、ある程度の人数を掌握しながら場所を決め、その中で一般の方が入ってこれるような仕組みづくりをちょっと考えていきたいと思っております。そういうことをやることによって、ちょっと継続的にそういうふうなものが伝わっていけば大きな形でできるような形には持っていけるのかなというふうにも思っておりますので、まずは段階的にやっていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 難しいことだとは思いますが、やはり定期的に続ける。それを単年度ではなくて、何年かか続けてやっていくとかが必要だというふうに思います。

それに関連して、昨年どういうテーマについて講座を開いたのか。疑問に思っていることに対して安全ですよというものは、例えば戻るときとか、戻ると判断をする。今実際に富岡にいなくても、こちらのほうにいても、昔と同じ状態ではない状態の中でどういうふうに放射能を、余分な内部被曝、外部被曝をしないようにしなければいけないかということがあろうかと思うのですけれども、根本的に放射線のこういうところが危なくて、もう小さい子は近づかないほうがいいですよというような極端

な話をする先生も中にはいらっしゃるのですけれども、多分1人の先生がいろんな話をしていったかと思うのですけれども、複数のいろんな安全だという先生、安全ではないという先生、中立の先生、そういういろんな判断基準を住民に与えるというのも必要だと思うのですが、去年はどのような講師の形態でやっていて、来年度はどのような講師の形態でやろうとしているのか、ちょっともう一度そこら辺詳しく教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 昨年は、東京大学の柴田先生という方が中心でやってきました。この先生は、福島県内の多くの自治体で講師として参加していきまして、住民との懇談会を多くやっている方でございます。

多くは、福島のサロンの中で、町ではないのですが、原子力産業協会との連携で福島のサロンでは継続的にもう7回ほどやっております。その中では、いろんなやっぱり疑問に思うこととかそういうものを一問一答式の形でやっていきまして、特に安全だとか不安だとかという強調するような先生ではなくて、その不安を取り除くとか、あとは自分の最終的な判断も必要ですとか、そういうふうな言い方をする先生でありますので、そういう形でやっていました。

また、その中で食品に対する不安とかあるいは除染の効果についてとか、それからどのくらいの線量になったらとかといういろんな質問が今回も出されました。そういうふうないろんな質問の中身をどういうふうな部門に絞って行って今後実施するかというのが各仮設住宅とかサロンとか、そういうふうな会長さんと相談しながら順次進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 部門を絞ってということなのですが、多分部門部門には、例えば食品であれば、原子力の専門ではなくても食品の専門の方か健康になれば医者とか、あと放射能そのものに対する原子力の物理学の先生とか、いろんな種類の先生方がその専門専門に幅広くいると思うのですけれども、そういう幅広い先生のセミナーとか、そういうことが開催できるような形態というものはとれないのかどうか、ちょっともう一度、来年以降も含めて、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 講師の先生は、1つの部門ということではなくて、そういうふうないろんなご意見も出ていますので、どちらかというところそういうふうな1つのものの特化して詳しい先生を例えば講師として迎えて全体的な話をしてもらおうというような形を考えておりますので、そういう形でやっていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） そうすると、その先生がオールマイティーである、ある程度オールマイティーであるということではいいのですが、どうしても1人の先生の話になってしまうので、いろんな意

見を自分の中で集約をして判断をするときには、やはりこちらの先生、こちらの先生、こちらの先生がこういうことを言っているという情報を自分の中に入れて、そこから分けていかなければいけない。本来結構難しいことなのですからけれども、なので最初そんなに人がばっと集まるということはないのかもしれないのですけれども、それをやはりこつこつと積み上げていくことによって正しい情報と自分の判断というものが多分できていくと思うのです。ぜひとも1人の講師ではなくて、複数の講師が入ってできる講座。ごめんなさい、一遍にその日に複数の人ではなくて、ちゃんと今月はこの先生、来月はこの先生とかという形でいいのですけれども、そういう可能性というか、そういう方向性というものはとれないのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 言葉足らずで申しわけないです。

1人の先生に固執したということではなくて、今議員がおっしゃったような形のもので考えていければというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ぜひともよろしく願いいたします。

それで、ぜひともいろんなところでPRできるような形をとっていただきたいというふうに思います。

続きまして、再生可能エネルギーの話なのですけれども、先ほどの町の方針の中でとりあえず太陽光発電ということで出てまいりました。もうこれは、私も太陽光発電が一番身近に近くにできていくということであろうかと思うのです。あとその中で、いろんなもののポテンシャルという話が出ていたのですけれども、その中でも風力、小水力の問題があるのですけれども、バイオマスということに関して考えれば、富岡町のもともとの農地の規模と富岡町内に占める森林の割合を考えれば、十分ポテンシャルはあるのかと思うのです。ポテンシャルがあるのだけれども、進められないというところで、今一番の課題になっているのはどういうところなのか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） バイオマスですが、今現在ポテンシャルといいますが、実質は除染のぐあいといいますが、除染の経過によるものだと思っています。農地、それから森林についても、これから進める中で今後どういうふうにするかは、26年度、来年度に実施します復興計画の中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 例えばバイオマスに関しては、昨年度、町の事業ではなかったみたいなのですけれども、下郡で米を栽培をしてバイオ、あれはバイオエタノールにしたのですか。バイオエタノールをしてやったという経過がありました。ただ、おととしのように町の事業ではなかったので、細かい報告とかは出されていないのですけれども、そういうことができた。

先日国のほうから富岡町も何か居住制限と避難解除準備の農地の耕作を認める範囲ができるというような話があったのですが、そういうものをつくって、バイオエタノールにしたりとかバイオガスをつくったり、バイオディーゼルをつくったりというものがあるのですけれども、確かに除染の話が出たのですけれども、除染の方法としても、例えば畑に物を植えて、吸い上げて、当然エタノールをつくって、そのかすが最終的にはあると思うのですけれども、多分かすには放射性物質がいろいろ含まれているのだというふうに思っているのですけれども、そういうふうにして除染をするという方法もゼロではない。同じ農地として考えるのであれば、そういう方法も場所によってはあるのかなという気がします。

それから、森林の除染ということなのですけれども、現在森林に関しては除染をするというよりも、これも何かテレビでちょっとやっていたところを見ると、例えば木の下に土を置いて下から上がってくるものを遮蔽するとかということではなくて、もう木そのものにある程度含んでいっているわけで、それをなかなか建築の材料として使うというのは難しいのであれば、やはりこういうエネルギーに変えていくという形を考えていくというものが一つの大きなステップなのかなというふうに思います。放射能のないところではバイオマスの森林をやっているところということも町づくりとしてはあるわけで、除染と絡めて考えていったときに、バイオマスを研究していく、進めていくという方向で行くというものは一つの大きなテーマなのかなというふうに思うのですけれども、その辺に関してはどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えいたします。

今バイオマスに関して、バイオマスと一言と言っても、議員冒頭お話しのとおり、エタノールとか発電とか多岐にわたって、ちょっと個別にいろいろ特徴がありますので、ちょっと分けて整理して考えないといけないのですが、まずちょっとバイオマスに入る前に、1つだけ再生可能エネルギーについてはもともと環境系の動きから市場が沸いてきたのですけれども、まさに富岡町で再エネを活用するというのはいかに復興に役立てるかというような視点が絶対大事だと思います。ですので、二酸化炭素どうこうという問題あるのですが、いかに復興に役立てるか。しかも、帰還できない段階が当面の間続きますので、その間に何ができるか。あとは帰還した後あるいはぼちぼち帰還、戻って皆さんが来た後にどういった展開があるかというようなあたりを中、長期に捉えながら進めていくというふうに考えております。

今ご質問のバイオマスについては、ちょっと2つありますので、ちょっと整理しますが、まず森林のほうがわかりやすいのであれですけれども、まずご承知のとおり森林は表皮に放射性物質が付着していますので、パークと言うのですけれども、そういった森林を燃料にして燃やしてタービンで回して発電するというのが一番わかりやすい、効率的なバイオマス発電という分野でございます。この件につきましては、まずは富岡というか、大熊、双葉も含めてかなり線量が高い森林のあり方、復興の

仕方というものがなかなか先が見えていない。本当に除染を全面的にできるかどうかというものもわからない中でどうするかという問題があります。

1つは、それを発電、再エネと言ったところでなかなか放射性物質の処分的な位置づけがあって、ご承知のとおり他の自治体さんでも途中で頓挫したものがあります。そういった課題認識を持っておりますので、当面富岡町でそこに焦点を当ててやるというよりは、そもそもの除染のあり方、森林の活用のあり方というものをあわせて大きな視点で検討していく必要があるのかなというふうには、これは私のほうでは思っております。

あとは農地、今、町事業ではなかったのですが、2年間、3年間ほどですか、今先行してやっておられる方。これは、農地に非食用の植物を栽培して、除染がどれだけできるかというあたりの検証とか、あとは精製したエタノールをどれだけ活用できるかという検討をしています。これは、今太陽光とは違って市場が確立されておられません。要は、そこはできた農作物、済みません、バイオエタノールを売って事業化ができるかという意味では、まだ太陽光とは違ってできていないので、そういった試験的にやるのは今の段階だと思います。ですので、今後試験以外に復興に役立って事業としてできるかというのはまだまだ課題が多いものと思います。

ただ、農地の保全のあり方とか農地の再生の過程をどうするかと、再生していくまでの過程でどうするかということについては意義深いものがありますので、ただどれだけ税金をかけてやるかという問題も一方でありますので、その辺も個別課題を整理しながらやっていく。当初予算でもそういった農地の関係の再生へ向けての、あとはエタノールに限らず、再生に向けての事業化の予算をしておりますので、そういった中で検討してまいるといってございませう。

あともう一点は、ちょっと最後になりますが、議員ご指摘のとおり再生可能エネルギーを大きなメッセージとして訴えて推進するのは重要なことだと思いますが、今言った個別の再生可能エネルギーかなり多種多様で、全く進め方あるいは市場の確立の仕方全く異なりますので、その辺は富岡町のポテンシャル、町長答弁したポテンシャルのあり方を含めて総合的に検討しながら、議論を深めながら発信して、どういう位置づけでやるかというものを発信してまいりたいというのが考えでございませう。

以上でございませう。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今副町長のほうから難しい問題が出たわけですけども、一番逆にほかで頓挫した話がバイオマス発電。私の考えていることの中では、バイオマス発電だけではなくて、当然町としてやっていくには熱利用とか燃料製造も含めてバイオマスのそちらの別分野、発電、熱利用、燃料製造も含めてバイオマスを進めていくというものが必要だろうと。それによって、木質系と農産物系、水産系、建築、資材系が出てくるので、うまく進めていく可能性があるというふうを考えております。

その中でお聞きというか、もう一度質問したいのですけれども、森林も含めて放射性物質のことが

問題になっているわけですが、ほかで問題になったからこそ富岡町が中心となって、これは今富岡の話ですが、実際には双葉郡の大きな課題だと思うのです。なので、ここだからこそ逆にこのバイオマスを進めるといふ提言ができるのではないかというふうを考えているわけですが、それは処分、バイオマスとして出てきた、熱として出てきた灰、バイオマスを取るところで出てきた残材、残骸も含めて、その処分も含めて、保管も含めて双葉郡、富岡町の中で情報が発信できるのではないかというふうに思っているのですが、その辺についての町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘のバイオマス発電、それからバイオマスの燃料等々のことですが、今残念ながら富岡町の森林等についての、これは川内でも実証試験をやるといふような話がありました。当然川内のほうが富岡町よりは放射線に汚染されている汚染度合いというものが少ないわけですが、その中でもなかなかそれは村民の同意が得られないということで中座した部分がありますが、今の富岡町でもなかなかこれについてやっていくというのは大変な至難のわざだと思います。そういう意味では、これが将来的に全くだめだろうというふうな見通しの暗いものではなくて、当然富岡町にこれから帰還というものが進んで、そして森林の除染あるいは森林というものをそのまま放置しておくわけにはいきませんから、間伐あるいは枝打ちというふうなそういうこともついてきます。そういうもろもろの問題というものは、やはり放射線がある程度減衰しなければなかなかその加工工場あるいはこのバイオマスの発電所等についての立地ということになったときに町民の理解が今のところでは得られないのかなというのが実情でございますから、もう少しこれが自然減衰あるいは除染等の技術の確立があつて、そしてこれなら大丈夫だという線が出てくればこれも考えられることだと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時03分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

午前に引き続きまして4番、遠藤一善君の質問を継続いたします。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 先ほどの続きをさせていただきます。

先ほど町長の答弁のほうに放射線の問題と減衰の状況を見てからいろいろ考えていきたいというお話があったのですけれども、やはり富岡町ということを考えていったときに一番大切なものは、もとの自然環境を何年かかっても取り戻すということ、子供を自然豊かな野山で自由に遊ばせてあげることがこれからの富岡にとって最も重要なことだというふうを考えております。その中で、やはり森林の再生と農地の再生というものは、非常に重要な部分だというふうになってくると考えており

ます。今自然減衰というものは、年数がたてばどんどん出てくるというものはそれはもう物理的に決まっていることですが、やはりこれからの富岡の町づくりということを考えるときに、何か一本筋の通ったものが必要だというふうに考えております。その中で、やはり先ほどから言っておりますように、再生エネルギーということを中心に据えた町づくりということで、今までも、先ほど私のほうでゼロエミッションということを話しましたが、コンパクトシティとかスマートタウンとかいろいろ出てきていました。これは、原子力のこの事故にかかわらず環境を考えていかなければいけないというものは、これからの町づくりの基本的な考え方だったと思います。

そこで一番の問題がやはり放射能というところが出てきているということで、やはりここで一番今挑戦しなければいけないものは、できないというか、放射能をそのままして自然に任せるということだけではなくて、やはりいろんな知恵を絞って森林と農地の再生をしていく。そのためには何が必要かといったときに、やはりこの再生エネルギー、特に森林と農地の再生を考えたときにはこのバイオマスのエネルギーをどういうふうに使っていくということが必要になってくると思うのですけれども、このバイオマスについてこれから町の取り組むべき課題として、まず第1には再生エネルギーということはこの第2次復興計画の中で考えていくことが絶対必要だと思うのですが、その辺について政策的に来年度以降の政策としてそういう再生エネルギーの町としての取り組みというものを検討していくということに関してどういうふうを考えているか、再度お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 2次復興計画においては、再生エネルギーは欠かせないものと考えてございます。

町長の答えにもありましたように、復興モデルといいますか、町が先頭になって内外に発信するというのもございますので、そこについてはしっかりと皆さんと議論をした上で検討まいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の本当にこの再生エネルギーというものを将来的に考えないで町づくりというものが本当にあり得ないというほど重要な課題になってくるのだと思います。

そういう中で、今回町では本当にこれが農地で今できない部分がある。太陽光に新年度に着手するわけですが、これを先ほども答弁させていただきましたけれども、町民の間からもその意見、それからそういう再生エネルギーに対する考え方というものをいろいろと町に提言していただきまして、そして町民と一緒にこれをどんどん大きな輪にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ぜひともこの再生エネルギーは、第2次復興計画で検討をお願いしたいというふうに思います。

もう一つ最後になのですが、やはりこのバイオマス、再生可能エネルギーの中でもバイオマスを考えるときに、放射能の問題というものは、バイオマスをつくったときに出る、残るところなのだと思うのですが、やはり放射能は避けて通れないということ、そしてこれが一番問題であるということも含めて、今後やはりバイオマスを利活用していくための研究施設ということではないのですが、プラントも放射性物質をいかに封じ込めながらバイオマスを有効活用していくかというようなプラントの実験施設とか、そういうことを富岡町が中心になってつくっていくということも必要なのかなというふうに思うのですが、最後にそういう研究施設とかというような要望に取り組んでいくというような検討、それからそういう考えはあるかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 副町長ありますか。

副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えいたします。

まず、議員の今の問いの原点にあるのは、森林なり農地の再生というものが1つ、あとその手段としての再生可能エネルギーの活用、この組み合わせのご提案だと思います。

まず、研究所につきましては、まず郡山に産総研、国の研究機関、政府系の研究機関の産総研が郡山に再生可能エネルギーのセンターができます。そういったもの、あとは除染なり、そういった研究所も別途ほかの市町村に国レベルというか、そういったものも計画があります。ですので、この問題をバイオマスという切り口にするかあるいはその除染、先ほど子供たちがもとのように野山で遊ぶというのが我々の最終的に目指す姿ですので、そこからどういう切り口、バイオマスというふうなものを前面に出したほうがいいのか、その辺の既存の研究機関、今後できる研究機関と連携、その辺もトータルで総合的に見ながら、ちょっと今の段階ですぐお答えできる詳しい材料はないのですけれども、第2次復興計画の策定、過程及びそれ以外の庁内での議論等も含めて、議員のご指摘踏まえながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ぜひともこのバイオマスに関しては、検討していただきたいというふうに思います。

郡山にできる産総研の研究所もこの福島県の中でのこのバイオマスに関しては結構、言葉が悪いのですが、やはりちょっと逃げ腰というか、引きぎみなのはもう十分それは承知しております。ですからこそやはり富岡町が中心となってそういうことを進めていくというのは、双葉郡、ひいては福島県の森林の再生までも考えていける状況になると思いますので、ぜひとも今後第2次復興計画に向けてこのバイオマスの研究施設とか、そういうものを含めて富岡町に誘致いただけるようにご検討いただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続いて、2番、堀本典明君の登壇を許します。

2番、堀本典明君。

〔2番（堀本典明君）登壇〕

○2番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可がいただきましたので、通告どおり1問質問をさせていただきます。

町のランドデザインについてです。富岡町では、復興町づくり計画案がまとまり、今後第2次富岡町災害復興計画へ反映されることになると思います。住民意向調査の結果を踏まえ、2025年の将来人口を4,100人と推計して、それに沿っての計画で、実際に実施可能な計画に近いのだろうというふうに思いますが、富岡町、そして双葉郡の10年後、20年後、30年後を考え、町民が魅力あると思える町、こんな町なら戻りたいと思える町をつくるためのランドデザインが必要ではないかというふうに考えます。

本来であれば、双葉郡が連携して、双葉郡復興のためのランドデザインが必要だというふうに考えておりますが、現状では各町村復旧状況等も異なりますので、今は町は町として将来を考えたランドデザインを準備していくべきだというふうに考えております。このことにつきまして、町の考えをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、堀本典明議員の質問にお答え申し上げます。

1、町のランドデザインについて。富岡町は、復興町づくり計画案がまとまり、今後第2次富岡町災害復興計画へ反映されることになる。この計画案では、2025年の将来人口を4,100人と推計としており、それに沿った計画になっているが、人口を考えた計画ではなく、町民が魅力があると思える、戻りたいと思える町のランドデザインが必要と考えるが、町の考えはについてお答え申し上げます。

平成23年度に町が策定した富岡町災害復興ビジョンや第1次災害復興計画は、議員もご承知のとおり、ふるさと富岡を形づくるための方向性を示したものでありますが、災害後間もない大きな混乱が続いている中での策定作業であったことなどから、復興に向けた施策等を総合的に示してはいるものの、具体性や具現化、可能性に係る踏み込んだ検討については後の計画に委ねるものでありました。

このため、今年度は町民の生活再建や沿岸部の土地利用など重点的に進める事業を具現化した実行計画を策定すべく町づくり検討委員会を立ち上げ、十数回に及ぶ委員会等での議論を重ね、町民や議会の皆様、有識者等の多様なご意見を取り入れた復興町づくり計画を今月末にも提案いただくこととなっております。

一方、震災後3年が経過し、国の支援、損害賠償、町民の意識など実にさまざまな情勢の変化、環

境の変化が生じております。私は、震災の4年目の来年度新たなスタートの年と位置づけ、町を取り巻く環境変化を的確に踏まえつつ、将来の富岡の創造に向けた本格的な復興計画となる第2次災害復興計画を策定する考えであります。

この第2次計画では、生活の環境を整える、ふるさと富岡を再生する、生活を再建するとした第1次復興計画の3つの基本理念のさらなる明確化を図ります。例えば、これまで最優先としていた町民の生活再建のための各種取り組みは継続拡充しながらも、これらに加え、祭りや行事などの再開等を通じて、避難中であってもふるさとの文化を感じ、町民のきずなを維持することはもちろん、町の復興に向かう機運を高めるなどした道筋を示すことにより、心の復興を遂げるよう計画をつくり上げていく必要があると考えております。また、帰還までの間においても、町内で展開が可能な復興公営住宅を拠点とした町づくり、事業の再開や町民等の復興に向けた活動への支援、再生可能エネルギーや先端技術など、新たな産業の創出、町の基幹産業である農業の再生計画を初め、幅広い年代、多くの町民にとって魅力ある方策を、中長期的な展開も視野に入れながらわかりやすく示していく必要があると考えております。また、ハード、ソフトにわたるこれらの施策を複層的に取り込むことによって、復興への光を感じる町のグランドデザインが見えてくるような工夫も極めて重要であると考えております。

まだまだ先は見えない状況が続いておりますが、復興に向け一歩ずつ前進していることも確かであります。第2次復興計画は、町民の皆様にとって魅力ある町とは何かを常に問いかけ、多くの皆様のご意見を丁寧にお聞きしながら、今後の町の方向性をしっかりと示すことのできる、頼れる羅針盤というような、進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど町長のほうからご説明あった一般町政報告、この中にも、町の復旧、復興にかかわりながらも安心して生活できるような法制度や施策も見直し、必要であれば創設する。そこで、その下の、地域の復興は町に何人帰るかという数の問題ではなく、3月11日に住んでいた住民がいかに帰れるような状況をつくることではないでしょうかというような表現がありました。私がこの町のグランドデザインというものを思い描いているというのはまさにこのことでありまして、今戻りたい人が何人いるからという町づくりではなくて、どういう町をつくっていけば、また魅力ある町だというふうに思っただけだと、そうすることによって町に人が戻る、または新たな人口が生まれるというふうに考えております。

その中で、今回復興まちづくり計画案からの今度第2次富岡町災害復興計画へ行くとありますが、この富岡町の第2次復興計画というものは町のグランドデザインというふうに考えていいのかどう

か、そのあたりを教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 仰せのとおり、グランドデザインと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 第2次富岡町災害復興計画がグランドデザインとなり得るとすれば、これは来年度1年間で決めるというふうな考えでしょうか、それを教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 今のところ1年でつくっていききたい、策定したいと思っております。ただ、内容はかなり濃くなりますので、部会等をつくりながら作成していききたいというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 10年後、20年後、30年後を考えたときに、本当にどういった富岡町をつくっていくかということを考えていくと、非常にいろんな意見も出るでしょうし、まとめるのにも非常に時間がかかるのだろうというふうに感じています。そんな中、今今回の復興まちづくり計画案というのはある程度近未来的というか、数年先のことも視野に入れた計画だろうというふうに思っているのですが、それと何十年後かのグランドデザインを1つの会議でやってしまうと、本当に片方が、要は大きなグランドデザインのほうが、ちょっと定まらないうちに計画だけまとまってしまうというようなことがあるのではないかと危惧しているのですが、これはやっぱり近未来というか、ここ数年のうちにできることと、本当に何十年かかけてやらなければいけないことと、2つを分けて、なおかつ並行で作業をしていったほうがいいのではないかというふうに思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

まさしくそのとおりだと思っております。ですから、策定委員会だけではなくて、いろいろな部会、今いろいろと計画、検討している最中ですが、いろいろな部会の中でしっかりと議論をして、それを委員会のほうに持ち上げると、その上でまた議員の皆さんにもお示ししながら、いろいろな町民のほうともパブコメ等をやりながらもしっかりと検討しながらつくっていききたいというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 第2次富岡町災害復興計画が、今のいろいろと部会に分けてつくられるということなのですが、やはり今回の復興まちづくり計画案がベースになる部分というのはあると思うのですが、実は私も先ほど町長おっしゃられた震災後の災害復興ビジョン策定委員会へ委員として参加させていただきました。そのとき復興ビジョンのベースがあって、そのベースをもとに委員が議論し、

肉づけしていったというような感じがしておりまして、当時はやはり時間的制約等もあったと思うのでやむを得ない部分はあったと思うのですが、ベースがある上で話をしていくと、どうも新しい発想が余り出ていなかったのではないかなという感じが非常にしました。今回第2次富岡町災害復興計画というのは完全にゼロベースというのは難しいかもしれませんが、それに近い形で委員の自由な新しい発想が出るような手法をとっていただきたいというふうに思うのですが、さっきも述べたように、復興まちづくり計画案をもとにつくっていくものと何十年後の町をイメージしてつくっていくものと分けて、本当に何十年か後の町をつくるというようなランドデザインについてはほとんどゼロベースぐらいの感じで、大きな項目ぐらいで渡してあげたほうがいい意見が出るのではないかなというふうに思うのですが、そのあたりはお考えいかがですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

まちづくり計画案は、町長からの答弁にもあったように、津波被災地、それから富岡駅周辺という形である程度核をつくって今回議論をさせていただきました。2次計画については、今後町全体の計画という形になりますので、そこは確かにゼロベースだとなかなか難しい、皆さんの検討も難しいところはあるかと思えます。ある程度やはり不安ではないですけれども、ゼロベースに近い形の案を出しながら検討すべきだとは思ってございます。ゼロから始めると、本当に時間等の問題もあり、なかなかまとまらないところもございますので、ある程度のたたき台は考えなければいけないだろうというふうには考えてございます。それは、全てそこで決めるのかということではございません。あくまでもたたき台という形になるかと思えますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員も既に富岡町災害復興ビジョン、それから第1次災害復興計画、そして復興まちづくり計画というふうに進んできたわけですが、これについては全て白紙の状況からでなかったというのは私も認識しております。これについては、職員の課長さんたちがおおむね1回練ったものをある程度土台として皆さん委員会にご提示したのもありますから、今回についてもやはりそういう意味では余りにも殻に閉じこもったようなものというものになりかねませんので、これについては皆さんから活発な忌憚のないご意見もいただきながら、そればかりではなくて、ではその他はどういうことがありますかというような、そういう建設的な考え方に立って進めてまいりたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 本当にゼロベースは非常に難しいのだろうというところはあるのですが、ぜひ優秀な委員がいつも集まっていますので、本当にその意見が自由に出るような環境をつくっていただきたいなというふうに感じます。

あともう一点、ちょっとこれはご提案になるかと思えますが、町のランドデザインを考える上で、

20年後、30年後の町を考えると、今現在の住民意向調査の結果では、20代から40代の世代がもう半数以上が戻らないと決めているというふうに回答されていると思います。私も同じ年代なのですが、子育て世代の年代だと、やはり子供の安全性を考えた場合に、今ここで戻るといような結論はなかなか出せないのだろうというふうに感じますが、今20代から40代の世代が富岡に戻るなら、戻らないにしても、富岡町と何らかのかかわりを持っていかないと、その後が続かない、その次の世代に続いていかないとというふうに非常に危惧しております。その中で、もしグランドデザインをつくる上で20代から40代の人を特に集めて、役場の職員の方にもその年代の方はいますし、あと有識者の方も上の方ではなくて、同じ年代の人入ってもらって、そういった人たちの中で、グランドデザイン、それが全てではなくて、一つのグランドデザインをつくるというのはどうかなと思うのです。そういうことによって町とかかわりを持つとか、自分たちの話が聞いてもらえるとかという思いをやっぱりその年代って思うと思うのですが、そのあたりの考えとしてはどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 私先ほど町政報告の中でもお話しさせていただきましたけれども、今移住政策という国の自由民主党の第3次提言が政府のほうから提示されてきて、ほとんど二者択一のような状況になってございます。これって本当に富岡町にとっても、それから被災している避難している市町村にとっても、今の状況で二者択一を迫られるだけの話では、なかなか町の復興、復旧というものにつながってこないと思います。そういう意味では、当然皆さんの今お話ししました20代から40代の子育て年代が、じいちゃんとかばあちゃんが帰ると、息子たち、孫たちが、俺は、じいちゃん、帰らないよという話になったときに、どうしても自分たちだって老いていくわけですから、子に従いになるわけです。そのときに、では今はすぐには帰れない、子供たちが成長して学校を卒業したときにはじいちゃん、ばあちゃんと一緒に帰りましょうと、そういう長期退避、それから将来帰還というものを、これはきちっと私のほうから今後発信していきます。そして、この長期退避、将来帰還の中で、ではそのままずっと避難している地域で過ごしていただくということになると、富岡町のきずな、富岡町の文化というものも薄れてきますから、富岡町の多少の復興、復旧についてはご協力を願って、そして富岡町が再開するお祭りとか、それからいろいろなスポーツ、イベント、それから町民が集える集い、そういうものに少しずつでも参加していただいて、富岡を風化させない、富岡というものを心の中から忘れさせないということが一番大切なことだと思います。そういう意味では、私はこれからも二者択一というように、本当に帰るのかい、帰らないのかいというだけの話ではないと思いますから、その辺を議員もご理解賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 私もやはり我々の20代から40代ぐらいの世代がぼっと抜けてしまった後の町のあり方というのは非常に厳しいのだろうというふうに思っております。先ほど来町長がおっしゃっているように、かかわることの大切さ、イベント等を通してというのは非常によく、それもつなぎ

とめる一つだなどというふうに思いますが、やっぱり自分たちで戻りたいなと思える町はどのような町かというイメージを持っている人というのは少なくないと思うのです。現状ですと、どうも放射線の影響であったりというマイナス面が非常にあって、それをどうやってプラスに変えて、どうやったら戻っていただけるのか、どうやったら逆に言うと戻りたい町になるのかというような考えをその世代の人たちが出して、それが形になっていけば、その人たちが将来になったときに戻ることができる、自分たちが思い描いた町であれば、戻りたいなと思うのではないかというふうに思うのですが、その年代ばかりでつくってしまうと、またいろいろと問題があると思うのですが、その年代はその年代で集めて、ひとつ計画とか意見を聞くというのはおもしろいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

大変ありがたいご提案でございます。委員会とは別に、そういう問題、職員も含めてちょっと検討はさせていただきたいと思えます。かなりいい提案だと思いますので、そこは十分に検討させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ぜひ検討していただいて、できれば来年からやっていただけるとすごく前に進んだという感その世代にも広がるのかなと思いますので、それはよろしく願いいたします。

あと、済みません、もう一点。このグランドデザインをつくっていく中で、どうしても雇用面というのは非常に大事だというふうに思うのですが、昨年末に政府が双葉郡など浜通り地方の経済復興に向け、ロボット開発の世界最先端地域を目指す福島国際研究産業都市イノベーション構想というのか、その構想というのを策定するというふうに発表されたと思えます。現実されれば、廃炉技術の研究開発拠点を初め、災害復旧や除染などのロボット開発、産学連携の拠点の整備などが想定されて、社会基盤の整備、また雇用の創出が生まれてくるというふうに思われています。こうした計画、これはまた双葉郡でいろいろ分けるのではなくて、双葉郡全体としてこういったものを受け入れるような話になって、そういうものがあって、どういうふうに将来町をつくっていくかというような、そういう計画をつくるのではすごくすばらしい考えだと思うのですが、そのあたりはまだ正式な話はないかもしれませんが、そういったものを受け入れたグランドデザインというのがあれば、雇用と、また住環境とつながっていくのではないかと思います。そういうものの受け入れはまだ決まっていますが、そういったところを考えた町づくりというのはどのように考えられているか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ただいまのご意見ですが、本当に雇用の場をどうしたら創出していただけるかということで、これ副大臣が座長になりましてイノベーション構想と、これ3回目まで終わりました。そして、第1回目を開き、2回目にはその間にはアメリカのほうの視察にも行っているわけですが、やはり廃炉に向けたロボット産業の構築であるとか、いろいろなものを今考案中であります。そして、

6月にはこのイノベーション構想の大体的大枠の骨子が固まります。私は、富岡町まだまだ今除染が始まったところですから、富岡町にも何とかこういう工場ということを手を挙げたいわけですが、これについては少しかなわないところがあるのだと思います。ただ、楡葉町であれば、富岡からも十分通える距離でありますし、これについては我々避難している被災地の住民をいかに雇用に結びつけるかという最初の理念がありますから、これについては私どもも富岡町はイノベーション構想についてはオブザーバー的な立場でしか今のところ入っていませんけれども、そういう考えをさせていただきますから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 本当にこういったものがあって、雇用があって、住環境があるというものがまずベースになって、自分たちの戻りたい町というのができてくると思いますので、これは私の意見ですが、ぜひ推進していただきまして、どこかの1個の町に固まってしまうのではなくて、それは双葉郡全体でバランスをとりながらやっていただいて、そうすると各町がどういう町をつくっていくかというものができのさだろうと、そういうものがなければなかなかみんな前に進めないのさだろうと、みんなでとり合いするのではなくて、みんなで共有し合うというか、そういった形のものを描いていただいて、町づくりにつなげていただきたいなというふうに思います。町長もいろいろと双葉の連携というのはよくおっしゃっておられるので、そのあたりはどこかで考えていらっしゃると思いますけれども、その辺はご要望させていただきます。

今回はいろいろと、私思うに非常に第2次富岡町の災害復興計画が少し今までの復興まちづくり計画案にこだわらずに、もう少し大きな意味合いでランドデザインの意味も持った形でやっていただけるというような思いが私はちょっと伝わってきましたので、非常にありがたく思っていますし、またこれについてぜひ進めていただきたいと思っておりますし、先ほども言いましたが、時間にこだわり過ぎて、コンパクトで余り中途半端なものができるのではなくて、少し時間に余裕を見ていただいて、将来の思い描いた町をつくれるようなデザインができればいいなというふうに感じておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

本当にこの原発事故、マイナス面ばかりが目立ってしまっていて、今これだけつらい思いをしているので、将来はこのことが逆にプラスになるようなランドデザインをつくっていただくことをお願いしまして、時間は早いですが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 私も町長就任して7カ月になりますけれども、その間双葉郡のランドデザインということで県にも国にもいろいろと要望、要求をさせていただきます。その中であって、12月14日、その前でしたか、国の3次提言の中で、双葉郡のランドデザイン、私らが入って構築しますよというようなことが自民党から言われました。その席上で私は、国がつくるランドデザインでは富岡になじまない、双葉郡になじまない、これについては双葉郡のランドデザインというものは双葉郡の

首長がみんなして構築していくのだということその席で話をさせていただきましたけれども、富岡町も我々執行部がこれをつくっていったものに、皆さんどうぞというようなことを言ってもなかなかそれは理解されないのだと思います。そして、富岡町のグランドデザイン、この後当然いろいろと出てくるわけですが、先ほど議員おっしゃったように、20代から40代の方々がそのときに委員にならなくても、例えばですよ、その人たちが富岡町の復興、復旧というのを将来的に考えたときに、私らだけで影の委員会つくらないかとい、そしてそこで提言しようではないのとい、その辺まで進んでいただくと、本当に富岡町ってすばらしいグランドデザインができるのだと思いますから、その辺も本当にこれからご協力をお願いするようになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、終わりですね。

○2番（堀本典明君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、12番、渡辺三男君の登壇を許します。

12番、渡辺三男君。

〔12番（渡辺三男君）登壇〕

○12番（渡辺三男君） 私は、大きな2問質問させていただいておりますので、順を追って質問させていただきます。

まず、1、フクシマエコテッククリーンセンターについて。（1）焼却灰の最終処分について、（2）埋め立て処分の安全性についてということですが、フクシマエコテッククリーンセンターについては、環境省より10万ベクレル以下の廃棄物について埋め立て処分をしますとの説明を受けましたが、私は適切な処分ができるとは考えておりません。民間処分場に処分をし、環境省が安全監視員を設置し、処分状況やモニタリング等を確認しますと言っているが、民間施設を管理監督するのはなかなか大変だと私は思っております。埋め立て容量約96万立米のうち、現在22万立米埋め立て処分されている上に、比重の重いセメント固化した焼却灰を最終処分は危険過ぎるし、民間の処分場に放射能汚染物質を指定廃棄物に指定し埋め立て処分は余りにも危険過ぎるかと考えておりますが、町長はどうお考えなのかお聞かせください。この焼却灰の最終処分についてと埋め立て処分、関連されますので一括で質問させていただきました。

次、解体除染についてなのですが、解体除染の（1）半壊以上の解体はどのような順序で行うのかということで、我々環境省の会議とか、いろんな部分で今まで提言しております解体除染については速やかにやってくださいよと、土地の除染の前にまず解体をし、さらに解体終了後民間の宅地の除染をするのが一番効率のいい除染の仕方であって、現在環境省のほうとして考えているのは、その逆のパターンでやろうとしております。環境省が本来の目的を見失っているのかなと私は感じ取っているのです。といいますのは、当然きれいに除染をするためには、上から順に下に来るのが筋であって、下を先に、地べたを先に除染をして、上を取り壊すというのは全く私はあり得ない考えなのかなと。

そういう考えのもとで、なぜこういうふうになっているかという、やはり解体の許可がなかなかもらえない、半壊以上の解体の持ち主の同意書がとれないというのが一番のネックになっているのかなと思うのですが、先ほど町政報告の中でも半壊、全壊、あとは大規模半壊ですか、その件数の承諾書のいただいている数ではなくて、罹災証明出ている数ですね、その数出ておりましたが、この辺の数、承諾書いただいている数を正確に教えていただきたいと思います。

あと、(2)ですが、半壊未満の建物について権利者が解体を希望しているときにはどう考えますかということで、これも同じなのです。我々環境省、国交省、文科省あたりの会議の中で、これはもう一番最初からの懸案事項で、国に強く要望している事項なのです。やはり前町長の時代から、町づくりに大きく影響する課題だと。もう東京のほうに土地を買ってうちをつくった人は戻ってこない。戻ってこないから、後々処分するに困るから、除染のとき一緒に解体してほしいといういろんな意見が出ていて、これはもう町づくりには絶対欠かせない懸案事項なのかなと私は考えます。そういう中で、もう3年も過ぎました。きのうでちょうど3年です。本格除染にも入り、ようやく富岡町も前進する 때가来たのかなというときに、まだ最初からの要望事項が国に聞いてもらえないということは、やはりこういうをきちっと国も聞いて、国にも聞いてもらおうし、国の言うことを町もある程度理解していくという中で、やはり町民の要望だけが置き去りにされるというのは私は全く納得いかないものですから、あれから以後の現段階の進みぐあいをお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 12番、渡辺三男議員のフクシマエコテッククリーンセンターについて、(1)焼却灰の最終処分について、(2)埋め立て処分の安全性については関連性がありますので、一括でお答えさせていただきます。

昨年12月14日に福島県知事及び関係4町に対し、中間貯蔵施設の受け入れと既存管理型処分場としてフクシマエコテッククリーンセンターの活用について、石原環境大臣、根本復興大臣より要請がありました。中間貯蔵施設及び管理型処分場については、福島県はもちろんのこと、当町の除染を含め、復興を図る上で大変重要な施設である一方で、今後の町づくりなどに少なからず影響を及ぼすものと思っております。管理型処分場につきましては、環境省から町に対し1月下旬に、2月3日には全員協議会で計画の説明がありました。いずれも安全安心の確保を初め、まだまだ納得のできる説明とは言えず、今後とも引き続き丁寧な説明をいただく必要があると考えております。町といたしましては今後とも国の考え方をしっかりと伺いながら、有識者で構成される福島県産業廃棄物技術検討会の指摘事項等に対する国の考え方を注視しつつ、議員の皆様、町民の皆様のご意見を十分踏まえながら、施設の安全性を初め、問題点を整理してまいりたいと考えております。

次に、焼却灰の最終処分についてということで、これここにありますから、もう一度あれします。

10万ベクレル以上の焼却灰については中間貯蔵施設に搬入し、10万ベクレル以下の焼却灰についてはフシマエコテックの最終処分に搬入する計画となっております。焼却灰のうち飛灰及び混合灰については、廃棄物への雨水等の接触による放射性物質の溶出量の軽減を目的としてセメント固化を行い、上流側区域の埋め立て場所に埋設します。また、放射性物質の溶出量の少ない主灰や下水汚泥の焼却灰及び不燃物につきましてはセメント固化は行わず、フレコンバッグに入れ、下流側区域に埋設する計画となっております。このことにつきましては前段にも述べさせていただきましたが、先般の全員協議会での問題点や福島県産業廃棄物技術検討会の指摘事項等に対する国の考え方を十分確認しながら検証してまいります。管理型処分場につきましては、活用要請がありました。容認したわけではありません。処分場の安全性はもちろんのこと、町民の皆さんの御意見を十分に踏まえつつ議員の皆様としっかりと議論しながら丁寧に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、解体除染について、(1) 半壊以上の解体はどのような順序で行うのかについてお答えいたします。半壊以上の建物解体の申し込みにつきましては、環境省より委託を受けた業者が2月10日より役場郡山事務所及びいわき支所で申請受け付けを開始し、2月末までに80件の申請がありました。今後の解体までの順序は、環境省が委託している業者が解体対象とする家屋等を現地で確認するとともに、家屋等の構造や延べ床面積等を調査し、事業発注に必要な情報を得てまいります。この現地調査の結果等に基づき、解体事業費の積算等を行い、事業を発注します。次に、家屋等の所有者と環境省及び解体業者による3者立ち会いをし、解体日、対象範囲、工程、屋内動産の扱い等を調査し、ご理解を得て作業を実施する計画となっております。

次に、(2)、半壊未満の建物については、権利者が解体を希望しているときにはどうする考えかについてお答えいたします。半壊未満と判定された建物についても、荒廃の進行や放射性物質による汚染状況等を踏まえ、町では国の解体対象となるべく要望をしていました。昨年8月に復興庁や環境省などの関係省庁横断による検討チームが設置されており、昨年11月に行われた現地調査の結果を踏まえ、検討が進められております。さらについで、2月22日の常磐富岡インターチェンジ再開通式の場においても、私から浜田復興副大臣に対して改めて国の迅速な対応を要請したところであります。

なお、現在カビや腐敗、小動物の侵入による柱、建具等の食害、ふん尿汚濁などに起因する対象範囲や程度について、国に特例的な運用基準を示させるべく詰めの調整を行っております。今後とも町の意向に沿った対応方針が早急に示されるよう引き続き強く求めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

まず、フクシマエコテッククリーンセンターについてですが、まず最初にこれをお聞きします。このエコテッククリーンセンターについては、楡葉町が進入路になって、富岡町の敷地に投げて、下流域が富岡町ということで、大分いろいろあった最終処分施設なのかなと思うのです。ましてや当初はこれだけ大きな施設ではなくて、途中で規模拡大をし、また下流域からはいろんな反対論が出ておりましたが、この規模拡大時には地域の承諾書は要らないということで、いつの間にかこれだけ膨大な九十何万トンですか、立米ですか、膨大な埋め立て処分場になったということなのですが、富岡町としてもこの施設ができるときには県に対して反対要望、反対の意見書を出しました。私も記憶しておりますが、反対意見書を出したにもかかわらず、最終処分場ができてしまったということで、非常に情けない思いしているのですが、そういう中で、今回のこの放射能汚染物質の最終処分場ということで、国のほうは放射能汚染物質を指定内廃棄物と、いつのときかそういう指定をして、一般の処分場に埋め立てるといふ話が持ち上がってきたわけですが、単刀直入に聞かせていただければ、この施設は現在ある施設ですので、私思ふには町村単位では、これはとめる手だてはないのかなと。ましてやこの施設ができるときの賛成、反対論は許認可の権を持っているのは県ですので、県以外ではやっぱり富岡町が反対をしてもとめることができなかつた。今度はましてや今現在稼働していた最終処分場ですから、本来はとめる手だてがないのかなと、私はそう感じ取っているのですが、本当に国が真摯に受けとめて富岡町の住民と我々議会、町長、一つになって話し合いのもとで合意形成したいという気持ちがあるのかどうか、それが一番重要なのだと思うのです。法的根拠はとめる根拠があるかどうか。国のほうとしては、もう埋め立て処分ありきの説明しかする気がないのではないかと私は思っているのですが、その辺はどう受けとめておりますか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、産業廃棄物としての最終処分場ということで許可を受けているフクシマエコテッククリーンセンターでございますが、今現在議員がご指摘したとおり、放射性物質が含まれても、今言ったようにそこに埋め立てるといふことはできるようなことにはなっておりますが、今国として当然町あるいは議会の皆さんに丁寧な説明をしながら、理解を得ながら進めたいという考えでおりますので、埋め立てることができるからといって国が独自にやるということはないと思っておりますし、またそういうことはあってはならないというふうには思っております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 国がそういう気であれば、我々も非常にきちとした検証をしていただいて、検証した結果が良となれば、当然埋め立て処分に入るのかなと思うのですが、ここに来て説明会開いた前後から非常に県も乗り出してきて、楡葉の中間貯蔵施設が波倉地区の、それがなしになって減容化施設ができると、イコールそこで減容化させて埋め立て処分場に運ぶという筋書きはできているのかなと私は思うのです。そういう中で、県のほうがもう少し強くやっぱり言ってもらわないと、この問題は解決しないのかなと思うのです。県イコール町が県に強く要請しない限り、無理なのかなと私

は思うのです。

といいますのは、この施設は富岡町の南の玄関口にある施設です。そういった中で、いろんな方策を富岡町は帰れる施策を立てて復興計画の中にも盛り込んでおりますが、復興計画から考えていっても、やっぱり川北、川南では大きな違いが出てくると思うのです。もう富岡町全土を生かそうなんていうことはなかなか難しくなってくるのかなと。そういった意味で、放射線の数値が低いところにそういうものを埋め立て処分したらどうなるか、国も県も我々も一目瞭然でわかっていると思うのです。そういう部分で考えると、なかなかこの施設には埋め立て処分というのは私はあり得ないと。

当初国が言っていたのは、県内に最終処分場は絶対つくりませんという話はしていたのです。中間貯蔵施設が持ち上がって、中間貯蔵は30年ということですが、埋め立て処分ということは永久的に処分ですから、最終処分になるのかなと思うのです。全く国も我々地元住民を裏切っているのです。そういう意味からして、そもそもそういう説明して理解いただくような説明会なんて私は必要ないと思うのです、当初の最終処分場は絶対県内には置きませんよという言葉が生きているのであれば、その言葉はもう死んでしまったのですか。その辺国のほうから何かおわびとか謝罪とか何かあったのですか。それは間違いでした、埋め立て処分だけはさせてくださいなんていう話は、いまだに私は一言も聞いていません。その辺の話はどうなったか、わかっている人がいればお聞かせ願いたいを思います。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今議員のおっしゃった中間貯蔵施設については最終処分場ではなくて、中間貯蔵施設ということで30年後に県外にというのはお話はずっとこれまでのとおりです。

先ほども話したように、ここのエコテッククリーンセンターにつきましては、当初から産業廃棄物の最終処分場という形態でございます。ですから、そこに先ほど言ったように埋め立てることは可能だということで、おのずと最終処分場になるということで、先ほどから言っている低線量地区の是非はともかく形としてはそういうふうな形だというふうに私は理解しています。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 課長の言っている意味は十分理解できます。ただ、最終処分場にはしないということですから、放射能汚染物質の最終処分は県内にしないということですから、最終処分場があっても、そこに入れないという話なのかなと私は理解しているのです。それがいつかの時期に最終処分場には放射能汚染物質10万ベクレル以下のものを入れさせてくださいというのであれば、前段の言葉をきちっと謝罪して取り消さなければならないと私は思うのです。言いつ放しでころころ変わるような政策では実際地元町民は困ると思うのです。その辺の確認だったのですけれども、最終処分場だから何を入れてもいいという話にはならないと思うのです、私は。最終処分場は、日本全国探せばいっぱいあるわけですから、ではよそにも処分場に持って行って入れてくれればいわけですから。それが集中して福島県内、まだこの浜通り地方8カ町村の中に全てが来てしまっているわけですから。

それも私は悪いとは言わないのです。ただ、富岡町にとってあそこが放射能汚染物質10万ベクレル以下の最終処分場になるということは、決して私はプラスにはならないと思うのです。そのプラスにならない分を補うだけの何か施策を国は打ち出すのか、そんな施策なんか打ち出せないでしょう。では、なぜ今まで3年間ほおったりっ放しにして、この問題に手をつけないできたのだと。私は何回も言いました、焼却処分場をつくる件のおきも、いろんな場所で今回のトイレなき原発と言われた原発に安全神話の上に立っていた原発がこれだけの事象を起こして、その尻拭いにいろんな施策を出してきている中で、まだ処分場がないのに同じくトイレなき廃棄物処理をじゃんじゃんしていくのですかということは何回も言ってきました、焼却灰の問題でも。そういう中で苦肉の策としてフクシマエコテッククリーンセンターに捨てるような案を出してきたわけですが、私はその辺のやりとりが全く理解できないのです。本来つくるのであれば幾らでもそういう立地に合った場所、大熊境の富岡町分にも幾らでもあると思うのです。だから、そういうところに国の責任においてきちっとした施設をつくるのが一番いい答えを、一番いい結果を生むのではないかなと私は考えていたのですが、エコテックに入れるということは私は町づくりの中でも非常に富岡町はマイナスを背負うのかなと、まずは風評被害で戻る人なんか私はいなくなってしまうと思います。町長の町政報告の中にもありましたね。環境省から町及び全員協議会で計画の説明がありました。町といたしましては議員の皆様、町民の皆様のご意見等を十分踏まえながら対応していきたいと考えておりますという全く私はこのとおりでと思うのです。だけれども、このとおりでけれども、今までの動きを見ると、全く国、県の動きはこれに反している動きをしていると。もう全てありきで動いていると。私はそうしかとれないのですが、この間環境省からの説明会のおきも町長は、今きょうは説明が始まったところだという言葉聞きました。私は安心しておりました。ただ、いろんなテレビとか8カ町村の首長さんの言葉などを聞くと、常に自分のところ1町の問題ではないよと言いながら、8カ町村とかそういう場の会議の中では全然議題になっていないのかなと思うのです、こういうことが。各町が勝手勝手に会議とか説明会を受けて潰されているのが現状だと思うのです。そういう中で、私広域圏の委員会の中でも質問させてもらったのですが、議会にもやりたかったのですけれども、私一般質問出したものだからそれには触れなかったのですが、委員会のおきに8カ町村の首長の会議の中でエコテックの問題、また楢葉の波倉地区の中間貯蔵の問題やら今度変更になった問題、そういうものを議題に何回か上がっている経緯がありますかと質問したら、そういうことは一回もないですと。全く1町の問題ではないと言いながら、1町の問題になってしまっているのです。その辺町長も町長になられてから7カ月の中で、なかなか短い期間で答弁しろというのは難しいかもしれないですけれども、知っている限りでいいですからその辺を答弁いただければありがたいです。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員のご指摘、まさに今回8カ町でこの議題を一堂に会してやったというのは1回だけでございます。それまでにはいろいろと、先ほど答弁書でお話しさせていただきましたけ

れども、環境大臣、そして復興大臣が我々4町の首長と、それから知事を交えた会議の中で要請をされました。そのときには楢葉町にも中間貯蔵施設という話があって、それを楢葉の町長のほうから双葉郡に3カ所はなかなか酷でしょうと。集約して2カ所でいいのではないですかと、そのかわり私どものところではセメント固化をする、その工場はつくってもいいですよみたいな話になったわけですが、これっておおよそ知事もその部分は楢葉の町長から言われて、それを国にこういうことで集約させてくださいという話をしましたから、当然理解はしているのだと思いますが、その後8カ町ではどういうふうな考えをしますかということで知事が招集した会議がありました。この中では、先ほど議員が最終処分場になるのではないかという件というのは、中間貯蔵施設が最終処分場になるのではないかという懸念だというふうに私は理解していたのですが、それが埋め立て処分のエコテックの問題で最終処分ということは最初から私らは言われていましたから、これについては今からそれを途中で方向変換をしたというような認識は持っていません。ただ、この中間貯蔵施設、この8カ町に知事からお話があったときには、やはり法整備をしてくれ、30年後には最終処分場に持っていくという法整備をしてくれというような話が出ました。ところが、国としては一貫して、今の状況ではそれはできないのだ、受け入れるという話がきちっと決定したらそれを法整備しますよというような、本当に私らから言わせれば逃げているとしか思えないような、そういうものだったわけです。そして、これは閣議決定をしていますから大丈夫ですよというような話を国でもしていますが、閣議決定なんていったって、これ取り消すこと幾らでもできますから、なかなか信憑性というか、そうやすやすと国の言うことをうのみにすることはできないと思いますが、そういう意味では8カ町で本当にテーブルに上がったのが第1回目です。これからこのものについて国から、国に知事がボールを投げたものがこの前、いつでしたか、四、五日前に返ってきましたよね。ただ、それが正式なものでなくて、県としてはコメントを差し控えるというような、新聞に載っておりましたが、これがきちっとした状況というのは、ではこれつくらせていただきますけれども、その分迷惑施設だから皆さんの地域の振興、地域振興あるいは生活支援策というものがどういうふうなものが国から出てくるのかというのもの、全てこれまだまだ何も出ていない状況の中で、県でも我々の状況の中でもこれを受け入れるというようなことがなかなか難しいのだと。そして、これは1回目ありましたけれども、これで終わりというふうに私は考えてございません。当然県がそういうことをこれでもうやらないということであれば、私のほうから異論を唱えさせていただきますし、これについてはやっぱり福島県の中にあるものですから、千葉県知事が先頭に立ってリーダーシップを発揮していただくというのは必要なことです。そして、我々これが立地町になるわけですから、先ほども述べさせていただきましたけれども、町づくりにとっては本当に大変な影響が出てくるのだというふうに私も認識しておりますから、この辺についてはもう一度この8カ町で何回でも協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 町長の力強い言葉いただきましたので理解はできるのですが、まさに許認可

権を持っていない富岡町にとっては県が頼りですので、県に強くやっぱり要請していただいて今後進まない、何もなしにされてしまうという懸念があります。まさに法整備も一つの方法だと思います。最近になって要望書なども上がってきていますが、ここにも書いてありますが、やっぱり民間の施設に幾ら国が管理してきちっとしますといっても、民間の施設である以上は、国もある程度のところまでしか入れないと思うのです。それで、安全監視委員会などつくって監視しますなんていったって、そんなのは絵に描いた餅になってしまうと思うのです。そういう中で、やっぱり条件としてきちっと法整備をしていただく。法整備していただく前に、民間の施設が満杯になるまでの数字うたっているわけですから、まして8カ町村の生活ごみもここに入れますなんていうあめをぶら下げてきていますので、当然民間の生活ごみの埋め立て処分場は大熊に8カ町村で持っていたわけです。それも全部使えなくされているのですから、そんなもの新しく国が別なところにきちっとつくって返してよこすのが筋なのです。それまで民間の施設に入れますなんていうことをこの説明の初日にそういうことをうたっている文書を持ってきているわけですから、我々にはあめさえぶら下げればいずれは食いつくだろうくらいの考えなのかなと思うのです、国は。だから、そういうことに負けないで、やっぱり民間処分場を全部買い取って、国の責任のもとにおいて、もう運営しますよと、それもきちっと法律にしてもらってやっていただくのであれば、私は原発も安全神話の上に建っていたけれどもこんなになってしまいましたが、二度とそういう汚点は国は残さないだろうと思う観点から、信頼性は少し出てくると私は思うのですが、今後ぜひそういうふうに進んでいただきたいということと、あと前の説明会のときも1つ町長にも言いましたが、今下流域の地元、下流域から要望書なり陳情書ですか、今日説明書きありましたね。要望書ですね。太田行政区と上郡山行政区から要望書が出され、2番のたとえ低線量廃棄物とはいえ、永久処分場として放射性物質を含む焼却灰や災害廃棄物が保管されることになれば安全性の不安は拭えず、また風評被害も大いに懸念されることから、地域住民はおろか、周辺行政区、ひいては地域全体の住民の帰還意欲を低下させます。子供の時代、30年後、50年後と長期にわたる周辺環境や近隣住民の健康に与える影響は現状では予測不能でありますと、これだけ下流域の行政区の人たちは心配しているわけです。この行政区の人たちが正直言って一番早く帰れる、一番低線量地区なのかなと思うのです。そういう部分を壊されるような施策ですので、十分法的根拠とかそういうものを踏まえて、今後説明会を細かくやっていただき、また我々とも意見交換を細かくやっていただくほどに大いに見出せる答えだと思いますので、ぜひそういうことで町長にお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 全く今議員がご指摘のような、これからいろいろと、私たちがこの前2月3日に全員協議会で皆さんに説明していただきということで環境省から説明言われました。その時点では、4つあった調整地を1つ潰して、そしてそこにセメント固化する工場をつくりますというようなお話でしたので、これは私どもが説明を受けたもので、全く御破算になったというふうに私は理解し

ています。そういう意味では、今後我々にそのセメント固化体にするところが檜葉町で使っていていいですよというような話をされていますが、私どもとしましてはそこでセメント固化体にしたものを富岡町に持ってきて入れるという話ですけれども、これについては先ほど冒頭でお話があったように、下にやわらかいものが入っていて、上にそういうかたい比重の高いものを入れて、滑りというものが起きないのか、そういうこと、物についてもやはり県の産業廃棄物技術検討委員会、これからも指摘があるわけです。そういうもろもろについてまだまだ環境省、これに対する答えというものを持ってきていませんから、私ども丸腰でそれを言われたことをああ、そうですかとうのみにするわけにはいきませんから、その辺は皆さんと一緒にこれから説明を受け、そして町民の皆さんにもやはり納得のいく説明というものが、国ではする責任がある、そして我々に要請、要望をするのであれば、こういうことで絶対安心です、それから国で責任を持ちますという、その文言がきちっと書面としてあらわれてこない、なかなかよしとする、これを良とするような答えにはならないのだと思いますから、その辺は皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 町長の説明でよく理解しました。富岡町民、今議論の中で4,100なんていう議論していますが、ぜひ先ほど2番議員からもあったように、住みたいという町づくりが出てくれば、当然その数字を上回るような数字も出ていく可能性はありますので、ぜひこういう町づくりにマイナスになるものはプラス要因に持っていくような施策を国できちっと出していただいてから埋め立て処分に進んでいただければありがたいところです。ましてや下流域行政区からこれで要望書2回目ですよね。要は反対の要望ですね、これ。一番身近な下流域からこういう文書が出ているということは、これももうあるなしには絶対できませんで、我々議員としてもこういう問題事は守らなくてはならないと思っておりますので、ぜひ町長の頭に常に置いていただき、行動していただきたいと思っております。では、1番のフクシマエコテッククリーンセンターについては、(1)、(2)終わらせていただきます。

次、解体除染についてですが、この解体除染についても先ほど述べたとおり、半壊以上の解体はどのようになっているかということで、2月10日に郡山事務所、いわき事務所にもう80件の要望というより申し込みがあったということで、3年たつ中でやっと動き始めたのかなと、本来であればもう1年も2年も前にこういう要望書というのはきちっと決まっていて、除染と並行して動く問題だったのかなと思うのですが、後手後手に回っているよう見えますので、この辺を早急にやっぱり進めていくのも除染のスピーディー化につながっていくのかなと思うのですが、今後まだ80件ということは、件数的にはもう先ほどの町長の町政報告の中でいうとまだまだ少ないのかなと思うのです。富岡町全町を見渡すと、半壊以上の建物に関してはまずもう4分の1くらいは少なくともいくのだろうと私考えておりますが、1次罹災の時点で外、外部だけ見た感じではそんなにいってなくても、3年たった中でもうね。それで、4分の1どころか、まだまだもう半数くらいに近づいているのかなと私は思うのですが、そういう部分見ただけで答弁しろといってもなかなか難しいのかなと思うのですが、罹災の

申し込み、内部の調査の申し込みがどのくらいあるか、申し込みがある中で1日どのくらいというより1カ月単位のほうがいいですか、1カ月単位でどのくらいずつこなしているのかお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○参事兼税務課長（阿久津守雄君） 今のご質問に対してお答えします。

当初といいますか、昨年7月から2次調査しているのですけれども、そのころ1週間に2日、1日4戸程度ということで1週間に8戸ぐらいしかできていなかったのですけれども、今のところ2月、3月については毎日調査していただいております。その辺でも希望者もだんだんと多くなってきておりますので、2月、3月ですと1カ月に90棟ぐらいの調査で今やっております。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 2月から毎日、毎日って月曜日から金曜日までですよ、入っていただいて、90戸から調査していただいているということで、大分進みが早くなって、この進みが早くなることによって承諾書がいただければ、除染にもスピードが出るのかなと思いますので、ぜひ毎週月曜日から金曜日まで入るのは放射線量の高い地区にも入るようになると思いますので大変だと思いますが、ぜひスピードアップして、町でやらなくてはならない部分は町でやっぱりスピードアップしておかないと、国でやる分遅いと言えなくなってしまいますので、ぜひその辺を今後スピードアップしてお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○参事兼税務課長（阿久津守雄君） これまでPRはしたつもりなのですが、なかなか罹災証明に関してご理解いただけなかったこともあるものですから、その辺丁寧に説明しながら今後とも進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 質問の趣旨が逆になってしまうのですが、この罹災証明と東電賠償は多分関連はないと思うのですが、関連あれば東電賠償が進まないうちは罹災証明出ても解体はできないという感じになるのかなと思うのですが、その辺の関連はどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○参事兼税務課長（阿久津守雄君） 東京電力の財物賠償につきましては、当初家屋の被災調査を基本としたいなんていう話もあったのですが、その辺は求めないということを確認とりまして、罹災証明書の発行というような段取りで進めておりますので、間違っても東京電力のほうに罹災証明書を提出するなんていうことのないように、今発行と同時にそのような注意事項についても出していると思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 賠償に関して、実はまだその建物を壊す段階で家財の高額賠償等々、あと現実の確認、これがまだかなり残っておりまして、これに関して解決の方法ということで説明等をしていただきながら、こういうのが残っていると解体等々まだちょっと先には進められませんという説明は東京電力からもこちらのほうからも説明をして対応していますので、今後ともそういう形で対応していきたい。また、東電賠償のほうにも先にそういう家財高額賠償等々の早期の支払い方法を再度求めていきたいと思っています。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ちょっと理解できなかつたのですけれども、すると賠償と建物は関連性ないけれども、家財賠償のほうでは関連性あるということですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、だからさらに過去に終わった分ではなくて、今後追加の高額家財の賠償の絡みがあるということを説明しないと、一般的にはそれ公表されていませんから。

産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 1つは、昨年の当初に高額な家財賠償ということで30万円以上の賠償が今後ありますということは当初発表されて、まだ開始されていないというのが1つあります。さらに建物賠償につきましても現地評価等で建物の中を見て、それに対しての評価が決まっていないもの等については今後それが解決するまでは賠償等の協議が終わらないので、それは解決してからという話で今対応を求めています。

以上になります。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 受け付けする際に業者のほうから申請者の方々に対して、まず議員がおっしゃるように、建物の賠償が進んでいるかどうかとか、今言った高額家財の賠償が進んでいるかどうかというものを確認しながら受け付けという形でやっておりますので、そういう形で賠償が進まないうちは、申請はしたけれどもそれまでの間保留という形のものをとっておくというような形で今進めているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） はい、わかりました。

そういう部分で町民に間違いが起きると困りますので、例えば高額の家財賠償とか、あとは現地評価の賠償なんか絡んでいると、見ないうちは賠償出せないでしょうから、そういう部分に関しては罹災証明の申請あって、2回目の確認をして半壊以上とか、壊していただけるような評価出たにしても、罹災証明は町で預かっておくというのも一つの手ですよ。それを決まってから渡すという形になれば間違いは起きないのかなと思うのですが、いろいろ大人だからわかるでしょうとやってもなかなか理解できなくて、東電に出してしまったりまったりというマイナス面が出てくると、町民にえらく叱られる部分が出てきてしまうと思いますので、その辺の運用方法を十分今後町のほうとして検討して

いただければありがたいと思います。それでは、半壊以上の解体はどのような順で行うのかはこれで終わります。

2番の半壊未満の建物については権利者が解体を希望しているときにはどう考えるかということなのですが、先ほど町長の答弁いただきましたので、それで理解はできるのですが、とにかく国は遅いです。この遅い部分をもう少しスピードアップしてもらうには、やっぱり町としても何らかの手だて、8カ町村として1つになって何らかの手だてが必要なのかなと思うのです。国で言うことはもうじゃんじゃん、じゃんじゃん国が進めてきて、例えば区域割なんかも、富岡町は本来6年間戻らない宣言しているわけですから、区域割なんかしなければ今回の賠償問題も不公平な賠償にはなっていないと思うのです。区域割したがゆえに不公平な賠償が持ち上がってきているというのが現状です、先ほど町政報告の中でも町長から出ましたが。そういう部分で、今度第4次追補でもかなりやっぱり不公平な部分が出てきているわけです。我々要望書など行って国に陳情したりまったりしていても、何の答えも出てこないような状況が生まれています。また、半壊未満の建物に関してももう正直言って2年半くらいは要望していますよね。大臣にも要望していますし、国の機関にも随分行って要望するし、環境省、国交省、文科省には会議のたびに議員全員の中から必ず2人、3人はこの問題に言及して追及していますよね。でも、何も出てこないということは、やっぱり町側からもある程度国が望んでいることに対してブレーキかけるのも一つの方法なのかなと思うのです。今後やっぱりそういうことでやっていかないと、国の言い分だけが通って町民の言い分は何も通らないで、10年後に開いてみたら、誰も住めないような町になっていたという状況も生まれる可能性がありますので、ぜひその辺を強く国に要望、要請していただきたいと。町長、執行部、担当課だけで言っても聞かないのであれば、もう3日に1回でもいいから委員会でも何でも開いて環境省、国交省から来てもらって、もうやるしかないと思うのです。やらないで我々手をこまねいていると、本当情けなくなってしまうのです。そういう部分で今後町として、向こうから説明したいということではなくて、説明に来いということではじゃんじゃん呼ばれるのも一つの方法かと思いますので、ぜひお願いしたいと思うのですが、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えいたします。

2年半、3年もうたっておりますので、これまでも同様にご指摘をいただいております。私も、私ごとですが、10月から半年たちます。これまでに何らかの結果を、結果ですよ、実績を残すべく汗をかいてきました。先ほどの答弁のちょっと事務的な補足を関連しますのでさせていただきますと思います。まずはちょっとその話をさせていただいてから、あとそもそもの対応についてはお答えしたいと思います。

まず、先ほどの町長答弁の中で、今の状況なのですけれども、まず答弁の中で出ました去年8月に霞が関でチームができました。11月に現地調査を行いました。これ私も立ち会って、テレビカメラも入ってかなり反響が大きかったのですけれども、その後復興副大臣も来られました。あとは根本復興

大臣、井上環境副大臣、大臣政務官等来るたびにこのことは力強く要請してあります。あと、これ要請だけしてもしようがない。事務的に何がネックになって、どこのどういう法体系で何がだめなのかという議論をけんけんがくがく、これは外には出ていませんが、先月も3時間、4時間休みなしでやっているというのが現状でございます。

そこで、今の状況なのでございますが、そういった経過を踏まえて、今被災証明の認定基準というのが現行法制度であるのですけれども、その認定基準が原発災害を要因とするものは書いていないのです。ですから、基準を緩和するという動き方をしているのですが、そこをどういうものであれば緩和してほしいですかと、文書で出してくださいというところまで言ってもらっているのです。これ一歩前進なのです。つまり基準の中に、例えば先ほど答弁のありましたカビや腐敗、小動物等の侵入、柱のネズミの食害等については判定基準入れてください、どうですかという公文書を出します。それについて何らかの回答がことしの年度末、今月中には来ると思いますが、それはちょっとまだ、間もなく発出する準備をしていますので、先ほど詰めの調整をしているということにつきましてはそういった公式な文書照会、回答をもって基準の緩和を明確にし、実績として残すということがあります。ただ、恐らくは我々が思っている、例えば10をもって今の回答が1か2か3かわかりません。それは10に近いかわかりません。ただ、引き続きこれについては、先ほどの議員のご指摘も踏まえてやり方は、今我々やってきた経過はご説明したとおりなので、今後についてはより積極的に議員のご指摘、あるいは議会の皆様との連携も含めて進めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この冒頭、議員から区域の見直し等々についてお話ありましたけれども、これ区域の見直しを富岡町がするという話になったときには、第4次追補とか、それから移住政策というような、こういうもろもろのものは想定もできませんでした。そういう意味では、区域を見直しすれば賠償にすぐに着手できますというような、そういうことでしたので、これは本当に区域のコミュニティの分断というものをできるだけ避けるのにはどういたらいいかということをごきさんとともに考えながらやってきたわけですが、今回本当に区域の見直しがこれで本当に正しかったのかと言われれば、全く私も疑問に思うところがいっぱいあります。

そして、今回移住政策なるもの、それから住宅の確保損害等々につきましても、やはりそれは困難区域というのは、あとの制限区域あるいは解除準備区域とはある程度の制約があるわけですし、そして除染というものもいまだに計画等も示されていない、そういう意味ではいつ帰れるかわからないという不安、そういうものについてはやはりある程度の格差というものはやむを得ないというふうに私も認識しています。ただ、余りにも隔たりがあると、やはり区域の見直しをさせていただくときに、道路であったり、それから鉄道であったり、水道であったりということで分断していますから、これが本当に正しかったのか、そしてその人たちが隣が道路隔てて困難区域で、自分は、では帰るために

除染をしていただきましょうといったら、この道路とそのうちというものは普通森林であれば20メートルを除染しますよと言えますが、隣が住宅であればやらないというようなことを今言っていますから、この辺についてもこの制限区域にいる方は隣やらなければ帰れないのだと思います。こういうもろもろの問題いっぱいありますし、そして今ほど副町長が言ったように、事務レベル会議でこの賠償、それから半壊以下の解体について鋭意協議をさせていただいて、これについては先ほどお話ししたように、3月中にはどのような形では返ってくると思いますので、ご理解を賜ります。

○議長（塚野芳美君） 12番さん、申しわけありませんけれども時間ですので、手短にお願いします。

○12番（渡辺三男君） 通告外のほうにまで入って、またそれに答弁いただきましてありがとうございます。

時間がなくなってしまいましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

2時50分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時40分）

再 開 （午後 2時50分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第8、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発議第1号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 次に、発議者から発案の理由の説明を求めます。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 発議第1号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、内容の説明を申し上げます。

平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経ることは町独自の判断に委ねられることになっております。町議会としては、基本計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町の将来像を描き、

長期的な展望を示すものであることから、さらには議会の承認を得ることは町全体の総意により策定されたものであることを裏づけるためにも必要であることから、法的な策定義務がなくても議会を経て策定すべきであると考え、今定例会において条例の一部を改正する発案をした次第であります。

それでは、別紙資料、議会の議決すべき事件に関する条例新旧対照表をごらんください。第1条では、地方自治法第2条第4項の文言の削除及び地域防災計画や個別のマスタープランを1つにまとめ、5カ年以上の基本計画に限り議決すべき事件とするものであり、以下条項のいずれの調整を行うものであります。

なお、附則については、施行日を公布の日としております。

議員各位のご理解とご賛同をお願いし、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上。

○議長（塚野芳美君） 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 次に、発議者から発案の理由の説明を求めます。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 発議第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について、内容の説明を申し上げます。

平成24年4月以降2つの常任委員会を設置し、事務調査を適切に行ってきましたが、町の復旧、復興が進む過程で常任委員会所管課の調査内容に隔たりが出始め、新たな業務を丁寧かつ慎重に調査す

ることが難しくなりつつあるため、今定例会で条例の一部改正する条例を発案した次第であります。

それでは、別紙資料、富岡町議会委員会条例新旧対照表をごらんください。第2条では、総務文教常任委員会を総務委員会に、産業厚生常任委員会を産業復興常任委員会に改め、所管事務の健康福祉課及び住民課を移行するものであります。

なお、附則において、施行日を平成26年3月31日としております。

議員各位のご理解とご賛同をお願いし、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上。

○議長（塚野芳美君） 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題いたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議案第1号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

議案第1号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年8月より空席になっております本委員会の委員に石井賢一氏を任命いたしたくご同意をお願いするものであります。

石井氏は、昭和28年富岡町の大膳町に生まれ、年齢は60歳、現在は福島市松川町にお住まいです。昭和52年福島大学を卒業されると同時に教職につかれ、本年3月の浪江町立小学校校長を退職されるまで37年間にわたり小中学校の教師として児童生徒の教育に情熱を持って取り組んでこられた方です。この間同氏は、平成11年4月から2年間福島県教育委員会相双教育事務所指導主事、平成14年10月から1年6カ月間相馬市教育委員会指導主事、平成18年4月から3年間福島県教育委員会相双教育事務所次長、平成21年4月から2年4カ月間福島県会津自然の家所長を歴任されるなど学校教育のみならず、教育行政にも熟知された方です。

このように石井氏は、人格、識見ともすぐれた方であり、今まで培ってこられた豊富な知識と経験を本町の学校教育や社会教育に生かしていただくため適任と考えておりますので、よろしくご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

〔「13番、議事進行で」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 議案第1号、第2号とも人事案件の同意ですけれども、震災以後行政にわたっては多忙な、そして過酷な仕事をされているわけです。今教育委員会が2名不足しているということは、大変非常事態だと、このように考えております。

そうした中で、私は今までの人事案件の同意については無記名の投票によるということでありましたけれども、これらについては地方自治法あるいは議会会議規則あるいは附則に基づいて、これらについての縛りはありませんので、今同意2件につきましては私は無記名投票ではなくて、起立で採決の同意をお願いしたいと思います。

お諮りください。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午後 3時05分）

再 開 （午後 3時05分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

ただいま13番、三瓶一郎君より議事進行での発言がありました。

採決の方法については、起立採決を原則としておりますが、議会会議規則第82条の規定により採決を正確にし、議員の自由な意思表示の機会を保障することあるいは人事に関する問題等で起立による採決をとることが適当でない認められる場合、議長または出席議員2名以上の要求があるときは投票により採決することもできることとなっております。

ただいまの議事進行での発言は、議長に対するものでありますが、この際皆様にお諮りいたします。本件及び議案第2号につきましては、人事に関することであり、議員の自由な意思表示の機会を保障

するためにも従来のおり投票による採決にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

議案第1号を継続いたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、堀本典明君、3番、早川恒久君、4番、遠藤一義君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成11票、反対2票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、皆さんにお諮りいたします。本来であれば、ここでただいま同意されました石井賢一さんにご挨拶をいただくところではありますが、14日に冒頭でご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題いたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議案第2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町教育委員会の委員、松崎勝子氏が平成26年3月31日をもって任期満了となるので、本委員会の委員に猪狩いづみ氏を任命いたしたくご同意をお願いするものであります。

猪狩氏は、昭和35年富岡町の太田に生まれ、年齢は53歳、現在はいわき市好間町にお住まいです。昭和58年成蹊大学経済学部経済学科を卒業後、南相馬市の税務会計事務所に勤務。その後、富岡町の

株式会社猪狩商店に勤務しておられます。この間同氏は、3人の子供の保護者として、また女性としての立場からも児童生徒の教育に強い情熱を持って取り組んでこられた方であり、富岡町立幼稚園保護者会会長や富岡第一小学校PTA副会長、福島県立平商業高等学校進路第2委員会委員長などを歴任されており、また町スポーツ少年団の保護者としてもその活躍を長年にわたり献身的に支えるなど青少年健全育成全般の活動にも力を注がれました。

このように猪狩氏は、人格、識見ともすぐれた方であり、今まで培ってこられた豊富な知識と経験を本町の学校教育や社会教育に生かしていただくため適任と考えておりますので、よろしくご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、安藤正純君、6番、宇佐神幸一君、7番、渡辺光夫君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成11票、反対2票、以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「13番、議事進行」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私先ほど申し上げたのは、我々は地方議員だけで甘んじてはだめだと思うのです。国、県をもっともっと見習ってそういうふうに富岡町議会も情報思考でなければならないと思うのです。

この今の人事案件ですけれども、これは文部科学省であると文部科学省の小委員会で教員委員会の選任するわけです。そのときは投票ではありませんから、起立採決ですから。その小委員会のもとに文部大臣に上げて、それで決定するわけですから、だからそういう点、議員のいろいろの事情を考慮してなどということは、私は議員として町村議会に甘んじることなく、やはり国、県のそういうシステムをよく勉強した上で、これは文部科学省で、たび重ねて申し上げますけれども、これは小委員会で起立採決です。起立採決したものを文部大臣に上げて文部大臣が任命するものです。そのことは、今後ともこういう問題に直面したときに議会事務局長にはよくご検討いただきたいと思いますので、私のご意見にさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 議長として、今後検討させていただきます。

〔「よろしく申し上げます」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

本件についても、本来ならここで同意されました猪狩いづみさんにご挨拶をいただくわけでありませんが、14日に冒頭でご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明後日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時27分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成26年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 泰

議 員 黒 沢 英 男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成26年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成26年3月14日(金) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 3号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 4号 富岡町暴力団排除条例について

議案第 5号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 富岡町下水道条例等の一部を改正する条例について

議案第10号 富岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

議案第11号 富岡町公設地方卸売市場事業特別会計設置条例を廃止する条例について

議案第12号 平成25年度富岡町一般会計補正予算(第5号)

議案第13号 平成25年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第14号 平成25年度富岡町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成25年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第16号 平成25年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 平成25年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 平成25年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第19号 平成25年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第20号 平成25年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成25年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 平成25年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

議案第23号 平成26年度富岡町一般会計予算

議案第24号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

- 議案第 25 号 平成 26 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 26 号 平成 26 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第 27 号 平成 26 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 28 号 平成 26 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
議案第 29 号 平成 26 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 30 号 平成 26 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 31 号 平成 26 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
議案第 32 号 平成 26 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 3 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 26 年度の町税等の減免に関する条例について
議案第 4 号 富岡町暴力団排除条例について
議案第 5 号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 富岡町下水道条例等の一部を改正する条例について
議案第 10 号 富岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号 富岡町公設地方卸売市場事業特別会計設置条例を廃止する条例について
議案第 12 号 平成 25 年度富岡町一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 13 号 平成 25 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 山本育男君 | 2 番 | 堀本典明君 |
| 3 番 | 早川恒久君 | 4 番 | 遠藤一善君 |
| 5 番 | 安藤正純君 | 6 番 | 宇佐神幸一君 |
| 7 番 | 渡辺光夫君 | 8 番 | 渡辺英博君 |
| 9 番 | 高野泰君 | 10 番 | 黒沢英男君 |
| 11 番 | 高橋実君 | 12 番 | 渡辺三男君 |

13番 三瓶一郎君

14番 塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
参事兼税務課長	阿久津守雄君
健康福祉課長	猪狩隆君
参事兼生活環境課長	緑川富男君
産業振興課長 （併任）農業 委員会事務局長	三瓶保重君
参事兼復興推進課長	高野善男君
参事兼復旧課長	郡山泰明君
教育総務課長	林志信君
いわき支所長	林修君
生活支援課長	斉藤真一君
参事兼大玉出張所長	松本哲朗君
住民課長	伏見克彦君
総務課主幹 兼課長補佐	菅野利行君

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤臣克
事務局庶務係長	原田徳仁

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○教育委員就任の挨拶

○議長(塚野芳美君) 次に、日程に入るに先立ち、去る12日の議会において教育委員に町長から提案され、可決されました石井賢一さん並びに猪狩いづみさんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 (午前10時00分)

再 開 (午前10時00分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

初めに、石井賢一教育委員、ご挨拶をお願いいたします。

○教育委員会委員(石井賢一君) ただいま紹介ありました石井賢一でございます。

今私は、双葉郡の校長会長として、双葉郡の子供たちの様子を見ておりますが、双葉郡の子供たちはそれぞれ避難先においてひたむきに、がむしゃらに学んでおります。この子供たちの健やかな成長と富岡町の教育の振興のために尽力してまいりたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。(拍手)

○議長(塚野芳美君) ありがとうございます。

次に、猪狩いづみ教育委員、ご挨拶をお願いいたします。

○教育委員会委員(猪狩いづみ君) おはようございます。ご承認いただきました猪狩いづみと申します。よろしくをお願いいたします。

私、ただいまいわき市のほうに避難しておりまして、大学生の子供が2人と、それから小学5年生の子供の子育て中です。全町民避難という中で、学校教育、社会教育、なかなか困難な状況にあるの

はもう明らかという状況なのですが、町民の一人として、微力ではございますけれども、やれることを精いっぱい務めさせていただきます。よろしくご指導お願いいたします。(拍手)

○議長(塚野芳美君) ありがとうございます。

ご退席をお願いいたします。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

11番 高橋 実 君

12番 渡辺 三男 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第3号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○参事兼税務課長(阿久津守雄君) 皆さん、おはようございます。

議案第3号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

平成23年3月、町を離れて避難してから丸3年が経過する中で、町民の皆様の避難状況に変化がないことから、平成26年度においても町税等の減免する条例を制定するものです。

本年条例の内容については、平成25年度減免条例と同様なものとなっておりますので、内容については主なものについてご説明いたします。

第1条では、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき平成26年度の町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税並びに介護保険料の減免について、それぞれの規定にかかわらず、この条例の定めにより減免する規定となっております。

第3条、町民税の減免には、第1項では生活扶助、身体的あるいは障がい適用による減免で、減免割合は10分の10とするものです。第2項は、原子力災害による所得割に基づく減免規定となっております。

ます。第4項では、減免割合の大きいものを適用する条項となっております。

固定資産税の減免、第4条では、土地、家屋については地方税附則により課税免除、償却資産については使用していない資産について減免する規定となっております。

軽自動車税の減免、第5条では、避難指示区域内に放置され、使用することができない原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車税の全額を免除するものです。

国民健康保険税の減免、第6条及び介護保険料の減免、第7条については、厚生労働省通達の折、個人負担の国庫負担による減免とする規定となっているものです。

委任、第8条は、施行に関し必要な事項は町長が定めることとし、附則でこの条例は公布の日から施行するものとするものです。

以上で説明終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 富岡町暴力団排除条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第4号 富岡町暴力団排除条例案につきましてその内容をご説明申し上げます。

近年暴力団情勢は、警察による取り締まりや各種規制から逃れるため、組織実態や活動形態をより不透明化させながら、日常生活、企業などあらゆる分野において不法行為を敢行し、また活発な資金

獲得活動を行っている実態があります。このようなことから福島県では、暴力団排除を推進するための条例を制定し、既に一定の効果を上げているとのこと。当町におきましても、暴力団の排除を推進し、町民生活及び社会経済活動の安心、安全を確保していくため本条例を制定しようとするものであります。

議案第4号をごらんください。第1条において、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。本条例は、暴力団としての組織的な活動や暴力団員としての活動を排除するものであり、暴力団員であっても一個人としてのそのものの存在を排除することやその私生活に制限を加える趣旨のものではありません。

第2条では、第1号から第7号まで条例における用語の定義を規定したものです。

第3条では、町から暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

第4条では、暴力団排除のため町の果たすべき役割を明示したもので、町が町民等の協力を得るとともに、警察等の関係機関との連携を図ることにより暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを規定したものです。

第5条では、町からの暴力団排除における町民等の役割の重要性を踏まえ、努力義務ではあるものの、果たしてもらいたい責任を規定したものです。

第6条では、町民等による暴力団排除活動の活性化を促すとともに、暴力団排除活動の実効性をより高めることを目的として、町民等による自主的な暴力団排除活動に対し町が必要な支援を行うことを規定したものです。

第7条では、町内に暴力団事務所が存在することを認めるときは、県及び関係団体等と連携し、その撤去に向けた措置を講ずるよう規定したものです。

第8条では、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、または提起しようとする者に対し、訴訟に関する助言や関係機関への照会等の支援を行うことを規定しております。

第9条では、暴力団からの離脱の促進や社会活動への参加のため、援助、就労の支援等必要な措置を講ずるよう規定したものです。

第10条では、町民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう町が広報及び啓発を行うことを規定したものです。

第11条では、町民等が暴力団排除活動に自主的に取り組むことができるよう警察本部長が行うものの安全確保の措置に協力することを規定しております。

第12条では、町が実施する事務または事業が公平性を保ちつつ、職員の安全を確保できるよう町が行政対象暴力への必要な措置を講ずるよう規定したものです。

第13条では、公共工事、補助金等の給付行政においても、税金が暴力団の資金源とならないよう必要な措置を講ずることを規定しております。

第14条では、事業者等が町の実施する公共工事の履行に当たり、暴力団員から不当な要求行為を受

けたときは、町長、警察署長に通報する義務を規定したものです。

第15条では、町が設置する公の施設を暴力団が利用することにより暴力団の活動を助長し、または暴力団の資金に資することとなるものと認める場合に、その公の施設を利用させないための必要な措置を講ずることを規定したものです。

第16条では、暴力団への加入の勧誘、その他暴力団による青少年への悪影響を遮断するとともに、暴力団による犯罪被害から青少年を守るためには、青少年に対する暴力団排除に関する教育が重要であることから、青少年の教育または育成に携わる者に対して必要な支援を行うことを規定したものです。

第17条では、この条例に規定する事項のほか施行に関し必要な事項がある場合には、町長が別に定めることができる委任規定を規定したものでございます。

以上が本条例の概要でございます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） よく要旨はわかったのですが、この定義の2条の3項、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過したということになっているのです。これについての根拠と背景を伺いたいのです。

というのは、実は、総務課長ご存じのように、県警本部の下部組織の中に暴力団のやめた人間あるいは暴力行為で刑務所に入所し、出所した者の再就職についてのあっせん事業団体があるのです。これには5年という決まりはないのです。この県警本部の下部組織にある団体は、これを更生させるために各富岡なら富岡のいろいろの土木建設業者さんとか何かに再就職のあっせんをしているわけです。ぜひお使いいただきたいと、こうこうこういう者ですというものがあるのです。それには5年という決まりはないのです。富岡町でこれを5年と決めた根拠と背景を伺いたいと思います。

県警本部のやっているものと富岡町のうたっているものとの整合性がとれないのです。その辺については、いかがかとお答えいただきたい。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ただいまの質問は、第2条において3号で暴力団員等ということで、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものの人については、まだ暴力団員等というような呼び方をするというので、今議員さんからはその支援センターのほうから例えば5年たたなくても使ってほしいとか、そういう要望があるということですが、これに至った経過ということでございますが、現在そこまで私たちのほうでちょっと調査していなかったものですから、この辺後で県のほうの本部のほうともちょっと聞いてお答えしたいと思っておりますので、お時間をいただきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私、総務課長今述べたことは事実なので、これはよくその後県警本部の方向づけ、暴力団員に対しての方向づけが変わったのかどうかはわかりませんが、過去にはそういうことがあったものですから……総務課長聞いています。

〔「はい、聞いています」と言う人あり〕

○13番（三瓶一郎君） 過去にはそういうことがあったのです。出所して再就職がない。それから、暴力団員やめたけれども、再就職がない。それで、どこか使ってくださいよという富岡町あたりの建設、建築業者には県警の連携団体からそういう促進があったわけです。

だから、今度これ、私5年がどうのこうのというのではないのです。やっぱり県警本部あたりの意見を踏まえて、過去にあった事例などを踏まえてこれをひとつお考えいただきたいと、このように思いますので。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ここでの暴力団員等ということは、その定義、その言葉の定義をあらわしているものであって、今議員さんがおっしゃるような5年という経過、出たらばすぐ使ってほしいとか、そういうこと言っているというそういうことを規定しているわけではないので、暴力団員等というその呼び方を規定しているものでございまして、何で5年だということについては後ほどお答えしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 総務課長、この暴力団員を警察が説得してやめさせたあるいは暴力行為によって刑務所に入所して出所した。そして、そういう者が再就職できないとなると、また暴力団員に戻るのです。それを防ぐために県警の管轄団体がそれをなくすために再就職ができなくてまた暴力団に戻るというようなことを防ぐために結局県警の団体はそういう促進を、雇用の場をどんどん設けているわけです。その辺のことも、これは答弁要りませんから、今後ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、検討いただきたいということですので。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） はい、わかりました。

検討してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） この条例読ませてもらって感じるのは、例えば暴力団とか、色に例えれば暴力団が黒だとすれば、例えば暴力団交友者のようなグレーもあると思うのです、世の中には。そういったグレーの人たちに対するものはこの条例の中に今全然入っていないのだけれども、そういった交友者なんかは公共事業とかそういったものに関して入ってくるというような場合に町としての考え。結局警察のほうで指定している何とか組とかそういったものではなくても、そういう人とのつながり

が強い人たちについては町はどのように考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 確かに今議員おっしゃられるように、今回これに規定している以外にもその交友者とか言われる方がおられるかと思えます。

ただ、公共工事につきましての規定とかそういうものにつきましては、この過程で例えば警察のほうにも照会して、例えば誰々、その会社とかそういうものに対して照会をしていますので、今回のものは交友者までには規定しておりませんが、公共工事の入札に対してはそういうようなことで行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） これから双葉郡なんかでは、1日何千人というような除染とか、そういったものも入ってきます。そういった中には、富岡の住民ではなくて、関西とか九州とかいろんなところ入ってきますので、やはりそういう資金源になったり、そういうことにならないように町のほうでもある程度そういううわさがあれば県警本部のほうと連絡とりながら、そういったことはまずいのではないのと、グレーゾーンの人たちにもある程度厳しい目、そういったもので対応してもらいたいと。それはお願いで結構です。

済みません。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） わかりました。

今回これに至った、排除条例を出すに至った経過でございますが、今回郡内そういうこともありまして、警察のほうからの強い要請もありまして、今回3月定例会において各町村同じような条例を出すということで統一したものでございまして、今後今議員から指摘のあったようなことについても警察と情報交換しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時33分）

再 開 （午前10時33分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

ただいまの件に補足説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 大変申しわけございませんでした。

条例の中の第13条の中で公共工事等における措置ということで、今現在、先ほど議員のほうから質問がありましたその交友者関係も含め排除のために必要な措置を講ずることになっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番さん、よろしいですか。

○5番（安藤正純君） はい、わかりました。

○議長（塚野芳美君） そのほかにございませんか。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） この条例設置して実際具体的にどういった内容の活動とか事業をやるのか。その辺をちょっとお聞かせいただくのと、それからこれは担当課がどこになって、どういった形で町民を巻き込んでいくのか、その辺をどう考えているかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） これは、今後どういようなことになっていくかということですが、今後例えば今先ほどありましたように、いろんな復旧工事なり除染が本格化したときにいろんな人の出入りがあるものと予想されます。その中からこういう者を排除するということでの事業展開を今後町は当然でございしますが、警察、それから郡内統一したような形で取り組んでいきたいということに思っております。

あと町の担当課でございしますが、この辺は総務課になるか、それから現在警察との関係の強い生活環境課とか、そういう課がありますので、その辺で今後検討させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 具体的にはどのように展開するのかということも総務課長質問の中に入っています。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 町民を巻き込んでというのはどのように展開していくのかということですが、これは町民を巻き込むといいますが、町民に対しては今までのような暴排活動の啓発は当然でございしますが、今後町内に当然一時帰宅等に入ったときにそういうことのトラブルのないようにとか、そういうような啓蒙活動を含め実施していききたいというように思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） まだちょっとのみ込めないところがあるのですが、具体的な事業というか、要するに除染で来たその作業員を監視するみたいなだけの条例に聞こえるのです。

そうではなくて、一般生活、一般市民の間に潜っている、隠れているという人たちも多分いるのだと思うのです。そういう人たちをどうやって見つけて我々安全な生活をしていくかと。そういった具体的なところをもうちょっと示していただければありがたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今質問ありました町民をどのような形で巻き込んでいって事業展開していくかということにつきましては、まだ今後の課題になるかと思うのですが、よく警察署のほうとも相談させていただいてやっていきたいと思っておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 1 番、山本育男君。

○1 番（山本育男君） 今聞きますと、具体的にはまだ実施するような計画はないようですので、今後この条例をきちんと生かした形で計画なりをつくっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ありがとうございます。その辺警察とも連絡をしながら、これをするために、生かすためにどういうふうなことができるかということについて考えていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第 4 号 富岡町暴力団排除条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第 5 号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い所要の改正をするものでございます。

地方公務員法の改正では、休業及び高齢者部分休業について法定の要件に係る規定が削除され、地

域の実情に応じて条例を定めることとしております。

新旧対照表1ページ、議案第5号別紙資料をごらんください。地方公務員法第26条の2第1項で「期間」を「修学に必要なと認められる期間」に改正されたことに伴い、現行の第2条第3項中「期間」を「修学に必要なと認められる期間」に改正するものです。

次に、地方公務員法第26条の3第1項で定年前5年の範囲とされていた期間を「高年齢として条例で定める年齢」と改正されたことに伴い、現行の条例第5条第2項中「条例で定める期間」を「高年齢として条例で定める年齢」に、「5年」を「55歳」に改めるものでございます。

附則において、条例の施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第6号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例については、平成26年3月31日に期限を迎えることから、5%の減額期間を1年延長し、附則において「5%」を「20%」とする読みかえ規定を削るため所要の改正をしようとするものです。

新旧対照表2ページ、議案第6号別紙をごらんください。減額の特例期間を延長するため、現行の第1条中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めるものです。

次に、附則の「100分の5」を「100分の20」に読みかえる規定につきましては、附則第2項を削り、読みかえ規定を削るものでございます。

施行期日につきましては、附則において平成26年4月1日と規定するものでございます。

以上の改正により、富岡町長等の給与につきましては、平成26年4月1日から給与の月額から100分の5を減額した額となるものであります。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例については、福島県人事委員会勧告を踏まえ、福島県の職員の給与に関する条例において自動車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当の限度額が月額5万400円に引き上げられたことに伴い所要の改正をしようとするものです。

新旧対照表3ページ、議案第7号別紙資料をごらんください。現行の第12条第2項2号中「4万3,100円」を「5万400円」に改め、施行期日を附則において平成26年4月1日とするものです。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 福島県人事委員会勧告というもののこれを資料として中身を提出することができますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 提出することは可能ですので、午後にでも提出させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） その中身ちょっとわからないので申し上げにくいのですが、町長、これ職員の多分マイカー通勤の手当がふえるのだというふうに思うのですが、町長独自にこれは職員の方々にもっとふやして手当を厚くしてもいいのではないかというふうに思うのですが、町長はいかがの考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これについては、震災以降本当に遠距離通勤をされている方が大変多い状況の中で、今までですと富岡町本当にどこから通っても10キロ圏内ですと役場庁舎にすぐ届くというような距離だったわけですが、これについては人事委員会のほうでもそういうことを踏まえたのか、それとも燃料代の高騰がこういう背景になったのか、その辺のところは私も把握しているわけではないのですが、町といたしましてそのようなことをこれから検討していくということになれば、当然皆様にもご相談をそのときには申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 人事委員会勧告ですか、これは重く受けとめるのはいいかと思うのですが、さらに町独自にそういったことも考えていただければ、これは職員の皆さんも助かるのではないかというふうに思いますので、ぜひお考えをよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これについては、本当に今ほど言われること十分理解できるわけですが、公平委員会とか何かというそういうそちらのほうの監視もありますから、その辺ともらみながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、条文に該当する事項が皆無であったことから、削除された内国旅行の旅費につきまして震災以後事例が発生することが予想され、また再度の住宅借上げができないことなどにより、人事異動による職員負担の軽減を図るため、現状に応じ所要の改正をしようとするものであります。

新旧対照表4ページ、議案第8号別紙資料をごらんください。まず、第21条において移転料について規定しております。第1項第1号において、移転料の額を6ページの別表第2の定額による額とし、第2号において扶養親族を移転しない場合は第1号に規定する額の2分の1に相当する額とし、第3号において扶養親族を1年以内に移転した場合においても第1号に相当する額を支給することとしております。

第2項において、第1項第3号の移転料の算定額については、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算することとしており、第3項において特例措置として公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する1年以内という期間を延長することができることとしております。

次に、第22条において、着後手当について規定しており、第1項において着後手当の金額を日当定額の5日分、新在勤地の地域区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額としております。

5 ページをお開きください。第2項において、着後手当の支給対象を旧在勤地から新在勤地までの路程が90キロメートル以上の場合としております。

次に、第23条において、扶養親族移転料について規定しております。第1項第1号において、扶養親族移転料の額を規定しておりますが、アにおいては12歳以上の者については職員相当の日当、鉄道賃、船賃及び車賃の全額並びに日当、食卓料及び着後手当の3分の2の相当する額としており、イにおいて12歳未満6歳以上の者については、アの額の2分の1に相当する額、ウにおいて6歳未満については職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額としております。また、6歳未満の者が3人以上随伴する場合には、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額としております。

第2号において、第21条第1項第1号又は第3号に該当する場合には、扶養親族の旧在勤地から新在勤地までの旅行について第1項の規定に準じて計算した額とし、ただし書きで赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任がある場合には、各赴任について第2号の規定により支給することができる額を超えることができないこととしております。

第3号では、端数計算を1円未満の端数を切り捨てるものとしております。

次に、第2項において、赴任を命ぜられた日において胎児であった場合には、扶養親族としてみなすとしております。

6 ページをお開きください。制定附則において、公舎に移転する者については、移転手当、着後手当を支給しないものとし、附則において施行日を平成26年4月1日とするものでございます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。ちょっと別表第2なのですけれども、別表第2というものは新たにまるっきりできたものなのか、何か別表第2の中で変更を起こしたのものなのかちょっと。新旧対照表を見ると、別表第2が削除になってここ新たに出ているのですけれども、提案理由のほうだと別表第2を次のように改めるといふふうになっているので、ちょっとそこのところ教えてください。

それから、鉄道または陸路90メートルの在勤地と……

〔「90キロ」と言う人あり〕

○4番（遠藤一善君） 済みません。90キロメートルの在勤地といいますと、ここ郡山の支所から90メートル以上というところどこまでがなる……

〔何事か言う人あり〕

○4番（遠藤一善君） 90キロメートル以上というところこの勤務先になるのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課主幹。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君） では、お答えいたします。

ちょっと言いにくいというか、話なのですが、この削除となっていたものは、本来であれば先ほどありましたように県とか国と準じて大体つくっているのです。

ところが、うちのほうの町は、これちょっと今こちらに来て経過を調べることができないので、はっきり申せないのですが、削除になっていたのです。これは、いつ、どこでなったかちょっと確認できなくて申しわけないのですが、削除となってしまうという事実がございまして、加えてこのような状況で職員がご存じのようにいわきとか檜葉のほうにも行っていますので、どうしても今後人事異動のたびにそういう費用がかかるということなので、改めて復活させたということとさせていただきます。ですから、通常あり得ないのですが、削除になった部分をみんな現状に合わせて復活させたという状況がございまして、よって、その別表第2のほうも本来あるべきものをもとに戻したということとさせていただきます。

あと距離についてでございますが、大きく言えばいわきは該当になります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。そうしますと、この別表第2の50キロ、90キロ、300キロというものは、県のほうに基づいた中で同じような距離数の区分けになっているということとよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課主幹。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君） 基本的にはそうなっています。

ただ、細かい部分がございまして、例えば90キロというものはうちの町の実情に合わせています、実は。ここの区分にはあれなのですが、結局いわきとここの郡山が一番多いので、そこが該当にならない場合には負担が職員の分ふえますので、そういった細かい部分では実情に合わせていますが、大きな意味では準じています。

以上です。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休議いたします。

休 議 （午前11時07分）

再 開 （午前11時20分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第9号 富岡町下水道条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第9号 富岡町下水道条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例の一部改正は、消費税の一部を改正する法律並びに地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律に伴い、平成26年4月1日より消費税及び地方消費税率が5%から8%に改正されることと及び今後の経済状況の判断等を踏まえた上で10%に引き上げられるとされていることに伴い、下水道使用料並びに農業集落排水施設使用料に関し一部を改正する必要性が生じたものです。また、双葉地方水道企業団では、継続かつ安定的な事業経営の確保を図ることを目指し、事業事務の経費削減のため、平成23年4月より毎月行っていた使用水量の検針と使用料金徴収を隔月に行うこととされておりましたが、震災の影響で改正されるには至りませんでした。

しかしながら、下水道使用料並びに農業集落排水施設使用料は双葉地方水道企業団に徴収事務を委託し、上水道使用料金とあわせて徴収することが徴収等経費の低減及び事務の効率性確保の観点から改めて条例の一部の改正案を提出するものであります。

初めに、富岡町下水道条例の一部を改正する条例について、議案第9号別紙資料の新旧対照表により説明いたします。7ページをお開きください。改正案の第1章、総則、用語の定義、第3条第1項第10号は双葉地方水道企業団が揚水機の検針並びに使用料の徴収を隔月ごと行うことに対応すべく、「使用月」を「使用期」に改め、その期間を「1月」から「1月又は2月」に改めるものです。

第3章、公共下水道の使用は、隔月検針、隔月徴収が可能となるよう一部を改めるものでございます。

現行、第16条、使用料の徴収、第17条、使用料の算定方法で規定される内容を使用料改正後、第16条、使用料の徴収方法、改正後、第17条、排除汚水料の算定方法、改正後、第18条に使用料金関係条項を整理再編するものです。

使用料、第16条第1項、町長は使用料を徴収するを使用する者は使用料を納入しなければならないに改め、使用料の納入が使用者の義務であることを明確にするものであります。

第2項、現行、第17条に規定する料金表を第16条第2項に移し、「1月毎に算出した額の合計とする」を追加するものです。また、消費税率の改定に伴い、それに対応するための文言を追加し、今後の改定状況を鑑み、表内の料金を税抜きに表示し、その額に消費税率を乗じるという表示方式とするものです。

8ページをお開きください。第3項、現行、第17条第1項の端数処理についての規定をそのまま第16条第3項へ移し、上水道料金の算定方法に合わせ1円未満を切り捨てとするものです。

使用料の徴収方法、第17条は、現行、第16条第2項、第3項、第4項に規定する使用料の徴収方法を第17条に独立させるものです。第1項、現行、第16条第2項の使用料の徴収方法を直接または委託での徴収が可能なような表現に改めるものです。第2項、現行、第16条第3項の使用料納入期限について、隔月検針徴収に対応できるよう改めるものです。第3項は、現行、第16条第4項の規定をそのまま第17条第3項へ移すものであります。

排除汚水量の算定方法、第18条は、現行、第17条第2項を第18条に独立させるものです。第1項第1号、現行、第17条第2項第1号の水道水を使用した場合は、その使用水量とするの表現を具体的に隔月検針料に対応するため、「この場合において」以降を追加したものです。現行、第17条第2項第1号後段に規定し、使用給水装置使用の場合の使用水量についての規定を第2号に独立したものです。

9ページをごらんください。第3号、現行、第17条第2項第2号に規定し、水道水以外の水の使用についての規定を改めるものです。第4号、現行、第17条第2項第3号の規定を第18条第4号とするものです。第5号、現行、第17条第3項の規定を第18条第5号とするものです。使用料金関係条項を現行の第16条、使用料の徴収、第17条、使用料の算定から改正後、第16条、使用料、第17条、使用料の徴収方法、第18条、使用料、汚水量の算定方法となることから、現行、第18条が改正後、第19条へ変更となり、以降1条ずつ繰り下がるものです。また、条項の繰り下がりにより条文中に表示される適用条項も1条ずつ繰り下がることとなります。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

次に、富岡町農業集落排水条例の一部改正する条例について、議案第9号別紙資料の新旧対照表により説明いたします。12ページをお開きください。改正案の本則、用語の定義、第3条第1項7号は、双葉地方水道企業団が揚水機の検針並びに使用料の徴収を隔月ごとに行うことに対応すべく、「使用

月」を「使用期」に改め、その期間を「1月」を「1月又は2月」に改めるものです。また、現行の第14条、使用料の徴収、第15条、使用料、第16条、汚水量の算定で規定される使用関係条項について、隔月検針徴収に対応できるよう整理し、第14条、使用料、第15条、使用料の徴収方法、第16条、排除汚水量の算定方法へ再編するものです。

使用料、第14条第1項、町長は使用料を徴収するを使用する者は使用料を納入しなければならないに改め、使用料の納入が使用者の義務であることを明確にしました。

第2項、現行、15条第1項に規定される使用料金を第14条第2項に移し、なお「1月毎に」を追加表示します。また、消費税率の改定に伴い、それに対応するための文言を追加したものです。今後の改定状況を鑑み、表内の料金を税抜きに表示し、その額に消費税率を乗じる表示方式とするものです。なお、表内の料金は、14ページ、別紙第2表のとおりであります。

第3項、現行、第15条第1項ただし書きを第14条第3項に独立させるものであります。上水道料金の算定方法に合わせ1円未満を切り捨てとするものです。

使用料の徴収方法、第15条は、現行、第14条第2項、第3項に規定する使用料の徴収方法を第15条に整理するものです。第1項、現行、第14条第2項の使用料の徴収方法を直接及び委託での徴収可能なような表現に改めるものです。

第2項、現行、第14条3項の使用料納入期限について、隔月検針徴収に対応できるよう改めるものです。

13ページをお開きください。第3項、臨時使用の場合、前納規定が農業集落排水条例になかったことから、新たに追加するものです。

排除汚水量の算定方法、第16条は、現行、第16条、「汚水量の算定」を「排除汚水量の算定方法」に改めるものです。第1号は、現行、第16条第1項第1号の水道水を使用した場合は、その使用水量とするの表現を具体的にし、隔月検針に対応するため、「この場合において」以降を追加するものです。第2号、現行、16条第1項第1号後段に規定し、共用給水装置使用の場合の使用水量についての規定を第2号に独立させたものです。第3号、現行、第16条第1項第2号に規定し、水道水以外の水の使用についての規定を改めるものです。第4号、現行、第16条第1項第3号の規定を第18条第4号とするものです。第5号、現行、第15条第2項の規定を第5号とするものです。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 17条の1に水道量を使用した場合は、計量器により計算された使用水量とするという項目と、それから第16条の4、使用水量が排水施設に排除する汚水のルートを著しく異なる使用者はというようなことですが、この辺の整合性と、例えば極端な話、普通一般家庭ですと

水道水は35トンですよ。それから40トンですよ。そうすると、それに対していわゆる下水道使用料も今までは均一でやってきたわけです。ところが、実際公共下水道はよく私わかりませんが、農集とか特環の場合は井戸水です。ホームポンプでくみ上げてお風呂、トイレ、洗面所、そういうところに使っているものもあるわけです。ですから、この17条と16条の4項をもう少し整合性のとれたもので、ここに書いてあるものはわかるのです、別紙資料で。これは、町長が認定したものであるということで、これはよくわかるのですけれども、この辺の整合性をもっと簡単明瞭にされたほうがいいのではないかと、このように思いますけれども、いかがですか、課長。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 今ご指摘のとおり、確かにこの辺は関連性があると言えば関連性がありますので、その辺はそういう状況生じた場合にはちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 富岡町下水道条例等の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 富岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（林 志信君） それでは、議案第10号 富岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についての内容をご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法が改正され、これまで同法に定められていた社会教育委員の委嘱の基準について文部科学省令を参酌して条例で定めることとされたことから改正するものでございます。

別紙資料の15ページ、議案第10号別紙資料、富岡町社会教育委員設置条例新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。第2条に委嘱の基準に関する条項を定めるものであります。第1項第1号に学校教育及び社会教育の関係者、第2号に家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号に学識経験のある者を規定し、附則において施行日を平成26年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 富岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 富岡町公設地方卸売市場事業特別会計設置条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） それでは、議案第11号 富岡町公設地方卸売市場事業特別会計設置条例を廃止する条例について説明申し上げます。

今回の廃止条例は、原子力災害により市場事業の再開が当面困難なことから特別会計を廃止するものです。

なお、本特別会計にて計上しておりました現状で必要な火災保険料等につきましては、再開するま

で一般会計にて引き続き計上し施設管理をしております。

ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 富岡町公設地方卸売市場事業特別会計設置条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時55分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

次の議案に入る前に、先ほど議案第4号 富岡町暴力団排除条例についての件で保留となっていた答弁がありますので、総務課長より答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 先ほど13番、三瓶一郎議員のほうより暴力団または暴力団でなくなってから日から5年を経過しない者とした理由でございますが、近年暴力団員であることを隠蔽するため、暴力団を脱退する旨を偽装する実態が疑われる。また、暴力団員は、暴力団を脱退したからといってその影響力がすぐなくなるものではなく、影響力がなくなるまである程度の期間を要すること。また、既存の法令の欠格事例の中に暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等を規定していることがありまして、県のほうでは5年を経過しない者としたということでございます。

ただ、先ほど質問の中に例えば出て企業さんのほうに使ってほしいという旨があるということがございますが、それは県の、次にも出てきていますが、規則の中で定めておりまして、元暴力団員で暴力団から離脱して5年を経過しない者であっても真に就労支援等の社会支援を受けていることが明らかかな場合にあっては暴力団から除くということとなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） よく説明わかりましたけれども、実態はこれは先ほどから申し上げましたように、いわゆる暴力団の更生、いわゆる警察官が暴力団員を説得してやめさせた者あるいは暴力行為などによる暴力団が刑期を終えて出所したという者で、そういう人たちはなかなか企業が使わないということで、それでまたもとに戻るといような懸念があるので、各警察署の中に、富岡町にもあります。再雇用についての協議会というものがあります。その相談役は、警察官OBがやっているのです。こういうものは間違いありませんから、何とか雇用していただけませんかというふうなことを警察官OBが我々富岡の各企業あたりに回っているのです。それには1年とか、暴力団をやめてから1年とか縛りがなくて、そういう者であったけれども、ぜひ使ってほしいと。よって、そういうことにご理解いただける参加企業は登録していただけませんかというふうなこともありましたので、そういうことをお含みいただいて今後のご検討をお願いして終わります。

○議長（塚野芳美君） 以上をもってこの件につきましては終了いたします。

次に、議案第12号 平成25年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第12号 平成25年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業の完了、事務費の精査等に伴う整理が主であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億7,930万4,000円とするものであります。

初めに、歳入の主な内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第1款町税9,361万円の増額は、固定資産税が現年課税分5,166万8,000円の増、滞納繰り越し分880万円の増により6,046万8,000円の増となったほか、法人町民税2,667万8,000円の増、個人町民税446万1,000円の増、町民税総額では3,113万9,000円の増となったことなどによるものです。

第2款地方譲与税816万1,000円の減額は、収入見込みにより地方揮発油譲与税が105万6,000円の減、自動車重量譲与税が710万5,000円の減となったことによるものです。

第3款利子割交付金についても、収入見込みにより144万9,000円の減となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金については、収入見込みがないことから存目計上の1,000円を減額するものです。

第11款交通安全対策特別交付金についても、見込みにより124万5,000円の減額となったものです。

3ページから4ページをごらんください。第12款分担金及び負担金65万8,000円の減額は、老人福祉施設入所負担金53万2,000円の減、心身障がい児就学指導審議会負担金12万5,000円の減などによるものです。

第13款使用料及び手数料205万円の増額は、戸籍手数料などの総務手数料147万8,000円の増、町営住宅使用料過年度分124万1,000円の増などによるものです。

第14款国庫支出金1億3,132万6,000円の増額は、福島県原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金1億3,850万9,000円の増、公立学校施設整備補助金5,241万6,000円の増に対し、電源立地地域対策交付金2,000万円の減、児童手当負担金1,825万9,000円の減、幼稚園就園奨励費補助金817万8,000円の減、被災児童生徒等就学支援補助金795万8,000円の減となったことなどによるものです。

第15款県支出金2,386万9,000円の減額は、福島県災害弔慰金等負担金3,187万5,000円の減、緊急地域雇用特別補助金2,379万1,000円の減、福島県放射能簡易分析装置整備事業補助金2,122万8,000円の減、保険基盤安定負担金1,658万8,000円の減、参議院議員通常選挙委託金1,283万4,000円の減、災害救助費負担金1,019万4,000円の減に対し、福島県市町村復興支援交付金、津波被災住宅再建事業分8,638万5,000円の増、県民税徴収取扱交付金686万1,000円の増となったことなどによるものです。

第16款財産収入363万3,000円の減額は、各種基金の利子363万円の減、配当金3,000円の減によるものです。

第17款寄附金1,133万3,000円の増額は、一般災害義援金595万5,000円の増、ふるさと納税寄附金537万9,000円の増などによるものです。

4ページから5ページをごらんください。第18款繰入金3,821万8,000円の減額は、行政財産維持基金繰入金2,608万5,000円の減、災害復興基金繰入金1,070万円の減、復興交付金基金繰入金143万8,000円の減などによるものです。

第20款諸収入3,002万1,000円の増額は、土地改良区運営補助金過年度返戻金1,510万円の増、生活資金貸付金941万9,000円の増、療養給付費負担金返納金203万2,000円の増、原子力立地給付金141万8,000円の増、原子力事故損害賠償金103万9,000円の増などによるものです。

第21款町債2億円の減額は、予算調整と公債費縮減の観点による臨時財政対策債1億8,000万円の減、借入れ見込みがないことから福島県災害援護貸付金2,000万円の減となったことによるものです。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6ページをごらんいただきたいと思います。第1款議会費269万9,000円の減額は、事業費精査などによる議会活動費224万9,000円の減などによるものです。

第2款総務費3億1,006万7,000円の増額は、町勢振興基金積立金3億3,112万4,000円の増、災害復

興基金積立金8,638万5,000円の増に対し、事業費精査等により総務管理費の一般管理費2,346万7,000円の減、まちづくり活性化事業2,156万5,000円の減、公共用施設維持運営基金積立金2,000万円の減、財産管理費1,896万9,000円の減、高度情報化推進計画事業費1,047万6,000円の減などによるものです。

第3款民生費1億4,824万1,000円の減額は、事業費精査により東日本大震災救助経費6,786万7,000円の減、介護保険及びサービス事業特別会計繰出金1,791万8,000円の減、応急仮設住宅維持管理費1,590万8,000円の減、児童手当支給事業費1,148万5,000円の減、一時立ち入り事務諸経費942万8,000円の減、住宅応急修理費915万円の減、仮設診療所特別会計繰出金811万9,000円の減、コミュニティー推進事務諸経費579万4,000円の減などに対し、指定管理に係る老人ホーム施設管理費840万円の増、社会福祉基金積立金505万円の増などによるものです。

第4款衛生費879万4,000円の減額は、事業費精査により予防接種事業費1,611万3,000円の減、環境衛生事業費388万2,000円の減などに対し、双葉地方広域市町村圏組合じん芥処理費負担金656万1,000円の増、双葉地方水道企業団負担金620万2,000円の増などによるものです。

第5款労働費143万5,000円の減額は、事業費精査による緊急雇用対策費143万5,000円の減によるものです。

7ページをごらんください。第6款農林水産業費1,508万4,000円の減額は、事業費精査により農業集落排水事業特別会計繰出金1,058万円の減、林道維持修繕事業費214万4,000円の減、農業委員会交付金事業費111万2,000円の減などによるものです。

第7款商工費2,403万4,000円の減額は、事業費精査による消費生活対策諸経費2,260万円の減などによるものです。

第8款土木費2,493万7,000円の減額は、事業費精査等による公共下水道事業特別会計繰出金1,271万9,000円の減、道路維持管理事業費386万2,000円の減、蛇谷須地区特環下水道事業特別会計繰出金335万8,000円の減、街路灯管理事業費260万7,000円の減などによるものです。

第9款消防費3,172万2,000円の減額は、事業費精査等により富岡町防火防犯パトロール事業費826万7,000円の減、消防施設維持補修費691万円の減、消防施設整備事業費669万9,000円の減、防災事務諸経費372万円の減、防災行政無線経費336万7,000円の減、消防団員報酬等240万円の減などによるものです。

第10款教育費3,591万8,000円の減額は、私立幼稚園就園奨励費補助金737万7,000円の減、11月末での解散に伴う富岡町体育協会補助金736万7,000円の減、事業費精査による教育委員会事務諸経費705万円の減などによるものです。

8ページをお開き願います。第11款災害復旧費1,883万2,000円の減額は、事業費精査等により農地等災害復旧費965万6,000円の減、道路橋梁施設災害復旧事業費670万円の減、河川施設災害復旧事業費247万5,000円の減などによるものです。

9ページをごらんください。第2表、繰越明許費は、年度内に事業が完了しないおそれがあることから翌年度に繰り越して予算を執行できるよう河川整備事業費及び道路橋梁施設災害復旧事業について繰越明許費を設定するものであります。

10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正は、平成26年度から平成27年度の期間に指定管理料の支払いが生ずることとなったため、老人ホーム施設管理費を新たに追加設定するとともに、平成26年度開始以前に予算を執行する必要があることから予防接種委託料及び妊婦健康診査委託料並びに応急仮設住宅維持管理費を追加設定するものであります。

11ページをごらんください。第4表、地方債補正は、本補正予算において歳入が確保されたことにより、予算調整と公債費縮減の観点から臨時財政対策債を借り入れないこととし、全額を減額するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部の16ページから入りたいと思います。16ページをお開きいただきます。16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 36、37ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 42、43ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 48、49ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 50、51ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 54、55ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページございませぬか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 59ページなのですけれども、3款の民生費、災害救助費で東日本大震災救助費で6,700万円余り強の減があるのですけれども、これは災害給付金が相当減っているのですけれども、この災害給付金がこれだけ減ったというのはどういうところで減っているのですしょうか。

〔「弔慰金」と言う人あり〕

○4番（遠藤一善君） 弔慰金、済みません。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 弔慰金については、見込み額ということで、これまでの実績等で予算を計上してきたところなのですが、3月ということで、年度年度で申請をしなくてはならないということで、県のほうでも2月いっぱいなら2月いっぱいということで今年度締め切りというような形にもなっていますので、そういう点でその残っている部分については次年度送りというような形になりますので、今回それによって減額したものでございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、60、61ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 62、63ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページございませんか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 65ページの委託料の中でネズミとりシートの配布事業ということで、今回各家庭にネズミとりシートを送っていただき、各家庭は大変喜んでいらっしゃると思うのですが、このシートの購入に当たってどういう形に購入したか。また、これから来年度も予算上げと思うのですが、富岡の業者等に絡んで購入されているのか。わかる範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） ネズミとりシートの配布事業につきましては、国の復興庁の帰還再生加速事業という採択を受けて実施しております。これにつきましては、国の100%補助という形で実施しておりますが、その実施に当たっては基本的な考え方として競争性を高めるために入札というのがまず基本となっております。このことから、町に指名参加願が出ている業者さんから業者さんを選考いたしまして入札を実施し、その上で落札した業者さんをお願いしているということでございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いや、ちょっと待ってください。

生活環境課長、また次年度もやるのかという質問もあわせて。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 26年度の当初予算にも計上はしてあります。ただ、これにつ

いても、国の採択を受けて実施するというような形に考えておりますので、基本的には進むと思いますが、そういう形では実施予定となっております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ただいまのネズミとりシートの件なのですが、全戸配布ということで来たのですが、実際にもうネズミとりシートを、文章のほうには今いるところでも使って下さいというようなことで書いてはあったのですが、結構の枚数があるので、使わない人にとってはちょっと無駄に、もったいないという形があるのですが、例えば使わない人のやつをどこかと言うと問題があるのですが、例えば下郡の集会所とかに使わない人は持ってきてもらって、もっと欲しいという人にネズミとりシートを無償でまた渡すというようなそういう無駄のない部分の採用というものはぜひ必要かなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今回7,700世帯を一応対象といたしました。その中で配達が終わっているものが7,540世帯あります。今議員がおっしゃったように、受け取りを辞退した方も7件、それから送付不要ということで拒否した方が22件おります。ですから、おおむねの方は何らかの形でそれを受けて使っているものと思っております。

今議員がご指摘の使う方にあげたらというようなご指摘もあったのですが、そうすると片方の方に多くやって片方は今度もらえなかったというようなそういうものもありますので、その辺はなかなか難しいかなというふうには思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 不公平というものは若干あるかと思うのですが、中にはもう家の中にネズミとりシートをもう置けるような状態ではない家の人もたくさんいて、袋に入っていたのでわからないままそのまま受け取ってしまって、それをそのまま持っているという人も結構おりますので、ぜひともせっかくのネズミとりシート欲しい人もたくさんいるみたいなので、少し何か検討していただければなというふうに思いますので、ぜひ何か前向きな検討をお願いできればなというふうに思うのですが、

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 先ほどお話ししたように、これは国の事業でやっています。そのことから、1人の人に数多くをやって1人の人にやらないというと、やはりその事業の趣旨からも言ってなかなか厳しいものがありますので、ぜひその辺はご理解をいただければと思います。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 7款の商工費なのですけれども、3番の消費生活対策費で臨時雇用職員賃金の2,122万8,000円がこれ予算の全額が減額になっているのですけれども、これはなぜこういうことになったのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 実は、これ昨年度の予算の策定のときに国からの臨時雇用の賃金の補助関係が採択になるかならないかということでまだ未定の部分のあった時期に予算を制定したものでして、その後国からの全部まず補助がつくということで、今回その精算によって各臨時雇用の部分の補助を落としたものです。

○議長（塚野芳美君） いや、ちょっと質問の趣旨と違うでしょう。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） それで、臨時雇用、各課用で上げた部分がそれによって直接雇用という形ではやっているのですが、その雇用の予定がなくなったということで減額をしたものです。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。直接雇用を行ったということは、基本的には臨時雇用の職員そのものは雇用はしているのですが、別なところで直接雇用を行っているということで、今のお話を聞きますと、この2,100万円は国のお金ということで、直接雇用するよりは国のお金使ったほうがいいのかというふうに思うのですけれども、その辺の行った来た。

それで、この臨時雇用の職員はどの部分の臨時雇用の職員なのかもあわせてお聞かせください。

〔「済みません、申しわけございません」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 済みません。直接雇用というものは、当初これはきずな事業のほう見込んでいたのですが、きずな事業が25年度予算上で県のほうで実施するしないのほうはまだ未確定なものだったので、その分を臨時雇用として予算上に上げていたので、今回25年度きずな事業がそのまま継続したということで予算上雇用する必要がないと、予定がないということで減額したものでございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） この2,260万円のところのこれは賃金、上にも入っているのか、3番の消費生活対策費を見ますと2,260万円補正額なっているのですけれども、財源内訳は県の支出金と一般財源になっているわけで、2,100万円そっくり抜けたというのはどこから抜けたのかちょっとわからなかったのですけれども、どの部分からなくなっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 当初で、今産業振興課長がお話しされたように、緊急雇用なりきずな事業、県のきずな事業が25年度はわからないということで、各項目において予算立てを町、要するに緊急雇用の中で予算立てをしておりましたが、昨年3月になって県のほうがきずな事業をそのまま使えますよというようなことが発表されたものですから、ここで本来ならばもっと早く減額しておかなくてはいけない項目だったのでございますが、今回3月補正で減額したということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔「了解です」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。9款の消防費なのですけれども、非常備消防費の燃料費のところでは1,200万円の予算で150万円の減ということで、燃料費の行ったり来たりであろうと思うのですけれども、前回の補正でパトロールの移動用の車の予算が計上されていたかと思うのですけれども、移動用の車がふえたことによって燃料費が安くなったということではないのかどうかの確認だけしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） ここから富岡に通うということで、消防車両で相当な燃料費がかかるということで、つかみ予算という形で計上していました。

今議員がおっしゃったように、新しく車を購入したということではなくて、これは3月から新しく車を賃借していますので、それによるものではなくて、つかみ予算の中で多くとっていたということの減額でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

〔「了解です」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 80、81ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 11款の災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費なのですけれども、これで農地等の災害復旧事業の委託料が900万円ほど減額になっているのですけれども、これは工事そのものがなくなったのか、発注した中で金額が下がったのかちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） これにつきましては、これは当初計画していたものが県道と並行していましたつばきため池のところの委託でございます。ただ、そのところについては、今度国のほうで直接的に委託を出して設計をするということが25年度中に決まりましたので、その分減額をしたものでございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、88、89ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 90、91ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 92ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 94、95ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 全体的に3月の補正ですから最終補正だと思うのですが、これは大変町債が当初2億円見ていたのがこれゼロということで、公債費が3億5,000万円ということだと、これは非常に内容のいい経過だと思うのです。

これらについての補正予算は全く異議ないのですが、これは本当は26年度の当初予算で質問すればよかったのですが、今求められているものはライフラインの工事が急がれていますよね。そうすると、通常ですと町単事業の場合は早期発注も可能だったのだらうと思うのですが、いわゆるそれにプラス補助事業の場合だとなかなか補助が決定するまで工事の発注ができないということで、3月に予算決定してもなかなか発注まではいかない。国の査定を得て入札執行するということですから、9月以降になるのです。そうすると、今は通常はそのままよかったと思うのです。

だけれども、今の場合、やっぱり一日も早い復興、復旧を考えたときには、やはりそういったライフラインに伴う公共工事の工事の発注を最優先するというときには、余り長引かないで町単でできるものもどんどん、どんどん町単で出して、それで補助のものは採択を待ってやるというようなことにしていきたいなと、こう思うのです。

それからもう一点言っておきたいことは、申し上げたいのは、これはきょうは3月14日ですよ。3月中には補正はないと思うのですが、これ6月によく私昔から言っているのですが、6月の補正は私は考えられないのです、これは。3月に予算を決定して、それでわずか3カ月に補正というものは、特別な事情がある限りこれはやむを得ない部分がありますけれども、通常は6月補正はやらないということをひとつ参与の皆さんに頭に入れておいていただきたいと、これ思います。

それから、出納室長にお聞きしますが、今出納閉鎖が5月いっぱいですよ。これもやっぱり工期が3月20日としまして、それで町が検査したり何かしたりして引き渡しが25日ごろになると。検査終了後に40日以内の支払いということになると、やはり4月半ば越すのかなと思うので、5月という出納閉鎖なのですが、これをもっとできるのであれば内部調整して本当は5月出納閉鎖ではなくて、もっと早めることができないのかどうか。その1点だけお答えしたいと思います。

あとは私の要望ですから結構ですが、出納室長にお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 出納室長。

○出納室長（遠藤博美君） 出納閉鎖においては、国の期間からもう全部5月31日で決まっております。

すので、富岡町だけが4月にできるということではなりませんので、そのまま5月31日でやっていき
たいと思います。

以上です。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 除染の件でございますが、鹿島さんが受注されまして、いよいよ富岡町も除
染がスタートするわけでございますが、川南が五百数十億円、川北が五百数十億円としますと、約
1,000億円の巨大な事業が動き出すわけでございます。その中で、富岡町にある全事業者が全て有利
な条件で受注できるような体制になっておるのかどうかということなのですが、例えば檜葉町は大手
ゼネコンが受注しまして、それでその次に地元業者が全て仕事をやって、足りない部分はゼネコンが
従業員を連れてくるよというような仕組みになっておるわけです。例えば本町に当てはめた場合は、
全業者が全て満杯に仕事しても1,000億円の仕事の中で、これは私の独断と偏見ですが、100億円の仕
事をできるかどうか程度だと思っております。ですから、その全事業の中で地元枠というものを設けまし
て、これは地元業者を有利なときに使うと。そのような仕組みにするような考えがあるかどうか。

あともう一点は、解体除染。これは、町としても全額政府の予算でやってちょうだいよと要望して
おりますけれども、それが実現しますと解体除染もかなりの額が動くはずですよ。これも最優先的に地
元業者を使って、それでなるべく少しでも地元の業者を育成して、それで地元の商工会から資材とか
そういうものを調達すると。

ですから、私としましては、町長卒業式の祝辞の中で思いやりが大切だよということを言いました
けれども、地元業者の育成のためと、あとそこに従事している富岡町民、その人方が潤うようにひと
つそういう仕組みにさせていただきたいと思うのですけれども、町長のお考えをお伺いします。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。

その前に担当課のほうからの説明を受けて、その政策的な部分は町長からお答えいただきます。

復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 今現在環境省で発注している本格的除染がこれから前向きに
進むということで、今町のほうからも地元業者を優先的に使っていただきたいということで、私はじ
め町長と随行しながら環境省並びに鹿島JVのほうに依頼をしておりました。

ただ、鹿島JVのほうとしましては、やはり利益も必要だということで、見積もり等をその事業者
のほうに出していただきますということで、それでなかなかその見積もりの事業が鹿島が思惑どおり
考えている単価等で見積もりが落札しないというような経緯が二、三件見られたというような情報だ
けは入っております。鹿島といたしましても、できるだけ地元業者を事業に使いたいということは私
どものほうに回答はいただいております。また、環境省のほうからもそういう回答をいただいております。

ます。行政として、今までそういうふうな環境省に対してそういう今英博議員が言われたとおり、そういうような組織構成ができないかという話は、ちょっとうちのほうとしても要望だけはできますけれども、ただそれはあくまでも環境省と環境省の発注側で考えるものとなりますので、その辺はご理解等お願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今課長からお話あったように、私も鹿島のほうには要望書を提出してございます。その中で十二分に地元のことを考えながら発注していきますよという話はされておりましたけれども、なかなか地元業者さんのお話を聞きますと、見積もりがほとんど合わないというようなことで、今のところなかなか受注できないような状況にあるというのも私は聞いてございます。

これらについては、どうしても事業者ですから、どちらも利潤というものを、適正利潤を考えているのでしようけれども、その辺を考えれば、見積もりを徴取してそれに合ったもので発注したいというものが発注側でしょうし、受注側としては見積もりというものは安易に高価な見積もりをするわけでもないでしょうから、その辺の金額の隔たりというものは私にはちょっとやむを得ないのかなというふうにも映りますけれども、この辺が見積もり合わないよと言ったときに「ああ、そうですか」というただ一方的な引き下がりではなくて、どの辺のところかどのぐらい合わないのですかというやっばりそれに踏み込んだ考え方というものも必要なのだと思います。そして、ある程度は譲歩していただくようなお話し合い、それらの努力もやはり必要だろうと。

それから、2番目の商店街等々の問題もやはりこれについては、商工会を通じて当然地元の商工会、商店会を利用させていただきたいということを私からも申し上げていますが、その辺でどこまでが鹿島さんが協力してくれるのかというものが私どもにも全く見えない状況で、これは事あるごとにそういうお願いは私のほうからもさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） ただいま見積もりが合わないよと。どちらも事業者ですから、もうけるのはこれ当然であります。私が言っているのは、鹿島は例えば先ほど言いましたように500億円、500億円ですと大ざっぱにつかみで1,000億円からの仕事があるわけです。私が言っているのは、その中で地元業者が全部束になってどのくらいできるか私正確にはわかりません。そのうち100億円なら100億円、これは別枠で、地元枠として、それでその100億円の中で地元業者が全て腹いっぱいになって仕事できるような仕組みをしていただきたいと思います。

例えば見積もりが合わないというのは、地元の業者が第何次くらいのところに入って、それで見積もりを出すような仕組みになっておるのか。その辺大きな疑問なのですが、地元業者に見積もり出す段階で、例えば100億円なら100億円の地元枠に関しては元請の次くらいのところに上位のところへ地元業者がその枠内で参加できるよと。それで、鹿島さんもそれ経営者ですから、もうからない仕事はやらないと思いますけれども、残りの900億円で十分その辺は企業努力によってペイできるわけです。

ので、例えば鹿島といえども地元の首長なり議会なりの同意がなければ仕事は進まないわけですので、その辺は首長の強い要望なり指導力があれば私は実現可能なのかと思いますけれども、その辺お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これは、地元枠ということですが、いい考えだと思います。私この辺を地元枠というようなことでは元請さんをお願いしていませんので、これからこういうような方向でお話をして、どの辺まで協力していただけるか、その辺も精査しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

ちなみに、先ほど見積もりと言ったものについては、鹿島さんの直属のその下で働く人たちの見積もりですから、当然今富岡の中では鹿島さんの話では2次下請以外は使わないと。それだと管理がなかなか容易でないので、2次下請以外は落とさないのだよというような話を私も聞いていますから、その辺は3次とか5次とかというような末端のものとは違うのだと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 町長から大変前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。

ぜひ地元枠というものを設けて、その中で地元の企業が全ておなかいっぱいに仕事して、そこに勤めている富岡の町民が懐が潤うようにしていただきたいと思います。

また、商工会の件でございますが、例えば金物屋さんとかいろいろなお店あると思うのですが、そこに地元枠で受注した業者が発注してもなかなか期日に入ってこないよとか単価がどうだよとかいろいろな状況があると思うのです。それで、仕事になりませんので、商工会加盟店が全て潤うように、例えば100億円なら100億円の地元枠で使う資材は商工会を通すと。それで、ぶっちゃけた話、商工会に1%か何かとにかく手数料なりなんなりそれなりのあれが入って、それであとこの発注とかそういうものは地元の業者の企業努力に任せると。そういったことも考えられますので、ぜひ地元事業者とそれに伴う商店街全てに何とか潤うような仕組みをお願いできないかなと。

あと除染は今言いましたけれども、これから解体除染ということもどんどん出てくると思いますので、その辺もぜひ地元業者が有利な条件で解体除染できるように、これは環境省にも十分町長のほうから要望なりなんなりしてそういう状況をつくっていただきたいと思いますが、その辺ちょっと答弁お願いします。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 解体作業でございますが、今現在、一般質問の中でも答弁したように、今80件ほどの申し込みがあります。その80件の中で今後進める事業として、町内に入ってそれを設計したり、その後発注したりというような業務が出てくると思うのですが、その方法についてはまだちょっと何も示されていない状況です。

今議員がご指摘のように、今後の発注状況とかそういうものを踏まえたときに、地元業者に発注で

きるような体制ができるかどうか。今後環境省とそういうものも含めて協議をしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今回の渡辺議員の関連で質問させてください。

つい最近中間貯蔵ということで、双葉町が国に対して条件提示というか、賠償とかそういったものをきっちりさせない限り住民説明会を開催しませんと。私そういうやり方が物すごく私いいなと思って見ていたのですけれども、やはり今の除染の問題も全く私そういった論法というか、確かに環境省と鹿島建設、民間会社の間で提携した契約というものは、幾ら町といえど鹿島がだめだと言えなかなかなか難しい問題だと私は思うのです。

ただし、町にはでは何ができるかと。もう決まってしまった問題だからどうしようもないのだと言えばそれまでなのですけれども、例えばまだ川北が発注していなければ、町の要望をのんでもらえないのであれば、例えば仮置き場協力しないよとか住民説明会の開催は拒否するよとか、あとは住民からの同意、これはのめないよとか、そういった町独自のやり方でこれからは国、環境省と戦うべきで、町が一民間会社に頭を下げてお願いしても、民間会社はもう受注してしまっている問題で、どこをしようが何しようかというのがこれは民間の利益追求するのこれ当たり前のことなもので、私らは発注側の国に対して町の要望、結局先ほど言った地元枠、地元枠をのんでもらえなければこういったものは協力できませんよと、そういう話を私は使うべきだと思うのですが、町長どう思いますか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） なかなか難しい問題であります。

確かに国に対する要望というものは、私どもからできるわけですが、これについて国が発注する段階で富岡町の意向を尊重してくださいということは当然あるのだと思います。その中で、果たして富岡町の業者枠を設定してくださいとかということは、今の状況では、私はこれについて精査しているわけでないで、できるともできないともここでは言いかねますが、なかなか難しいのだと思います。

そして、これを例えば私が言うような機会があって、それを言ったとしても、20キロ圏内の除染は国が責任を持ってやるというような話をしていますから、これが20キロ以外の川内のような状況であれば、町が受注をして、それを発注するというようなことができるわけですが、その辺では大変難しい問題がありますので、これから検討させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 町長、本当にこれ難しい問題だと思います。

ただ、やはり例えば今まで想定した仮置き場の面積で足りなくて、小良ヶ浜地区をまだ追加で仮置き場に使いたいとか、いろいろ国がもう町にお願いすること、あと地権者にお願いすること、こういったものも出てきていると思うのです。やはり協力をするばかりではなくて、やはり国にも地元の要

望を聞いてもらいたいと。これがやはり協力するから国ものんでくれと。これ当たり前のことだと思うのです。そういった今回の私新聞見て双葉の町長のやり方、なるほどそうだなと。やはり国のばしばししない態度に業を煮やしたというか、国の条件を見てから中間貯蔵を考えるよと、そういうやり方のように、やはり仮置き場に関しても住民の例えば除染してもいいよという同意にしても、そういったものを協力するかわりに、先ほど8番議員が言うように1,000億円の中の100億円、1割です。1割、2割を協力してくださいと。もう鹿島、民間にはちょっと無理かもしれませんが、国に対して別発注で地元枠で発注していただいけませんかというのはそんなに無理な話ではないと思うので、町長これはぜひやってください。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 富岡町にこれから仮置き場、今確保されている仮置き場が約4割、これから6割の仮置き場が必要なわけですが、それを条件闘争のような、それをのんでいただけないのであれば協力できませんよというような話をしたときに、果たして町民の皆さんからその私の考えが正しいですねと言われるのだから、とんでもない間違っていますよと言われるのだから、その辺はここで即答できるような生易しい問題ではないと思うのです。

と申しますのは、やはり富岡町には早急に帰りたいと、除染を進めて帰りたいという考えをしている方もございます。それから、もう既に帰らないという考えをしている方もあるでしょう。ただ、私が今回この定例会の初日に申し上げさせていただきましたが、いや、長期の退避、それから将来帰還というものを見定めたときもやはり除染というものは早急に対応していただくほうが得策なのだというふうに私は考えていますから、その辺のところも検討しながらこれから対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 町長、住民に対して理解が得られないと今お話ありました。あと除染は早急に進めたいと。これは、例えば地元枠をお願いしても早急に除染はやりますので、地元さんが入ったから除染がおくれるというのはちょっと論法的に違うのかなと思います。

あともう一点、例えばそういった話を国にしたときにちょっとお恥ずかしいのではないですかというようにとられるかもしれないというようなお話ありますけれども、逆に例えばゼネコンが全部いい仕事してしまって、何か除染ビジネスみたいに今テレビなんかでもとられていますけれども、そういう状況で地元が全然入れないのだよと、富岡の除染は全部ゼネコン絡みで、地元の業者全然入れないのだよと。そっちのほうの説明のほうが私は地元に対して説明がつかないのではないかなと私はそういうふうに思います。

ですから、私は国に対してだから、お願い、要望というような形でやってやれないことは私はないと思うのです。ですから、その辺はちょっと考え方を改めて、何とか地元さんでやりたいという人たちがいっぱいいるみたいですから、そこは全部下さいとか半分半分にしてくださいということではな

くて、1対9とか2対8とか、その辺のレベルの話ですから、そんなに難しい話ではないと思うので、町長努力のほどをよろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 私それを全て避けているわけではないです。今回の除染そのものに富岡町の業者がボイコットされているわけでもございません。そういう意味では、鹿島さんからなかなか仕事というものが受注できないというようなそのジレンマもあるのでしょうけれども、これから私のほうでも環境省等々にこれを強力に要望していきます。

そして、地元の業者がやはりここでこの除染事業に携われないようであれば、当然私からも異議は唱えさせていただきますし、それから国に対しても私から強い口調でお話をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 町長、8番、5番の考え方は、私もまさにそのとおりかと思うのですが、あと別な角度からも聞いてほしいのですが、この震災後、建設業界ばかりではなくて、商店街全て富岡町で商売を営んでいた方々がもう右往左往してもとの商売に戻れないような状況になっているのは事実ですよ。そこに真っ先に除染と称して20キロ圏内は、前も言ったかもしれないですが、国直轄でやりますよということで、当然国直轄で金額も何百億円ですから、これはゼネコンさん、スーパーゼネコン入ってくるのも当然かなと私は思うのです。スーパーゼネコンさんあたりになれば、先ほど1,000億円の中の100億円の議論していましたが、100億円くらい投げてもどうってことない金額なのかなと私は思うのです。ここで地元とうまく手を握ってやってさえいければ、次に控えている受注物件もいっぱいあるわけです。そういう意味から考えると、よその町村をいろいろ調べたり聞いたりしていると、地元とはかなり密接にかかわって仕事を発注したりいい関係でやっているのです。全てそうです。楡葉もそうだし、大熊もそうだし、浪江もそうです。双葉に関しては、まだ余り動きがないということでわかりませんが、そういう中でなぜ富岡だけができないのだと。見積もり出して、見積もり安い高いだけの問題ではないのだろうと私は思うのです。そういう中で、やはり国の指導力も足りないのだと思うのです。その国の指導力に私は期待しているわけですが、確かに富岡町除染受注している会社は国のスーパーゼネコンと言われる会社ですから、地元の企業なんかは相手にしなくても何千人でもどこからでも集めてこられます。ただ、地元と手を携えてやることによって、見積もりが高いから安いからとかそういうことは除外した利益というものは生まれてくるのかなと思うのです、私は。そういう意味で、町長に強くその辺を言っていただきたいと。

といいますのは、墓地の墓石集積とか除草工事、恐らく本来だと前町長の考え方は全部鹿島さんに、スーパーゼネコンさんに流す考えだったのかなと思うのです。それが現町長になってその考え方を改めて、では町でいただいて地元企業に発注しましょうということで、12月26ですか、金額にして4億

円か5億円くらい多分発注したと思うのですが、あれは私は大正解だったのかなと。といいますのは、東京辺に避難して、まだ建設業でも富岡町に全然顔を向けていなかった業者まで2,000万円、3,000万円、4,000万円という工事を受注して、やっぱり商売です。受注したが上にはやらなくてはならないと。それで、東京からいわきとか近間に越してきて、受注してからです。それで、皆さん仕事やってこなしているわけです。やっぱり地元に向きさせるには、地元が動かないと顔は向いてこないです。これは、建設業だけではなくて、商工のほうでも私はそうだと思うのです。

先ほど生活環境課長から答弁ありましたが、ネズミとりの問題。透明性を高めるために入札ですと。入札で東京の業者がとった。それは、透明性は高まるかもしれないです。だけれども、富岡の業者は全然そこには顔向かないでしょう。本当に復興を目指すのであれば、私は高い安いなんかは二の次だと思います。やっぱり地元の人、富岡町1万6,000人の人をいかに富岡町に目を向けさせるかということになっていくと、今は事業主体で動いていますので、建設業者に働く人は富岡町の人でも大分働く人が出てくると思いますし、商工会が動けば当然富岡町の人です、動き始めるのは。そうやって起爆剤にしていかないと私は富岡町の復興なんかはあり得ないと思っています。そういう意味合いで私は声高々にまずは今早急にある仕事は除染だと。では、除染は建設業界にとにかくおろしてくださいよと。全部とは言わないから、せめて1割でも7分でもいいから地元枠、地元優先枠として落とすだけならば、地元の企業もそこに目を向いて一生懸命やると思うのです。そこで地元の人が働けば、これだけきれいにするのであれば近いうち帰れるのかなと、そういう気持ちにも私はなると思うのです。私はそういうことを期待しているのです。

町長も大変だとは思いますが、とにかく双葉の町長あれだけ言うておりますから、地元の富岡町の町長としてやっぱり環境省なり国交省なり、そういうところにやっぱり強く地元におろしてもらえないのであれば富岡町そういうものやってももらっても何にも意味ないのだよと。土地だけきれいになっても、人間も真っさらにしてもらわないと帰れないのだよということを強くやっぱり訴えていただきたいと思うのですが、2人の答弁聞いていますと、町長もこれから強いこと訴えていくと言っていますが、もう一度力強いお言葉でいただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） おっしゃること十分わかります。

そして、富岡町の本当に復興、復旧というものがまずはこの除染から始まるのだということも認識しています。そういう中であって、私が手をこまねいているわけではないのですが、実際にこの除染そのものが本来であれば20キロ圏内でも国直轄でなくて町に受注していただいて町がゼネコンを使うというほうが最もふさわしい方法なのだと思うのですが、これが20キロ圏内の直轄除染ということでかなわないということですから、それに即するような、最も近づけられるような状況というものは当然必要なのだと思えます。そういう意味では、これから環境省、発注側の環境省、そして受注されているゼネコンさんの方々に私のほうから声を大きくしてそれを要求、要望していきますから、ご理

解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

あともう一点なのですけれども、鹿島さんを集中攻撃しているような状況が生まれてしまっていますけれども、そういうことではなくて、町の各課にもお願いしたいのですけれども、やっぱり透明性を高めるために競争入札、それは一番いいことだと思うのです。

ただ、この事態を招いていてそういう考え方は私は捨てるべきだと思うのです。そういうことで、多分下郡山公民館で防護服とか配布している。そういう品物も多分透明性高めるために町内の業者からは入っていないのかなと思うのです。そういう部分だって、確かに今言ったように透明性は大事ですけれども、この期に及んでやっぱり透明性ばかり大事にしないで、やっぱり町内の業者育成ということを十分に頭に置いて町長から各課長に号令を発していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの件で下郡の連絡所の件がありましたけれども、資材の件。

〔議長、下郡の防護服の件だけでなく全般にわたってですか
らね〕という人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、結構です。全般ということで町長のほうでまとめて。

町長。

○町長（宮本皓一君） これについては、ネズミとり1つの例なのですが、これ帰還加速再生事業ですか、これに当てはめるためにはどうしても入札でないとそのお金の出どころが決定しないということで、それで入札にいたしました。

これから先ほど言われたように、地元の業者というものをどのような形で町の復旧、復興に携われるような、それから除染作業ですとか、そういうもろもろのものについて町に在籍している業者の方々にご協力をいただくというものはこれは基本でございますし、それから当然そういう方向で、私先ほども言いましたけれども、長期退避、そういう意味ではその退避しているだけでずっと富岡に顔向けなければ本当に将来の帰還というものにつながらないと思うのです。その間にやっぱりそういう商店であれば物を売る、そして富岡の復興というものを目の当たりにできる。それから、一般の町民だってやっぱり富岡町のいろいろなそういう復興、復旧の状況、それから祭りであったり、いろいろなものを自分の肌で感じたり参加することによってやはりきずなというものがそのまま継続できたり維持することができるのだと思いますから、私のほうでも今議員がおっしゃるような方向で、できるだけそれに沿えるように努力してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔「はい、ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 平成25年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成25年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（伏見克彦君） それでは、議案第13号 平成25年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明を申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。101ページをごらんください。歳入の主なものは、滞納繰り越し分の収納対策の実施による第1款国民健康保険税の増額、交付見込み額の推計により、第3款国庫支出金の増額、第7款共同事業交付金の減額などであります。

第1款第1項国民健康保険税は、国保税滞納繰り越し分の増収分814万3,000円を増額いたすものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税督促手数料2万8,000円を増額いたすものです。

第3款国庫支出金は、第1項国庫負担金において療養給付費等負担金の見込み額の減などにより916万5,000円を減額し、第2項国庫補助金において交付見込み額の増により5,946万5,000円を増額し、国庫支出金総額で5,030万円を増額いたすものです。

第6款県支出金、第1項県負担金は、高額医療費共同事業拠出金交付金の交付見込み額の減により高額医療費交付金56万円を減額いたすものです。

第7款第1項共同事業交付金は、交付見込み額の減により高額医療費共同事業交付金で460万2,000円、保険財政共同安定化事業交付金で2,675万3,000円の合わせて3,135万5,000円を減額いたすものです。

第11款諸収入は、第1項延滞金、加算金及び過料において存目計上分の過料1,000円を減額し、第

4項雑入において国保法65条等返還金157万円を増額し、諸収入の補正額を156万9,000円の増としたすもので、歳入総額において2,812万5,000円を増額補正となるものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。102ページをごらんください。歳出の補正の主なものは、医療費の推計によりまして、第2款保険給付費の減額、拠出見込み額の増加によりまして、第7款共同事業拠出金の増額、国保支払準備基金の新規積み立てのための第9款基金積立金の増額などがあります。

第1款総務費、第1項総務管理費は、財源更正によるものです。

第2項町税費22万2,000円の減額、第3項運営協議会費24万7,000円の減額及び第4項趣旨普及費23万6,000円の減額は、それぞれ事業完了に伴うもので、総務費合計で70万5,000円を減額するものです。

第2款保険給付費、第1項療養諸費では、本年度支払い実績から推計し、一般被保険者並びに退職被保険者分の療養給付費及び療養費において3,207万4,000円を減額し、第2項高額療養費では同じく本年度支払い実績から推計し、高額療養費143万3,000円を減額。

また、第4項出産育児諸費では、出産件数の増加により252万円を増額し、第5項葬祭諸費では支給件数の増加により25万円を増額いたすものです。保険給付費合計で3,073万7,000円を減額するものです。

第3款後期高齢者支援金等及び第6款介護納付金は、財源更正によるものです。

第7款第1項共同事業拠出金は、拠出見込み額の増により高額医療費共同事業医療費拠出金で168万5,000円、保険財政共同安定化事業拠出金で1,480万4,000円の合わせて1,648万9,000円を増額するものであります。

第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費13万5,000円の減額、第2項保健事業費12万8,000円の減額は、それぞれ事業完了に伴う減額で、保健事業費総額で26万3,000円を減額するものです。

103ページをごらんください。第9款第1項基金積立金は、国民健康保険給付費支払準備基金に新たに積み立てするため4,300万円を増額するものです。

第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、支出見込み額の減により100万円を減額いたすものです。

第11款第1項予備費において、歳入歳出調整のため134万1,000円を増額し、歳出合計において補正総額を2,812万5,000円を増額、歳出総額を31億2,226万5,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

特別会計補正予算の質疑は、一般会計補正予算と同様の方法で進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入りますので、108ページをお開きください。108、109ページございませ
んか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 110、111ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 112、113ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 114、115ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 116、117ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 118、119ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 120、121ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 122、123ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 124ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 平成25年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決
いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、17日午前10時より会議を開きます。
これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時24分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成26年 月 日

議 長 宮 本 皓 一

議 員 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成26年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

平成26年3月17日(月) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 委員会報告

日程第3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第14号 平成25年度富岡町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成25年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算(第3号)

議案第16号 平成25年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 平成25年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 平成25年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第19号 平成25年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第20号 平成25年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成25年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 平成25年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

議案第23号 平成26年度富岡町一般会計予算

議案第24号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第26号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第28号 平成26年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算

議案第29号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第30号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計予算

議案第32号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 委員会報告

日程第3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第14号 平成25年度富岡町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成25年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算(第3号)

議案第16号 平成25年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 平成25年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 平成25年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第19号 平成25年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第20号 平成25年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成25年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 平成25年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

議案第23号 平成26年度富岡町一般会計予算

○出席議員(14名)

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
参事兼税務課長	阿久津守雄君
健康福祉課長	猪狩隆君

参事兼 生活環境課長	緑	川	富	男	君
産業振興課長 (併任)農業 委員会事務局長	三	瓶	保	重	君
参事兼 復興推進課長	高	野	善	男	君
参事兼復旧課長	郡	山	泰	明	君
教育総務課長	林		志	信	君
いわき支所長	林			修	君
生活支援課長	斉	藤	真	一	君
参事兼 大玉出張所長	松	本	哲	朗	君
住民課長	伏	見	克	彦	君
総務課主幹 兼課長補佐	菅	野	利	行	君

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	臣	克
事務局庶務係長	原	田	徳	仁

開 議 (午前 9時59分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回富岡町議会定例会6日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

13番 三瓶一郎君

1番 山本育男君

の両名を指名いたします。

○委員会報告

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、委員会報告に入ります。

産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

12番、渡辺三男君。

[産業厚生常任委員会委員長(渡辺三男君)登壇]

○産業厚生常任委員会委員長(渡辺三男君) 報告第6号、平成26年3月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺三男。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について審議した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。(1) 請願第1号 TPP交渉に関する請願について、(2) 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成26年3月14日午後2時35分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員7名、欠席委員、なし、説明出席者、紹介議員、山本育男、紹介議員、宇佐神幸一、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。(1) 請願第1号 TPP交渉に関する請願について。本件については、紹介議員の説明を求め、慎重に審議し、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決した。(2) 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について。本件については、紹介議員の説

明を求め、慎重に審議、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

○議長（塚野芳美君） ただいま産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより請願第1号 TPP交渉に関する請願についての件を議題といたします。

これより質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号 TPP交渉に関する請願についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、この請願は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についての件を議題といたします。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、この請願は委員長報告のとおり可決されました。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第14号 平成25年度富岡町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） それでは、議案第14号 平成25年度富岡町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2万4,000円とするものです。

127ページをごらんください。第2款第1項繰越金は、額確定により1,000円増額するものです。

128ページをごらんください。第1款第1項総務管理費4,000円は、精算により減額するものであります。

また、第2款第1項繰出金5,000円を増額し、歳出合計を歳入に合わせ1,000円増額するものでございます。

私の説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

132ページから135ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 平成25年度富岡町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成25年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） おはようございます。

それでは、議案第15号 平成25年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ490万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,078万2,000円とするものです。

139ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項分担金、第2款第1項使用料、第2項手数料、第3款第1項国庫補助金、第4款第1項県補助金、第7款第1項延滞金、加算金及び過料などの項目は、存目計上であり、収入見込みがないことから合わせて6,000円の減額。

第3款第2項国庫委託金は、生活環境整備事業の確定により157万5,000円の減額。

第5款第1項繰入金は、歳入歳出の調整により335万8,000円の減額。

第7款第3項雑入は、原子力立地地域給付金による3万2,000円の増額であります。

140ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項下水道事業費490万7,000円の減額は、特環下水道維持管理費の精査及び請け差により308万2,000円の減額、災害復旧事業費の請け差により182万5,000円の減額とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 質疑に入る前にちょっと字句の訂正をお願いしたいので、総務課長ですか。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 大変申しわけございません。

137ページ中補正予算（第3号）ですが、見出し書きの中で平成25年度のその下の部分でございますが、第2号となっておりますが、3号とご訂正お願いしたいと思います。これにつきましては、今議長からありましたように字句の訂正でもって対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大変申しわけございません。

○議長（塚野芳美君） 以上のようにお願いいたします。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この議案につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

144ページから151ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 平成25年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成25年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第16号 平成25年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,973万円とするものであります。

155ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項負担金、第2款第2項手数料、第3款第1項国庫補助金、第4款第1項県補助金、第7款第1項延滞金、加算金及び過料などの項目は、存目

計上であり、収入見込みがないことから合わせて5,000円の減額。

第2款第1項使用料6万8,000円の増額は、下水道使用料滞納繰り越し分であります。

第5款第1項繰入金は、歳入歳出の調整により1,271万9,000円の減額。

第7款第2項町預金利子2万4,000円は、利子補給による増額。

第7款第3項雑入は、原子力立地地域給付金による3万2,000円の増額です。

156ページをごらんください。第1款第1項の下水道事業費1,260万円の減額は、公共下水道維持管理費の精査により60万円の減額。公共下水道事業災害復旧事業費の精査及び請け差により1,200万円の減額となるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この議案につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

160ページから165ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 平成25年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成25年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第17号 平成25年度富岡町農業集落排水事業特別

会計補正予算（第3号）の内容について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億577万7,000円とするものであります。

169ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項分担金、第2款第1項使用料、第2項手数料、第3款第1項国庫補助金、第4款第1項県補助金、第7款第1項延滞金、加算金及び過料などの項目は、存目計上であり、収入見込みがないことから合わせて6,000円の減額。

第3款第2項国庫委託金350万円の増額は、生活環境整備事業の確定によるものです。

第5款第1項繰入金は、歳入歳出の調整により1,058万円の減額。

第7款第2項町預金利子4,000円の増額。

第7款第3項雑入3万2,000円の増額は、原子力立地地域給付金によるものです。

170ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項集落排水事業費1,020万円の減額は、集落排水維持管理費の精査及び請け差により120万円の減額。集落排水災害復旧事業費の精査及び請け差により900万円の減額とするものです。

171ページをごらんください。第2表、繰越明許費は、今般の社会情勢により災害復旧事業費、上手岡地区污水管渠復旧工事の年度内完了が困難なことから26年度へ限度額を2億5,205万3,000円として設定するものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この議案につきましても項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

176ページから183ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 平成25年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成25年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復興推進課長より求めます。

復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） それでは、議案第18号 平成25年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ36万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ309万4,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。187ページをごらんください。第1款第1項繰入金36万5,000円の減額は、歳出の調整によるものであります。

次に、歳出であります。188ページをごらんください。第1款第1項事業費26万5,000円の減額は、土地区画整理審議会委員の報酬4万1,000円、普通旅費10万9,000円の精査など調整によるもので、また負担金5万6,000円の減額は、日本土地区画整理協会負担金の減免によるものでございます。

第3款第1項予備費10万円の減額は、不用残として減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この議案につきましても項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

192ページから195ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 23年3月11日震災時にその近いところで用地売買完了した買い主、町民の人が補償で仮に1,000万円で用地買収しましたと。そして、補償でそれ以下だったときの苦情関係は出ているのかいないのかと、もしそういう逆財になったときにまた契約したてで逆財になったとき、町のほうでは買った購入者から相談あったときはどういう手法でどのように協力する考えあるのかちょっと聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 今の実際に買った方についての単価については、うちのほうから東京電力のほうにこれだけの金額等で売買をしております。また、仮処分になった部分についての補償についても、仮換地の中で事業費プラスその売買の実例をもとにしてその情報をその地権者

のほうに送付して今対応している状況でございます。

以上です。

それと、補償費が逆になった場合ということでございますが、早い話逆に高く賠償がなった場合については、うちのほうとしてはその部分の情報については提示しないようにしております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 平成25年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成25年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第19号 平成25年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、震災により被保険者の利用者負担額の減額措置に対する一般会計繰入金や介護保険基金繰入金の減額に伴い、既定の予算に310万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,765万2,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。199ページをごらんください。第1款の保険料では、第1項介護保険料では、滞納徴収分といたしまして17万6,000円を増額いたすものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、督促手数料におきまして収入がありましたので、1,000円の増額。

第3款の国庫支出金9,913万4,000円の増額の内訳は、第1項国庫負担金が介護給付費の減に伴う額の確定により1,335万7,000円の減額。

第2項国庫補助金は、災害臨時特例補助金額の確定によりまして1億1,249万1,000円の増額をいたすものであります。

次に、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金では、額の確定によりまして介護給付費交付金等で929万9,000円を増額いたすものです。

次に、第5款の県支出金、第1項県負担金及び第2項県補助金では、負担金の額の確定によりまして、県負担金、県補助金を合わせて1,980万8,000円の減額となります。

次に、第7款の繰入金9,259万5,000円の減額の内容は、第1項他会計繰入金で一般会計からの繰入金として現年度介護給付費繰入金を1,821万7,000円の減額。

第2項基金繰入金で介護給付費準備基金繰入金が7,437万8,000円の減額であります。

第9款諸収入68万6,000円の増額内容は、第1項延滞金、加算金及び過料が存目計上分1,000円の減額。

第2項は、預金利子収入によります2万1,000円の増額。

次ページに移りまして第3項雑入は、過年度であります24年度双葉地方介護認定審査会の精算金等として66万6,000円の増額であります。

以上、総額で310万7,000円を減額し、歳入総額14億1,765万2,000円といたすものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。201ページをごらんください。まず、第1款の総務費478万9,000円の減額内容は、第1項総務管理費が平成26年度消費税増額に伴うシステム改修委託料で35万6,000円の増額。

第2項徴収費が賦課徴収事務諸経費で64万1,000円の減額。

第3項運営協議会費が介護保険運営協議会開催をする必要が生じなかったために7万4,000円の減額。

第4項介護認定審査会費が事業の精査により443万円の減額であります。

次に、第2款保険給付費は、避難状況に応じ給付内容が変わったことに伴い、総額で623万1,000円の増額となりました。内容は、第1項介護サービス等諸費で543万9,000円増額。

第2項介護予防サービス等諸費で79万8,000円の増額。

第4項高額介護サービス費等で2,000円の減額。

第5項特定入所者介護サービス費等で2,000円減額。

第6項高額医療合算介護サービス費等で2,000円の減額となったものです。

次に、第3款の地域支援事業費は、総額で454万9,000円の減額。第2項包括的支援事業費が事務費

の精査などにより減額となったものであります。

以上、総額で310万7,000円の減額で、歳出合計14億1,765万2,000円といたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。206ページをお開きいただきたいと思ひます。206、207ページ
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 208、209ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 210、211ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 212、213ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 214、215ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 216、217ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 218、219ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 220、221ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 222、223ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 224、225ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 226ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。介護の認定者数が相当ふえているかと思うのですが、実際のところ3月のところで震災前と比べてどのぐらいの人数がふえて、その伸び率というものがどういう状態になっているのかちょっとお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 介護認定の審査受け付け事務を行っておる数で報告いたしますと、23年度は446件に対しまして、25年度が692件というふうな形でふえております。大体そのような状況でございますが、ただ26年度につきましては介護認定者が743名ということで、25年度から比べまして7.3%の伸びというふうな形で、非常に伸び率が多うございます。特に伸び率が多いものは、要支援認定者の数、いわゆる介護認定以前、要支援1と2の方が非常に多くなっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 多くなっていると。要支援が多くなっているということなのですけども、そこまで細かくわかるのかどうかわからないのですけれども、高齢者が通常に毎年伸びているとは思いますが、その伸び率と今までの状態の中での伸び率を勘案しても必要以上に要支援の部分がふえているのかどうかということと、あと特に違いはあるのかどうかわからないのですけれども、仮設と仮設ではないところにいる人たちで伸び率は違うのかということもしわかれば教えてほしいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 仮設とちょっと借上げとかそういった今の生活状況に合わせた伸び率というものを今は内容につきましてはちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、必要以上に伸びているのかというふうなことでございますが、震災後、今まで家族何世代か一緒に生活していた家族が核家族化が非常に進んでいるというふうな形の状況はほかの町村も一緒でございますが、非常にそういった世帯数が多いということで、いわゆる要支援1、要支援2というふうな方の認定者が多い。その認定者につきましては、いわゆる町内ではサポートセンターがデイサービス事業等実施しておりますけれども、そういったデイサービス事業等に利用する方が非常に多くなっているというのが現状でございます。

仮設と借上げごとの入所者数につきましては、ちょっとお時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番さん、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 平成25年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成25年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（伏見克彦君） おはようございます。

それでは、議案第20号 平成25年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ103万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,059万3,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。229ページをごらんください。第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、証明手数料の存目計上分1,000円を減額するものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、繰入額の確定に伴い、事務費繰入金53万8,000円、保険基盤安定繰入金49万4,000円の合わせて103万2,000円を減額いたすものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。230ページをごらんください。第1款総務費、第2項徴収費は、徴収事務費の不用額53万8,000円を減額いたすものです。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、納付額の確定により65万円を減額いたすものです。

第4款第1項予備費は、歳入歳出額調整のため15万5,000円を増額いたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この議案につきましても項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

234ページから237ページまでございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 平成25年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成25年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第21号 平成25年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、仮設診療所の医師等の報酬、医薬材料費等の精査によりまして既定の歳入歳出予算からそれぞれ811万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4,724万1,000円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。241ページをごらんください。第3款繰入金、第1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を811万9,000円を減額し、歳入総額を4,724万1,000円といたすものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。242ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、薬剤師報酬等の精査により676万9,000円を減額いたすものです。

第2款医業費、第1項医科医業費は、医科、歯科の医薬材料費及び委託料の精査によりまして135万円を減額し、総額811万9,000円を減額。

歳出合計を4,724万1,000円といたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この議案につきましても項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

246ページから250ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 平成25年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成25年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第22号 平成25年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に29万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ679万6,000円とするものであります。

253ページをごらんください。歳入につきましてご説明を申し上げます。第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は、介護予防給付費収入金の不足見込みによりまして一般会計繰入金として29万9,000円を増額いたしまして、歳入合計を679万6,000円といたすものです。

254ページをごらんください。歳出についてご説明申し上げます。第1款予備費、第1項予備費は、介護予防給付費の増によりまして29万9,000円を増額いたしまして、歳出総額679万6,000円といたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この議案に関しましても項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

258ページから261ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 平成25年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休議いたします。

休 議 （午前10時54分）

再 開 （午前11時06分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

次に、議案第23号 平成26年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、議案第23号 平成26年度富岡町一般会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

平成26年度当初予算は、歳入においては町税を初め、分担金及び負担金、使用料及び手数料等の自主財源は減免等による減収が続いており、震災以前の平年予算と比較すると約19億円の大規模な減収となっています。

一方歳出においては、震災から3年が経過し、町内インフラの復旧、環境整備、防火、防犯対策等に係る事務事業経費や町民の放射線健康被害対策事業費等の予算計上するなど予算総額は対前年比で26億1,995万7,000円、率にして33.5%の増となる104億3,345万円となりました。歳出総額に対する財源不足の補填については、震災復興特別交付税15億円を含む地方交付税19億940万円、財政調整基金繰入金11億4,305万7,000円、公共用施設維持運営基金繰入金9億円を含む繰入金22億6,583万5,000円などを歳入予算に計上し、予算編成を行ったものであります。

それでは、第1表、歳入歳出予算についてご説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税については、震災による減免等により14億1,298万円、前年度比に比較して957万1,000円、増減率では0.7%の減となりました。主な内容としては、個人町民税が対前年度比6,545万7,000円の減となる一方で、法人町民税が4,356万円の増、固定資産税が1,005万8,000円の増、町たばこ税が195万円の増、軽自動車税が31万8,000円の増、特別土地保有税及び入湯税については存目計上となっております。

第2款地方譲与税は、自動車重量譲与税が449万1,000円の減、地方揮発油譲与税が4万4,000円の減となり、譲与税総額では453万5,000円、6.7%の減となりました。

第3款利子割交付金については109万6,000円、22.8%の減。

第4款配当割交付金については5万7,000円、2.8%の減。

第5款株式譲渡所得割交付金については1万6,000円、3.8%の増。

第6款地方消費税交付金については166万円、1.1%の増となりました。

次に、4ページをお開き願います。第7款ゴルフ利用税交付金については、存目計上であります。

第8款自動車取得税交付金については135万1,000円、13.1%の増となりました。

第9款地方特例交付金については、減収補填特例交付金、住宅借入金分等で230万7,000円、45.0%の減となっております。

第10款地方交付税については、見込みにより普通交付税3億5,000万円、特別交付税5,940万円、昨年度の交付実績を勘案し、震災復興特別交付税15億円を計上し、地方交付税総額では対前年度比4億4,940万円、30.8%増の19億940万円を予算計上しております。

第11款交通安全対策特別交付金については55万9,000円、26.9%減の152万1,000円となりました。

第12款分担金及び負担金については、老人福祉施設入所負担金575万8,000円の増、富岡町土地改良区総代選挙負担金71万5,000円の増などにより、対前年度比647万2,000円、52.9%の増の1,869万8,000円となりました。

第13款使用料及び手数料については、戸籍手数料等の総務手数料258万5,000円の増、スポーツ交流館使用料96万円の増などにより、対前年度比327万1,000円、75.7%増の759万3,000円を予算計上しております。

第14款国庫支出金については、対前年度比23億3,940万1,000円、157%の増の38億2,958万9,000円

となりました。主な内容としては、町内環境整備や防火、防犯等事務事業に係る福島県原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が19億1,455万円の増、復興交付金が9,213万4,000円の増、ため池災害復旧に係る農地施設災害復旧事業補助金2,400万円の増、被災児童生徒等就学支援補助金1,410万5,000円の増などに対し、電源立地地域対策交付金8,050万2,000円の減、道路橋梁施設災害復旧事業補助金5,231万1,000円の減などとなっております。

5ページをごらんください。第15款県支出金については1億3,569万6,000円、18.9%減の5億8,352万円となりました。主な内容は、緊急地域雇用特別補助金が1億1,679万1,000円の減、参議院議員通常選挙費委託金が2,235万9,000円の減、福島県消費者行政活性化交付金1,582万3,000円の減、福島県放射能簡易分析装置整備事業補助金が1,238万3,000円の減、重度心身障がい者医療費補助金が1,212万4,000円の減となったのに対し、福島県知事選挙委託金が2,143万7,000円の増、福島県災害弔慰金等負担金が2,062万5,000円などの増となっております。

第16款財産収入については417万5,000円、41.6%減の587万円となりましたが、主な内容としては、財政調整基金利子が246万4,000円の減、土地、建物貸付収入が90万円の減、文化振興基金利子が88万4,000円の減などとなっております。

第17款寄附金については、一般寄附金、ふるさと納税寄附金、災害寄附金それぞれに存目計上でございます。

第18款繰入金については4億6,475万4,000円、25.8%増の22億6,583万5,000円となりました。主な内容としては、財源不足補填のための財政調整基金繰入金が7億8,357万8,000円の増、災害復興計画策定委託や曲田調査設計委託に係る復興交付金基金繰入金が6,925万円の増などに対し、行政財産維持基金繰入金が3億8,700万円の減などとなっております。

第19款繰越金については、前年同額の5,000万円を計上しております。

第20款諸収入については、原子力立地給付金137万7,000円の増、除雪業務委託金、負担金90万円の増などにより162万8,000円、1.6%増の1億541万4,000円となりました。

6ページをお開き願います。第21款町債については、対前年度比4億9,000万円、98%の減となりましたが、内訳としては臨時財政対策債4億円の減、福島県災害援護資金貸付金9,000万円の減となっております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。7ページをごらんください。第1款議会費については、議会活動費245万1,000円の増などにより、対前年度比411万6,000円、3.8%の増となりました。

第2款総務費については、対前年度比780万6,000円、0.3%の増となりましたが、主な内容としては復興交付金基金積立金が9,213万5,000円の増、新規事業であるいわき地区施設整備が4,372万円の増、社会保障、税にかかわる番号制度導入に伴うシステム管理運営費が3,886万5,000円の増、下郡山連絡所運営に係る下郡山連絡所経費が1,701万9,000円の増、広報発行事業費1,590万6,000円の増となる一方で、公共用施設維持運営基金積立金8,048万3,000円の減、いわき支所、三春、大玉出張所管理

費が総額で6,224万7,000円の減、高度情報化推進計画事業費3,606万9,000円の減、富岡町長選挙等の終了により選挙費が2,147万4,000円の減などとなっております。

第3款民生費については5,017万8,000円、2.3%の増となりました。主な内容としては、個人線量計配布、線量管理や健康手帳作成、送付等に係る放射線健康管理調査事業3億3,931万5,000円の増、養護老人ホーム東風荘管理運営委託に係る老人ホーム施設管理費1,729万3,000円の増などに対し、災害援護貸付金見込み額の減などにより、東日本大震災救助経費6,903万円の減、避難生活ネットワーク支援事務諸経費4,682万4,000円の減、応急仮設住宅維持管理費2,982万8,000円の減、後期高齢者医療事業費2,908万6,000円の減、院外処方への切りかえ等により仮設診療所特別会計繰出金2,822万2,000円の減、見込み額の減などにより、重度心身障がい者医療費給付事業費2,400万1,000円の減、乳幼児等医療助成事業費2,290万5,000円の減、国民健康保険事業特別会計繰出金2,176万2,000円の減、コミュニティ推進事務諸経費1,761万6,000円の減などとなっております。

第4款衛生費については6億9,333万6,000円、234.7%増の9億8,870万1,000円となりました。主な内容としては、新規事業である環境クリーン化事業費5億14万4,000円の増、ネズミとりシート配布等に係る環境衛生事業費8,291万9,000円の増、災害復旧等に伴う広域圏組合負担金6,220万5,000円の増、上水道事業費4,503万2,000円の増などとなっております。

第5款労働費については8,211万2,000円、202.6%増の1億2,265万円となりましたが、主な内容としては行政支援業務委託、輸送委託に係る緊急雇用対策費が8,211万2,000円の増となっております。

8ページをお開き願います。第6款農林水産業費については2億3,433万9,000円、69.8%増の5億6,997万2,000円となりました。主な内容としては、町内除草等に係る農地等維持修繕事業費2億7,264万1,000円の増、町内有害鳥獣捕獲に係る鳥獣被害防止緊急対策事業費1,020万円の増、稲作実証実験支援に係る営農再開支援事業費725万円の増などに対し、農業集落排水施設災害復旧等に係る農業集落排水事業特別会計繰出金が5,915万8,000円の減などとなっております。

第7款商工費については8,720万3,000円、42.9%増の2億9,064万9,000円となりました。主な内容としては、個人線量計機器点検校正事業5,678万1,000円の増、被災事業者等の再開支援に係る中小企業支援事業費3,545万8,000円の増、復興への集い実施に係る観光振興事業費1,896万4,000円の増、環境放射線モニタリング事業548万7,000円の増などに対し、消費生活対策諸経費が3,176万円の減などとなっております。

第8款土木費については8億4,306万6,000円、102.3%増の16億6,744万7,000円となりました。主な内容としては、公共下水道施設災害復旧等に係る公共下水道事業特別会計繰出金6億4,144万4,000円の増、道路維持管理事業費1億458万円の増、調査設計委託等に係る曲田土地区画整理事業特別会計繰出金5,944万8,000円の増、都市計画図作成等に係る都市計画事業費4,035万5,000円の増、公園維持管理費2,800万2,000円の増、街路灯管理事業費1,054万円の増、放射線測定機器購入に係る見せる化事業費1,000万円の増などに対し、土木総務費3,035万円の減、河川整備事業費2,200万円など

の減などとなっております。

第9款消費費については5億149万6,000円、103.1%増の9億8,778万9,000円となりました。主な内容としては、町内防犯カメラ設置に係る防犯対策事業費5億4,405万円の増、消防施設維持補修費764万1,000円の増、富岡町防火、防犯パトロール事業費611万6,000円の増などに対し、消防施設整備費5,362万3,000円の減などとなっております。

8ページから9ページをごらんください。第10款教育費については2億191万3,000円、59.6%増の5億4,094万1,000円となりました。主な内容としては、富岡町立小学校三春校の仮設体育館賃借等に係る施設整備事業費1億8,752万5,000円の増、富岡町体育協会の解散に伴う総合型地域スポーツクラブ活動支援事業費5,293万9,000円の増などに対し、体育振興助成事業費4,104万3,000円の減などとなっております。

第11款災害復旧費については2,327万5,000円、9.7%減の2億1,738万8,000円となりましたが、主な内容は道路橋梁施設災害復旧事業費7,850万円の減に対し、農地等災害復旧事業費4,194万5,000円の増、災害復旧事業従事職員の給与費1,028万円の増などとなっております。

第12款公債費については6,233万3,000円、17.8%減の2億8,711万9,000円となりましたが、内訳としては元金が5,723万3,000円の減、利子が510万円の減などとなっております。

第13款諸支出金は存目計上です。

第14款予備費については、前年同額の1,500万円を計上しております。

以上が平成26年度一般会計当初予算についての主な内容であります。主要な事務事業の詳細については平成26年度事業計画の概要をお手元に配付してございますので、参考資料としてごらんいただきたいと思っております。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることといたします。

それでは、歳入の部から入ります。

14ページをお開きください。14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） ちょっと私見落とししましたので、21ページのゴルフ場利用税交付金、これ存目計上になっているのです。私このことについて申し上げたいのは、町長にもそうですけれども、実は先般ソーラーシステムの件でいろいろ議論されまして、工業団地ということでありましたけれども、あるいは町長の口からも出ました高津戸の田畑にというような話があったのです。

だけれども、私は田畑を減らすということには反対なのです。というのは、なぜならば、田畑、農地を減らすということは、いわゆる滝川ダムの持つ意味がなくなると、だんだん。だから、そういう点で私は農地を減らすべきではないと思います。

ゴルフ場なのですから、これリベラルゴルフ場ですよ。これは、100%リベラルゴルフ場の所有ではないのです。これ土地を本町、上本町、赤木の人たちから借地なのです。多くは借地です。ですから、将来その田畑を云々してソーラーというよりも、このゴルフ場跡地に進めていただきたいと思っておりますけれども、町長のお考えはいかがですか。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、その件はこの項別ではなくて総括でやっていただいたほうがなじむかと思うのですけれども、よろしいですか。

〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、総括のときお願いします。

それでは……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、町長。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今議員がおっしゃることとおおよそはわかるのですが、これ富岡町の持ち物ではございませぬので、富岡町がこれに推進するとか、それから判断をするというのはなかなか難しいのだと思います。その点については、いろいろな観点から協議をしてみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 実は、町長ご存じのように、県内でも中通りでもゴルフ場を廃止して太陽光やっているところありますよね。そういうことも少しご検討いただきたいと、こんなふうに思います

ので、繰り返し言うようですけれども、県内のそういう事業体を見て、確かにこのリベラルゴルフ場は町有地ではありません。それはよくわかります。

だけれども、ほとんどはこれはこの企業の財産でもなくて、いわゆる先ほど申し上げた借地でございますので、その辺をお考えの上ご検討いただければと思いますので。

答弁は要りません。

○議長（塚野芳美君） それでは、24、25ページ、継続でございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 36、37ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 42、43ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 48、49ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 50、51ページございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 51ページの宿舎……

○議長（塚野芳美君） マイク引き寄せてください、マイク。

○10番（黒沢英男君） 済みません。宿舎借上料ということで、非常に1,113万9,000円というものはどこの宿舎を借り上げている金額なのかどうか、その辺の詳細をちょっと詳しく教えていただければ。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 51ページの一番上にあります宿舎借上料についてでございますが、現在各自治体から派遣いただいております職員の宿舎、それと広野町に現在町が官舎として確保しております10戸分でございますが、その借上料でございます。

以上です。

〔「はい、了解」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 今まで53ページの行政連絡員経費の区長報酬とか副区長報酬なのですが、実際にこれ私の行政区で言うと北区駅前行政区なのですが、何もやられていないのです、今まで。総会もやられていない。この役員会は、何か区長、副区長、役場のほうに届け出しなければならないということで電話連絡で済ませたというような話なのですが、何もしない。我々例えば北区の懇談会とか何かとか、ほかの地区ではいろいろ行政区でやられておりますよね、例えば3月の年度末とか4月の初めに。そういうこともしない行政区も中にはあると思うのです。この辺を今までも再三総務課長に議員のほうから質問出ておりましたけれども、この辺どうお考えになられるのかどうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 行政区の区長さん方につきましては、こんな形で報酬なり、あと区長につきましても報酬を町でお支払いして、最低でも年に1回は総会をやっていますし、いろいろな事案がある限り区長さんに集まってもらって町の意見なり、ご意見をお伺いしているところでございます。その各行政区によってはいろいろと総会やっていないとかそういうあるかと思いますが、町としてはやはり町民と行政との間を取り持ってもらおうということで、区長の意義というものは大変深いものであるということで思っておりますので、これからも今後もそういう形で区長さんにはお願いしたいし、今回も3月の年度末を迎え、各行政区には区長さんの名簿、副区長さんの名簿ということでお願いは今後していくつもりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ただ、今後、今までですと行政区の区域等で総会なり会議を開いていたと思いますが、こういう避

難状況の中では当然区費も集まらないと。いろいろなことから、この下の段にあります、行政区助成金ということで、平成26年度には要綱を定めて出して、まだ要綱自体はまとまっておりませんが、基本プラス戸数みたいな形で各行政区に助成金をお渡しし、その中で何とか総会等、今議員さんからご質問ありましたように、総会のやっていないところについてはそういう集まる機会というものをそういう経費を利用してやってほしいということで今後、ことしは特に考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） よくわかりましたのですが、なかなかこの二、三年、この震災になってから各議員から毎年のようにこの問題が出ていたのですが、一向に改善されないということをよく肝に銘じておいて、これから各行政区長なりなんなりと徹底していただかないと、これだけの経費、ましてことしから行政区助成金というものも出されますので、これは徹底していただきたいと思いますが、町長いかが。

○議長（塚野芳美君） 町長の前に総務課長ありましたね。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それらの意味を含めまして、今年度からはそういうような形でできないのであれば、やってくださいという意味も含めて助成金という形で出したいというようなことで考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 町といたしましても、行政区を今こういう避難の中で必要としないのではないかというようなお話も町民の中からはございます。

ただ、町側ではそんなふうには考えてございませんで、やはり町民とのパイプ役には区長さんには大変な重責を担っていただいているというように思いますから、今後も続けていきたいというふうに思います。

そういう中で、行政区そのものにあつては、総会も開かないというような話を今ほど聞きましたけれども、これらについても町としては指導をしていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔「はい、ありがとうございます。終わります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 私もこの問題前から提起していたのですが、区長報酬とか出てきていますが、今現在区長の役を果たしているのは自治会長だと思っていたのです。ただ、最近になってちょっと動き始めているのかなと思います。

行政区の助成金今度新たに出してきたということで、私はすばらしいことなのかなと思うのです。

ただ、使い道どうするかだと思うのです。戸数割とか人口割とかでお金出すだけでは、ただ全然動かない行政区にも入って行ってしまいますので、この辺の使い勝手をよくしていただきたいと。

といますのは、行政区単位で1年に1回総会やっているところもあるし、やっていないところもあるということで、やはり総会といとなかなか遠くに行っている人たちは日帰りでは難しいという状況が生まれて、当然集まらなくなるし、やらなくなるという状況が3年間続いたのかなと思うのです。そういう中で、先ほど町長が言ったように、総会を極力やっていただくように促して、総会1人当たり3,000円とか5,000円、集まった人数に対して補助金を出すような考え方をしていけば、1泊泊まりでもできる状況が生まれるのかなと思うのです。1泊1万2,000円くらいで皆さんやっているようですから、ちょっとでも多く出していただいたほうがやりやすくなるのだと思うのですが、そういう使い勝手をしていただかないと、せっかくこれだけの予算をとってもらっても、地域割、戸数割でやられたのではもうやらないところはただお金がたまっていくだけとなってしまいますので、やっぱり事業を起こした行政区に率先して出すという考えを持っていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 確かに今議員さんおっしゃるようなこともあろうかと思いますが、町としてはそれを支給することによって、とにかく総会をやってくださいと、区民が集まる機会をそれに基づいて、例えば今回ですと会場費なり、それからお茶1本とか、お茶代等については町のほうで考えますよということでやってございますので、そういうふうにして、例えば飲食にはちょっとあるかと思いますが、例えば会場借り上げとかそういうものにはお使いいただけるような形で今後検討はさせていただきますし、ただ今議員さんおっしゃるように、集まって1人宿泊代プラス3,000円なりとか、そういうものについてはちょっと難しいかと思いますが、なるべくそれをもとに総会を開いてほしいということで問いかけていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。

総務課長、ですから今若干話出ましたけれども、どの程度の均等割とか人口割とか運用の仕方、もうちょっと丁寧に説明いただけますか。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今要綱等についてはちょっと考え中でございますが、やり方としてはある程度こういう事業にこのぐらいということで、計画をいただきまして、それに対して町のほうで決定し、支給したいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） いや、いろんな予算が上がってきて、質問すると、運用の方法とかそういうもの決まっていないで予算上がってきているということなのです。こういうところに随所見られると思うのです。それで、大枠ではこういうことしたい、ああいうことしたいというもの決まって初めて

予算化することであって、だからさっきから言っているように、とにかく区長さんを動かす、区長さんに動いてもらうということは、その行政区のまとまりが出ていくのです。今もう除染も本格的にもうすぐなってくると思いますので、除染あたりにも積極的に区長さんが顔を出してくれる、除染の作業ではないです。そういう部分で、例えば除染の勉強会、国で言っている除染はこういうふうな仕組みでやりますよと、そういうことをきちっと区長さんに把握してもらって、区長さんに把握してもらえば、電話連絡でも済むわけです。いついつこういうところで説明会あるからとか、承諾書いただきに行くから、結局こういうことなのだよと。そういうことを率先してやってもらえば、承諾書だって割かし私はスムーズに行くのかなと思うのです。そういう部分が町の除染のほうの課にだけお任せしておきますので、なかなか実態がわからないというのが大半だと思うのです。除染などというものは、除染の承諾書をもらいに来ましたけれども、植木鉢は片づけないとか木は切らないとかマニュアルどおりのこと言っていくからみんな反対して判こ押さないのです。だから、そういうところに区長さんに率先して動いてもらう。総会場でそういうことを区長さんから率先して言ってもらう。そういうふうにしてやらないと、今まで震災前の型にはまったやり方やっていたのでは、いつまでも進まないと思うのです、全てのものが。だから、こういう行政区助成金せっかくつくってくれたのですから、じゃんじゃん総会やるような仕組みにすればいいのです。

先ほど言ったように、なかなか遠くに行っているから人も集まらないと、日帰りでは。泊まりでやるにはお金がないと。1万2,000円もお金出して行っても何の話もないと。そうすると、区長さんはなかなか踏み切れないのです。そういう部分で、人間とは不思議なもので、1,000円でも2,000円でも助成金出してもらおうと、1人当たり、みんな率先して来るのです、来たいのはやまやまなのですから。どうぞそういう型にはまらない運用方法でひとつお願いできればありがたいと思うのです。

総会の場合は、きのうあたりも好間であったようですけれども、割かしやっぱりうまく総会というより役員会とかそういうものは仮設の集会所などを借りてやっているケースが見受けられますので、場所的にはそういうやり方もあるし、だからいろんなやり方あると思いますので、ぜひ金額はそんなに大きくないですけれども、こういう金せっかくつくってもらったのだから有意義に前を見て進めるような町づくりに苦慮できればいいのかなと私思いますので、ぜひお願いしたいのです。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 大変ありがとうございます。そのような形で今後検討やりたいということで思っていますので。

ただ、ある程度今できて、お示しなせしていないのだよというようなあれもありましたが、現在担当課としてはある程度のことはできていますが、ただ最終的な町長までの決裁はまだもらっていないということで控えさせていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔はい、ありがとうございます〕という人あり〕

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 済みません、1点ほどお聞きしたいのですが、先ほどの……

○議長（塚野芳美君） マイクを引き寄せてお話しください。

○6番（宇佐神幸一君） 1点ほどお聞きしたいのですが、先ほど総務課長が行政区助成金の中で行政区の成り立ちにおいて名簿等も配布したいという、名簿と言われたのですが、どのような形なのかと。この前実は地元の行政区の総会があったときに、基本的に、助成金についてはすごくありがたいと思っております。ただ、名簿というか、連絡するに当たって名簿の作成でいろいろ苦労があって、その点に対しての一番個人情報というものがあって、町にその対応がしても、個人情報ということでなかなか新情報的なものが受けられないということ。一番は、町の町民でない方も出てきているのではないかとということで、そういう把握もできていないので、そういう名簿というものはどういう形の名簿を配布するのかお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 名簿につきましては、一昨年ですか、各行政区に入っておらっしゃる方にこういう名簿を区長さんに出してもいいですかということで、その了解をいただいた方、今ほど議員さんのほうから個人情報ということもありまして、その中でもやはり「いや、教えさせてほしくない」というような方もいらっしゃいますので、その辺をちょっと確認の上行政区のほうには名簿を出しているのが現状でございます。例えばまだ名簿欲しいという区長さんがいれば、その了解をいただいた方の名簿はございますので、それはお渡しすることはできるかと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） では、1つだけお願ひしたいのは、やっぱり最新のもちろん情報も欲しいのが行政区だと思いますので、最新を踏まえた現状で出せる範囲のものは最大限行政区に提出していただければと思います。

これは要望です。終わります。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、お答えください。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 区長会総会を来月予定してございますので、そのときに区長さんのほうにもお話を申し上げ、そしてそれでも必要だという行政区があればそれなりの対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページ、そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、54、55ページございますか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 55ページの電話受付業務委託についてお伺いします。以前にもお伺いしましたが、東京の会社に業務委託をされているということで、以前来年度についても委託されるということなのかもしれませんが、これにここには予算としてのっていないのですが、実際にフリーダイヤルということで電話料金も相当の額がかかっているかと思うのですが、震災後もう3年、4年目になったにもかかわらず、依然としてまだ委託をされるのか。いつまでこの状況で委託する考えなのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 前回は議員さんのほうからそういうお話がございまして、今のところ考えていないということでございまして、今回もそれなりの受け付け業務ということで予算化をさせていただきました。

内容的には、ご存じだと思いますが、0120、フリーダイヤルで東京のほうのその業務会社のほうに行って、そこから町のほうに戻ってくるということでございますが、現在その業務の中でその問い合わせに対して、やはり半分近くはその会社のほうで受け答えをして、もう2年、今お話しのように3年、2年以上になるわけですので、会社のほうもある程度なれてきていまして、半分近くはもうそこで受けとめてもらって、職員まで回さないでそこで受け答えして戻してもらっているというようなこともございますので、この方法はもうしばらくは続けたい。

と申しますのは、職員のご存じのように震災以降通常業務に加え、要するにいろんな生活支援なり障がい支援なり、仮設住宅等で通常業務と違う業務がふえてきて、職員も本当に不足しているような状況ですので、しばらくはこのような形で進めたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） はい、ありがとうございます。

今のご答弁ですと、当分の間はこれを続けていくということですが、ほかの避難した自治体もやっているのであればそれは理解しますけれども、マンパワー不足ということは十分承知しております。ただ、ほかでもそうやって業務委託していないのであれば、富岡でもできないことはないと思うのです。これは、どこかからの補助金が出ているということでやられているのかとは思いますが、これをうまく利用して、例えば雇用の確保ということで、こういったオペレーターの方を町民から募って募集してやることだってできるわけですし、いろいろ工夫すればできないことはないと思うのですけれども。また、以前に比べれば電話の量だって大分減ってきたのではないかと感じておりますので、その辺も踏まえた上で町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） まず、総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 将来的には考えろということでございましょうが、ただ今現在の庁舎の面積といいますか関係もありますし、例えば地元で何人か採用して、そこでオペレーターなりそういうやるということについては、物すごく難しい面もございしますが、今後の方向性としてはいいかもしれませんけれども、今の現在での状況、電話は少なくなったというようなお話ですが、決してそんな少なくなった、本数的には一時のあれよりは落ちつきは取り戻しているものの、まだまだいろんな新聞等が報道されるたびに電話がかかってくるような状況も続いておりますので、その辺は今後のそういう見定めながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、補助金の部分はどうなっているのか。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） これにつきましては、国費、県費ついておりませんが、これは震災に伴っての支出ということで損害賠償にやっていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 続きまして、町長。

町長。

○町長（宮本皓一君） この委託業務ですが、富岡町だけがやっている業務ではありません。そういう意味では、多少落ちついたとはいうものの、やはり第4次追補あるいはこういう自民党の3次提言など国から発表されるたびに結構の件数があるというふうにお聞きしてまして、私のところにも決裁で上がってくる部分についてはかなりの件数がまだまだありますから、これについてはご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 町長のほうからもまだ今後も続けていくというお答えでしたが、やはり富岡町の結局は一番電話の受け付けというものは、オペレーターということで一番玄関口ということでもあるわけです。それを他の町民にやっていただくこと自体が私は、こういう震災後非常時ということもありますが、これはしっかりとやはり町の中でやっていくべきものだと私は思っております。

ここで答えは出ないと思っておりますけれども、早急に再来年度に向けてでも結構ですので、そういった体制をぜひつくっていただくようお願いしたいと思います。

要望です。

○議長（塚野芳美君） そのほか54、55ページありますか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ただいまの3番議員の関連質問になりますが、この3,689万9,000円という金額は、ことしも何業者か、いわきの業者とか、これは東京の業者、昨年と同じ会社だと思っておりますが、これは何社かの見積もりを上げて委託されたのか、それとも昨年同様にされたのか、その辺ちょっと

お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今回のまだ予算の段階ですので、去年のものを参考にして上げさせていただきました。

それと、確かに今おっしゃるように見積もり今後何社かからとるのかというようなございましたが、もう2年以上も過ぎて、本当に職員同様の、私らも情報をどんどん流しておりますし、そういう意味ではもう精通しているというようなこともございまして、今後は当然競争ですのでどうなるかわかりませんが、予算上は昨年度と同じようなことで上げさせてもらったということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） まだ予算上の金額を出しただけということなのですが、私も先ほど3番議員が言われたように、何かオペレーターに町の業務を話させるということ自体が私も余り感心しないのです。

私もいつも思うのですが、町に電話すると必ず聞いてくるのです。「あなた、オペレーターで何でそんなにわからないのになぜそういうことを聞くのですか」と、「具体的に内容を聞きたいから私は電話してるのだけれども」というふうに必ず言うのですが、何かその辺勘違いしているのか、町のほうの教育がそうなっているのかどうなのか。先ほど課長が答弁されたようなことであれば、もうちょっとやはり双葉郡8カ町村のうち0120を使用されている、交換業務を委託しているというのは余り…私は半分ぐらいかなと思うのですが、どうなのですか、他町村の動向を見た上で、その辺は。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） やり方として、うちは0120でフリーダイヤルで、その電話料金はこちらのほうにということでやってございますが、郡内においては、普通の例えば郡山の024の9幾らというようなことでのフリーダイヤルもそれは……フリーダイヤルといいますか、それは料金かけた方にかかりますが、そういう方法もございまして、郡内では4つか5つの町村がそういうフリーダイヤルをまだ……フリーダイヤルといいますか、例えばいわきですと0246でかかりますが、そこには今町がお願いしているようなコールセンターのほうにつながって役場のほうに戻るといったような方法を採用しているところもあります。今富岡町は、現在その料金が本人にはかからないで、フリーダイヤルというものは料金が本人にかからないで町が持つということでございまして、それはご理解をいただきたいと思います。

あとは、今電話すると「どこでご利用ですか」とかそういうことを今お願いしているものは、そのオペレーターの中でわかる範囲でお答えできるものはお答えしてほしいということをお願いはしてございますが、今電話の中で、例えば最初から総務課の誰々とか総務課の課長ということで指名なり、何々係とかともう直接言ってもらおうと言えばそこでは直接つないでくださいということでお話ししてご

ございますので、これからはそういうようお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） やはり私も昨年もこの問題質問差し上げたのですが、やはりもう3年も経過、震災後3年経過していますし、やはりこの0120をやめて、交換業務は交換業務で任せてもいいのですが、やはり料金制、直接0246、0244とか、そういうシステムにされたほうがよろしいのではないかなと思うのですが、やはり電話も0120でかけますと必ずかけるほう側は、町民は無料だということで話も長くなりますし、ひとつの気晴らしとか何かという面はありますが、そうではなくて、やっぱり基本に戻って、もう3年経過したということで料金体系も0120から通常の郡山なら郡山のほうに電話を直接かけるほうが料金を支払うという方法をとられてはいかがか。もう再来年あたりの、先ほど言われましたように、改正をその辺をできないかどうか、総務課長。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それは、議員さんのほうから前日もそういう話がありました。それで、確かに0120ですとかけたほう料金が町のほうに来るわけでございますが、やはり避難している町民から言わせれば、やはり無料といえますか、かかるということに対して物すごく抵抗があるものと思っております、それでなくても議会報等が出た話の中では、やはり本当にフリーダイヤルがなくなるのかと、何考えているのだというぐらいのお話も一部ございまして、それについては今後いろいろな……確かに今3年動いたときもありました。料金がかかるようにしてもいいのではないかと、いうように課内で検討したときもございましたが、そういうお話もございまして、その辺は町長含めよく詳しく検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件は、十分私も理解するのですが、今富岡町の町民、福島県内も含めると47都道府県におります。この方々本当に郡山から直接電話いただけるのであれば3分10円で済むのかもしれませんが、九州あるいは北海道というような遠隔地におられる方もおりますから、この辺についてはやはり避難の解除見込みが立つ状況になるまで継続していかなければならないというふうに私自身では考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時05分）

再 開 （午後 零時57分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

質疑に入る前に、健康福祉課長より先ほどの4番、遠藤一善君の質問に対して発言を求められてお

りますので、発言を許可します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 4番議員の質問でまだ未回答の部分がございましたので、お答えしたいと思います。

質問の内容は、仮設住宅と借り上げ住宅ごとの介護認定者数の伸び率というふうなご質問でございました。介護保険事業につきましては、年齢的な要件、いわゆる1号被保険者、65歳以上、それから2号被保険者、64歳以下の保険者ごとの伸び率は把握できるのですが、そのお住まいごとの伸び率というものは把握できませんので、この場をおかりしまして報告させていただきたいと思います。

なお、全体の認定者の推移について再度確認させていただきますが、震災前と震災後、24年度の実績ではございますが、全体的に震災前は介護認定を受けている方が519名でございました。24年度の実績で認定を受けた方が758名ということで、倍率で言うと1.4倍ほどの伸び率でございます、全体的には。

その中で、先ほどもちょっとお話申し上げましたが、要支援の伸び率が高いというふうなお話を申し上げましたとおり、要支援1、要支援2につきましては震災前が43に対して、震災後は24年度は111ということで、2.7倍ぐらいになっております。ですから、この要支援認定者数に対する今後の支援というものが大きな課題になってくるのかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君、よろしいですか。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、先ほど午前に引き続きまして、54、55ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページございますか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 59ページのいわき地区施設整備費という項目がありますが、これはいわき支所の移転というか、ということなのかなと思うのですが、場所とかその内容について現在の予定等教えていただきたいなと思うのですが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） いわき地区施設整備の内容でございますが、現在契約まだですけども、いわき市北白土地内に約7,000平方メートルの用地、工場の跡、商店の跡がございまして、そこを今借りるべき交渉を進めているところでございます。そこに賃借料が今回2,200万円ほど上がっていますが、それが家賃と礼金と仲介手数料ということでの計上でございますので、よろしくお願

いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） はい、ありがとうございます。

これは、工事費というものも計上されていると思うのですが、この工事費というものについての内容を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 工事費でございますが、その建物の今後倉庫、それから事務に使っていた事務室、2階建てもございますが、それらを今後使えるのかどうか含め検討しながら、そこにもし使えない場合にはプレハブ等を建てて対応したいということでの工事費でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 今のその建物もあるということで、それは今後契約等々に至った場合にそれで使えるかどうかの判断もしてということで考えているようなので、機能拡充というところ、町長もおっしゃっていましたが、そういうところに向けてその施設の大きさ等もきちんと考慮していただいて、それが機能拡充につながるようなものにしていただきたいというふうに思います。

一応要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 1点目、ちょっと総括にやるには小さ過ぎる問題ですので、大玉の件なのですが、議会との懇談会のときにいろいろ大玉の仮設住宅、復興公営住宅ですか、67戸できるということで、申込数が66ですか、今現在65ですか。それで、予算の関係上67つくと。2戸はどういうわけだかふえてつくるようになったということなのですが、懇談会のときも私も言ってきたのですが、65戸の方は本当に全員入ってもらわないと、大玉村に関しては大玉村の出し分は家賃収入で返済していくような計画立てていると思うのです。そういう中で、中途半端な気持ちで入りますよとか入りませんよなどというアンケートに答えて数字に入ってしまうと困るから早急にもう一回最終決定ということでアンケートか何かとったほうがいいよということを集まりの中でも言いましたし、自治会長さんにも言ってきたのです。

そういう中で、私はかなり入るといふ数字の人たちが何かいい条件のところなんか出てきたらそっちに移ってしまって、65戸が埋まる可能性少なくなるのかなという懸念しているのです。そういう部分で実際本当に大丈夫なのですか。大丈夫ではないとすれば、大玉さんにえらく迷惑かけるような状況生まれますので、その辺のほうではその後アンケートきちっととったのか、確約もきちっととっているのかどうか、その辺を確認したいのです。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

アンケート調査、意向調査の結果65戸。実は、その家族構成を見て、大人数のところがありますので、そこは2世帯をふやしたというところで67戸でございます。現在67で進めているわけですが、基本的には入居申し込みをとらないとわからないというのが実情でございます。ただ、今大玉村のほうといろいろ協議をしながら、大玉の自治会のほうといたしますか、大玉の仮設に入居している方々との話し合いといたしますか、検討の場を設けようということで現在進めているような状況でございます。

内容的には、大玉村さんでかなり広い敷地を提供していただくというようなこともございまして、これから住民といたしますか、応急仮設にいる町民の方といろいろ検討をしながらいい方向に持っていきたいということで現在進めているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 本来であれば、大玉さんで67戸つくるよということで決定した時点で入る人がきちっともう決まっていなくてはならないと思うのですが、何か話し合いなんかすると、入る人、入らない人、中途半端な気持ちでとりあえず住むところないから、では入るを丸つけておくかなどという安易な考えの気持ちでいられると私えらく大玉さんに迷惑かけてしまうものですから、その辺を懸念しているのです。その辺ぜひ今からいろんな検討会を説明会など開いて協議していくということではちょっと遅いのかなと思っていたのですが、今までやっていないとすればそれはしようがないにしても、まずきちっともう入る人は間違いなく入ってもらおうと。そういう位置づけで強く言ってもらわないと、まだまだ中途半端な気持ちの人いっぱいいますから、中には俺どうしても入りたいという人は出てくると思いますが。

といいますのは、場所的にも今の仮設の場所よりもっと上になるという話ですよ。

〔「下、下」と言う人あり〕

○12番（渡辺三男君） 下ですか。あそこの場合は、今年度の雪でもうかなり住民の方仮設に入っている人は困っていると思いますので、やっぱり強くその辺は意思疎通を図っていただきたいと思えます。

あと1点なのですが、ちょっと1回に言えばよかったのですが、いわき地区の施設整備、いよいよいわきの支所の充実ということで第一歩踏み出すのかなと思うのですが、工事費など入って、先ほどの答弁を聞いているとそこ使えないとすれば解体、また解体すればそこにプレハブなどをつくるということですが、それはどの辺を目安にしてやっていくのか。すぐにもう動き始める、予算書にされればすぐ動き始めるのか。その辺、工程的なことだけちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 予算が承認いただければ新年度早々その建物の調査を初めやっていきたいと申しますのは、一番なのが検診の場所がないということでございまして、検診の場所がな

くて、集まるのにあと広い駐車場があれば……もう駐車場もないということで、それにつきましては場所の確保をしながら、駐車場もあそこございますので、その辺は新年度予算早々取りかかりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長、先ほどの追加分の説明ありますか。

企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

できるだけ早い機会にアンケートといいますか、ただ入居申し込みというものはなかなか難しいと思うのです。実際どういう形ができるかというものもありまして、ここは大玉村さんのほうとしっかり協議をして、できるだけ早い機会に申し込みになるかアンケートになるか、そこは調整をしていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） いわき地区に関してはよろしくをお願いします。

大玉さんの入居申し込み、確かにまだそこまでの具体化はしていないのだと思うのですが、入居申し込みただかなくても入る人、入らない人はっきりしていると思うのです。それで、アンケートとって入る人の数字をはっきりして何戸入りますよということで大玉さんも決めたと思うのです。ただ、そういう状況の中ですから、申し込みした方本当に入るのでねと、ここに入ると申し込んだ方はほかには絶対移れませんからねと、そのくらい強く言っていないと最終的には大玉さんに迷惑かけるような話になってしまいますので、世話になって最後に迷惑かけてきたのでは富岡町の恥になってしまいますので、その辺はしっかり町民にも自覚持っていただきたいと私は思っているのです。

その辺、町長よろしくその辺を町政懇談会か何か機会あったら強く町民の方に言っていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 副町長ありますか。

副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 今のご指摘の件についてお答えします。まだ補足的な部分もありますが、お答えします。

ご指摘の件について、私も非常に重要で注視してまいりたいと思っています。特に大玉の場合は村営、県営代行で、入居後の家賃収入もしかり、いろんな面でこれまでも大玉村さん大変お世話になっている中で、本当にいいスタートを切れるようにするには間違いなくして、間違いなくするという形がいいと、絶対必要だというふうに思っております。

ただ、ご指摘のように、住居はあと1年ぐらいは、うまくいけばもう少し短い期間で完成なのでしようけれども、1年ぐらいはかかってしまう。その中での需要の変化というものは当然あり得ると思います。

ただ、1つ私この間も出張所の職員を通して言っているのですが、状況の把握。要は、今アンケートには書いたのだけれども、もう家を建ててしまったとか。例えばそういうものがあるのであれば、そこはもう今の段階で穴があいているというふうなものがわかるわけですから、そこら辺の状況の把握というものを皆さんにだけに任せるのではなくて、町のほうもしっかり把握して、いずれにしても満杯かどうかは別にして、いいスタートが切れるよう議員のご指摘踏まえてこの件についてはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「はい、ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 59ページの下郡山連絡所関連費についてお伺いします。

こちらの下郡山の集会所に区域見直しのときにここを開所したと思うのですが、当初は役場の職員が交代でやられているということで、委託料というものが発生していなかったのですが、ここに委託料1,600万円強と記載されているのですが、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 委託料につきましては、昨年11月だと思うのですが、から月曜日から金曜日までは委託ということで行いまして、土日、祝日については職員が今までやっておりましたが、4月以降全日業務委託にしたいということでの今回の計上でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 委託されるということなのですが、委託してまで私やるべきなのかなとちょっと疑問に思うことがあります。実際にどの程度の町民がここを利用しているのか。今それ把握していますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 現在は月曜日から、先ほどお話ししましたが、月曜日から金曜日までが業務委託、土日、祝祭日については職員でやっていますので、その辺のデータはすぐ出ると思いますので、後ほどお答えしたいと思いますので、しばらくお時間いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君、ですからそういうことで、数字ですので、今確認してそうかからないで報告できるはずですので、その数値に関してはお待ちください。

そのほかございますか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 私、数字はちょっとわからないということで後なのかもしれませんが、私の見る限り、私もちよくちよく富岡に出入りはしていますけれども、ほとんど出入りしているのを見たことな

いような状況で、今現在防護服とかネズミとりの配布とかされていると思うのですが、それはそれで必要と言われれば必要なのかもしれませんが、あそこの中に東電の職員が2人ほど毎日常駐しているようなので、もし委託しないまでも、東京電力に依頼して2人でやっていただくような方法も1つあるのではないかと思います。

それから、あそこもそれなりに集会所ということだったので、広いスペースもありますので、もう少し有効活用できるような、町民が例えばちょっと家には入れないような方、津波でもう家がなくなった方なんかもたまに来ている方も多分いらっしゃると思います。そういう方のためにそういった休憩所とか、そういったサロンのようなこともあの場でやる方法も1つあるのではないかと思いますけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 確かに現在東京電力のほうから2名、それからうちの業務委託で2名ということで通常4名でやっておりますが、今東電のほうの2名だけでもいいのではないかというようにお話がございましたので、この辺今後の検討はさせていただきたいと思います。東電がそれでやるかどうかということも含めて検討させてください。

それから、町民が行って休むサロン、それについてはできることではあるのかなと思いますが、そういうサロンのことで、そこにあそこはご存じのように居住制限区域でもありますので、その辺そこに休む場所をつくるべきかどうかということも含めて検討させてください。

よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、60、61ページございますか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

済みません。まちづくり活性化事業の中の富岡災害復興計画策定業務委託料というものが計上されておりますが、これはこの復興計画を作成する上でのコンサルへの委託料なのかどうか。ちょっと金額思ったより多いので、積算根拠などわかれば教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

今回の委託料については、復興計画のコンサルへの委託料でございます。今回1次計画の見直し、それから各種委員会、部会も含めた委員会の運営、それからパブコメの実施もでございます。それと、土地利用計画についてもこの委託料の中で見直しをするということでございます。

それから、できることなら拠点整備の造成等も含めた形の検討をこの中でやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） これ今までいろいろとこういうまちづくり計画されていると思うのですが、使っているコンサルさんというものは同じなのかというような部分が1点と、また今回も同じ継続性とかいうものはあると思うのですが、同じになるのかどうか。またそれは見積もりとか入札等でやるのかというのを教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） この委託料については、全て入札でやりたいと思っております。

一番最初ビジョンについては見積もり合わせでしたが、現在は全て復興交付金を使っていますので、入札という形で現在進めさせていただいています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

入札であれば公平性保てるのだと思うのですが、それ違う業者さんが例えば請け負った場合に、その今までやっていた業者さんがそのデータとか持っていると思うので、その辺の共有というものはきちんと契約上こちらのほうにいただけるとか、そういうことになっているのかどうか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 契約1年1年ですから、完了届のときに全てデータをいただくようにしていますから、それを提供するというような形で現在も進めています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 002の防災集団移転事業調査委託料、これについてはちょっとどういう事業をするのかと集団移転、防災の集団移転ですから、津波地区のところ、前に毛萱地区ですか、高台移転の要望書か何か上がってきているという話も聞きましたが、その辺の関連なのかと思うのですが、その辺のちょっと事業調査委託ということはどういう作業をするのかお聞かせください。

あと1点ですが、これ町長に聞きたいのですけれども、スポーツ拠点づくり推進事業で小学生のゴルフ選手権、これは前町長も10回継続で一区切りになるものですから、10回までやらせてくださいという話はお聞きしていました。私も何回かこれはもうやめたらいいのではないのかということで何回か提言はさせてもらいましたが、前町長のとき10回という話ありましたので、多分今年度か来年度くらいで終了するのかなと思うのですが、町長がかわってこの辺政策ちょっと変わってくるのかなと思ったのですが、変わらないでそっくり同じくのってきましたので、町長の考え方をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

防災集団移転事業は、今年度からの継続事業ということで、現在勉強会を進めているような状況でございます。来年度については、再度皆さんから要望がないと集団移転事業はできませんので、しっかりとした形で計画ができるかどうか。それから、住宅団地の形成ができるかどうかを見直しをかけながら進めていくということでございます。

それから、移転者の補助の問題、それから資金計画、年次計画等の問題もありますので、そこをしっかりとこの事業で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長、ゴルフ選手権大会について。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） それでは、ゴルフの内容だけちょっと私のほうからご報告させていただきます。

1つは、今回満10回目になるのですが、ことし、来年度26年度9回目となります。これにつきましては、当初のとおり10回目までは国からのまず補助金は出るということですので、当方としては10回目まではこのような形で計上させていただきたいということで計上させていただきました。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この件については、以前にもお話があったこと承知してございます。

今回これを継続するしないということでは、ちょっとお話しさせていただきましたけれども、実際福島県のほうにこの事業がありまして、それで富岡町ということで白羽の矢が立って8回まで。実際には6回までやったわけですが、残念ながらこういう避難という状況の中で、今千葉県野田のほうでお願いをして、そこで開催をしてございます。

新年度になって9回目です。だから、10回目までということになれば、あと2回あるわけですが、これが終わった段階で福島県でもやはり継続していきたいというような希望を持ってしまして、この後は富岡町でなくてもどこかできるところにというような話もありまして、これを私の状況になって事業をここで見直すということが今回しなかったわけですが、その辺はご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 防災集団移転なのですが、ここで結構800万円ですかの予算計上していますので、調査委託ということで、多分どこかに委託して出ていくのかなと思うのですが、高台移転させていただきますという60%以上の人たちが望む場合には国が全責任を持ってお金を投入してくれるということですよ。それで、いまだに集団移転の望む場所がないとすれば、行政区がないとすれば、事業

の調査委託してもしょうがないのかなと思うのです。毛萱地区あたりから出ている要望書を重視して、ではあそこの戸数が行ける場所ではどこがいいのだ、ここがいいのかあそこがいいのかという部分くらいしか私はないのかなと思うのです。それに何で委託で出さなくてはならないのですかという点が私疑問だったものですから、その疑問とスポーツ拠点づくり推進事業に関しては、前、前町長とも何回かやらせてもらっていますし、10回までやらせてくださいと。確かに県にお世話になってやってきたものですから、途中でぶつっと切るわけにいかないですから、それはそれでいいと思うのですが、これだけの事業をしていて、そこに行っている生徒とか、ゴルフやっている生徒とか、千葉県のほうに行って多分やっているのだと思うのですが、そういう人たちの顔が全然富岡町に見えてこないのです。富岡町が窓口で職員を割いて、本当に1人でも足りないときに職員を割いてやっているわけですから、全然見えてこないというのが私情けないなと。

二、三日前かな、新聞にも載っていましたよね、バドミントン。猪苗代で卒業を迎えたということで、ああいう卒業生だって富岡町民の目には全然触れないのです。せめて卒業式を富一中、二中の中で卒業式をしてもらおうとか、そういう部分で有効に利用するのであれば、富岡町にとってもいいことなのかなと思うのですが、その辺をあと2回あるわけですから、何かの形で見えるような場があれば私はいいいのかなと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいなと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） まず、1点目お答えいたします。

防災集団移転事業につきましては、61%ではなくて、地区の半数もしくは5戸以上というところで現在かなり緩和されてございます。ですから、今やっているのはその地区の設定をどういうふうにするかということで、住民を巻き込みながら現在進めているような状況でございます。

復興交付金という形で100%事業でございますので、最終的に住民の意思が決定されればという形のもとですので、そこについては現在いろいろと協議をしながら進めているような状況でございます。あくまでも皆さんと話し合いをして計画書をつくった後での認定と、申請という形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。企画課長、あれも聞いています。移転の希望が毛萱程度しか考えられないけれども、そのほかもあるのかないのかということも。

企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 申しわけございません。

毛萱だけではなくて、小浜、仏浜の町民の方のアンケートをとりながら現在進めているようなところでございます。ただ、中にはもう戻らないという方もいらっしゃるし、ただ今すぐということではなくて、10年後を考えたときはどうですかということもございまして、その辺もしっかりと説明しながらこれからも進めていきたいと。

高台移転については、場所も最終的に第2次の復興計画のほうで進めていくというようなところを

持っていきたいと思っていますので、防集の計画、それから2次計画、整合性がとれるような形でこれからも進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 全国小学生ゴルフ大会の情報発信、今後にとってはもう少し積極的に情報発信をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長、区域外通学している子供たちの卒業式富岡でという話がありましたけれども、その件について。

教育総務課長。

○教育総務課長（林 志信君） 猪苗代の中学校のほうに区域外就学しているバドミントンの子供たちにつきましても、4月4日に仮入学式を三春の中学校でやるわけですが、そういった情報につきましては町民の皆様にも広く広報していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほどおっしゃられました卒業式等々について、富岡町でできないかということなのですが、バドミントンの場合ではなくて、ゴルフに関してお話しさせていただきますと、これもともと富岡の第二中学校のほうに入学をして、それでそこからやっていたわけですが、バドミントンの場合には一旦三春校のほうに入学をさせていただきます。そして、転校というか、そういう形で猪苗代のほうに行くわけですが、今回のこういう避難の状況になって、今ゴルフのほうは静岡県御殿場のほうでやっております。なかなかそういう関係で富岡町というものの顔が見えてこないのが本当に残念なわけですが、これがこの競技があることによって、これに本当に地区をかち取って、やはり子供たちの全国大会ですから、この効果というものはかなり大きいのだと思います。富岡町の顔というものがなかなか見えないと言いますけれども、この大会そのものは富岡町が主催というような形でやりますから、全国から集まる子供たちは富岡のゴルフという考えでやっていますから、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

〔「はい、ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、62、63ページございますか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

63ページ、町民コミュニティー支援システム委託料とありますが、これの内容、どんな事業なのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） この支援システム委託料についてでございますが、実はタブレットの運用委託料でございます。タブレットを修理とか、皆さんの問い合わせに対してコールセンターを設けておりまして、そこで対応すると。

それから、コミュニティー広場のチェック。コミュニティー広場も書き込みがかなり個人名が入ったりいろいろございますので、その辺のチェックをしていただいて表に出すというようなところをやっております。

それと、自治会等からタブレットのその使用に関しての問い合わせと申しますか、説明会等の要望があれば、そこにも行ってやっていただくというような形で現在進めている事業でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） タブレットは、非常にお年寄りからも使われていると思うので、すごく意義があると思うのですが、特に来年度以降について、例えば今県のほうでもやっておりますが、メールマガジンとかフェイスブックとかツイッターとかというふうにどちらかという情報発信というものをやっていただきたいなというふうに思っているのですが、こういったところでのものを含めて、そういう費用をそういったところまで含めて考えていただきたいなと思うのですが、そのあたりのお考えはいかがですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） ご提案ありがとうございます。

ただ、今の委託料の中ではなかなかできないというところも踏まえて、今後は人間的なこともありますので、そこはちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） この件、本当に福島県のほうでも前々からやっていると思うので、県のほうで、副町長も県からいらしていただいておりますので、そういったところのやり方等々もいろいろと勉強していただくなりして、ぜひ情報発信のほうをしていただきたいと思うのですが、副町長そのあたりいかがですか。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 情報発信はしっかりということで、これは宮本町長も私就任当時から強くそういった機能を発揮しようということでやっております。今前に一歩進んだもの、今後まだこれから、先日広野町さんですか、フェイスブックとかそういったものを一覧にして出している情報発信のものが新聞記事等に載っております。今富岡町は、残念ながらまだホームページとタブレット等しかございませんが、その辺例えばフェイスブックは県庁のものはかなり評判がいい、全国的にも評判がいい。それは、顔の見える情報発信ということでやっております。

今回当初予算については、今私が申し上げたような新たな部分でのところは、ここシステム委託料には入っていないということですが、ご指摘を踏まえてどのようなやり方がいいのかあるいはいろいろ情報は管理の問題もありますので、慎重にやらないとならない部分もありますので、そういった部分も含めて、まずはその情報発進力を高めるということは忘れずに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、64、65ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 79ページのほうなのですけれども、説明のほうの010、社会福祉事業費ということで、これは資料としていただいています資料のほうに社協の委託事業ということで書いてあったのですけれども、委託料と補助金ということであるのですが、まず事業として委託をどういう事業を委託しているのか。

それから、社会福祉の補助金の枠の内訳を教えてください。

先ほど要支援の話が、介護で要支援がふえているというものがあったのですが、もともと元気なお年寄りのことを福祉センターとかで社協のほうでいろいろ面倒を見て、そういう支援にならない人の活動をしていたと思うのですけれども、そういう事業等もあるのかないかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 社会福祉協議会の事業費の中には、町のほうから事業を委託する部分、こちらのほうにつきましては、主に事業の内容になりますが、今回外出支援事業、こういうふうな形の事業を計上してございます。

外出支援事業につきましては、前回の定例会にもございましたように、いわき地区を先行にちょっと考えておるところでございます。全く移動手段のない方に対する支援策をどうしたらいいのかというふうなご指摘がございました。このご指摘に対して、一般質問のほうでも回答いたしました。いわき市内の借り上げ住宅の高齢者、65歳以上の高齢者に対するアンケート調査を実施いたしましたところ、高齢者世帯というものが実は263世帯ございまして、その中で全く移動手段を持っていないというような世帯が5世帯6人でございます。人数的にはちょっと少ないのですが、その移動手段のない方たちの現状はどうなのかというふうなことなのですけれども、借り上げ住宅というふうなことでございますので、何らかの近所に同居や近所に家族が住んでいるという方も非常に多うございまして、不自由ながらではありますけれども、病院や日常生活、買い物等につきましては十分家族等のご協力をいただいて今やっているというふうな状況でございます。

問題は、やはり必要以上かというと、家族には余り面倒を、また迷惑をかけられないので、できれば町のほうでというふうな意見も確かにございました。そのようなことから、今回そういった人たちに対する支援の中で一番何が大切かということでもいろいろ聞いてもらいましたけれども、やはり一番多い相談件数の中では、特に借り上げでは近所に富岡町の知っている方がいないという形で、いても知らない人で、非常に寂しいのだというような形の方が非常に多うございました。

それから、自分自身の健康状態もそうでございますが、家族の介護等もあってなかなか外出できないという方もおりました。そのような方たちにどんな支援があるのかということで我々は検討してまいりましたけれども、行政でできる支援には限りはございますけれども、1つ外出支援事業というものを展開してみようというふうなことでございます。

その外出支援事業の内容でございますが、いわき地区につきましては、先ほどの人数ございましたが、平地区、それから小名浜地区、それから勿来、常磐、それから遠野地区もございまして。それから、好間、三和地区、四倉、久之浜、小川地区ということで、大体大きく分けると7方部に分かれてございます。その7方部に生活されている高齢者の方に対する支援策といたしまして、町のほうでその7方部を3方部に分けまして、その3方部ごとに外出支援をやろうというふうな考え方をしています。

外出支援は、大きな項目には4つほど事業を展開しております。例えば1つは、いわき・ら・ら・ミュウ、そういったところにみんなで行って交流をしようというふうな事業も考えておるわけですが……

○議長（塚野芳美君） 課長、答弁中申しわけないのですが、質問はどのような事業の内容なのかと聞いているので、端的にご説明ください。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） そういった人たちに対して、町のほうでバスの運行をやるわけですが、その運行バスをするところまで、乗車口まで、遠く離れているということもありまして、町のほうでタクシー券等を助成いたしまして、そこまで出てきていたと。そこからバスで拾っていくというふうな考え方の外出支援事業を年4回の大きな事業、各方部に分かれて3回、合計12回の事業を展開したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） いや、いや、そうではなくて、あと補助金の部分も中身を聞いているのですから。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 失礼いたしました。

あと補助金につきましては、社会福祉協議会に対する人件費でございます。人件費につきましては、現在社協の事務局が10名、それから生活支援員が10名、それからいわきの生活支援員が9名、おだがいさまセンターの業務が11名、おだがいさまFMが3名、おだがいさま工房が4名というふうな状況の47名でございますが、そのうち23名分につきまして町の補助事業で対応しています。そのような状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ありがとうございます。

事業の委託は、1つは今詳しくお話をいただいたのですけれども、多分2,000万円という事業委託だとそのほかのこともあろうかと思うのですけれども、そのほかのそういう高齢者に対する事業の委託を大枠でいいですから、こういう事業というものをちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 2,000万円の事業の委託の中には、高齢者サポート拠点施設の運営管理、それから被災者の生活復興に向けての生活支援相談員の配置、それから福祉サービス事業、高齢者生きがい対策事業というような事業が主な事業になっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） いろいろなサポート事業とかあるわけですが、先ほど介護保険のところの要支援の人がふえたというものが非常にありまして、2.8倍弱ということは相当の割合で要支援がふえているということなので、要支援の場合にはやはり要支援にならないようにすることが一番の状態、ばらばらになっている状況で、今いわきの話がありましたが、いわきの問題だけではなくて、やはり要支援にならないような事業をいろいろと考えていっていただかないといけないのかなというふうに思うのですけれども、その要支援をふやさないために対してはどのようなふうに考えているのか。先ほどちょっと要支援に対する考え方のところがちょっと抜けていたので、それだけ最後をお願いし

ます。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） まず、予防事業というような事業を展開しておるところでございます。元気アップ教室というふうな名称でも呼んでおりますけれども、各仮設住宅、それからサロン等における体操教室等の実施等を主に実施しております。

それから、各サロンでは借り上げ者のいろんな生きがい対策事業とかそういった事業を展開しているところがございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、80、81ページございますか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 私は、ちょっと81ページのほうの敬老会の事業のことでお聞きしたいのですが、前回無事盛大にさせていただきまして、その節は感謝しておりますのですが、当初予算における敬老会の事業の中において、前回もちょっと指摘したのですが、仮設とか、ある程度歩ける方たち、先ほども出ましたけれども、ある程度自分で交通手段をとれる方はいいのですが、どうしてもとれないまたは行きたくても行けない状況においての支援策というものは、去年もお話したと思うのですが、その点に対してのお考えをお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 敬老会事業につきましては、昨年度から実施しておる事業でございます。70歳以上の対象者というふうな形で2,500名ほどの対象者がございます。その中で、ことしの当初予算につきましては、昨年同様いわき市と郡山市で開催を予定しております。開催に当たりましては、仮設等への運行バスを出しまして対応したいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） その仮設を使うというのはしようがないのかもしれませんが、これから敬老会もそうなのですが、近くに来る桜まつりもそうなのですが、借り上げ住宅の方たちは仮設に行かなくても近くの主な集まるような場所にもバスを回してほしいとか、あとこれは再三言っておりますけれども、基本的に歩けない方たちにおいてのお年寄り、高齢者について、基本的に政策的にも出ていない。

今先ほど遠藤議員からも出ました。実際的に交通手段として出て行けない方たちについては、今支援を行うと言うのですが、実際的にできれば、全体やるのは無理だと私も把握するのですが、でしたら、できるかできないかわからないのですが、できればタクシー券出すぐらいなそういうような民

間の交通機関を利用するという事は考えているでしょうか。その点ちょっと。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 26年度事業につきましては、ちょっと敬老会につきましてはそこまでは考えておりませんが、ただ例えばJRで来まして会場まで遠いというふうな方につきましては、JRにバスも配置いたしますし、それから仮設までバスが遠いということであれば、近隣の主要乗降口を定めてそこまでの送迎バスを出したりというふうには考えておりますが、その辺のところは今後また参加希望も含めまして検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 一応これから高齢者も大分ふえてくる状況が考えられるということ踏まえまして、できるだけ多くの方に出席いただけるような手段は随時考えていっていただきたいということ要望して終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 90、91ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 92、93ページございますか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 93ページの健康手帳のことなのですが、済みません、健康手帳作成委託料とともに、その健康手帳に絡む問題だと思いますので、基本的にこれからの……この前も全協でもお話ししましたが、健康手帳が今回当初予算にのる状況において、いつごろ町民の手元に着くのか、またこの前計画案と言ってもなかなか決まっていなかったみたいだったので、詳しい計画わかるまでの状況的なものを踏まえてわかるところだけ教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） まず、結論を申し上げますと、発行時期がいつになるのかということですが、こちらのほうにつきましては今回新しい組織もできますので、十分予算がいただければ早急に対応していきたいというふうに考えております。

健康手帳に関しましては、これまで健康福祉課といたしまして、実は郡内では浪江町と双葉町が健康手帳をつくっております。それから、田村市では積算線量計の貸し出しをしまして事業を実施しておるといふような状況もあるものですから、そういったところにつきまして検討をしてみました。

そのような状況の中で、手帳を内容的には手帳は避難前の住所、それから氏名、それから性別、生年月日等の個人データを印字したものを印刷いたしまして各個人に配布したいというふうに考えてございます。

それから、そのような手帳につきまして、今後やはり手帳をつくるに当たりまして専門家の指導を受けたりして、活用しやすい手帳づくりを進めていきたいというふうに考えておりますが、時期的については今のところはっきり申し上げられませんが、ちなみに双葉、浪江につきましては各個人配布までに6カ月ぐらいかかったという話は聞いております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） いや、ちょっとお待ちください。

課長、ですから健康手帳の内容、管理内容を聞いているのですから、住所、氏名云々でなくて、どういう内容が網羅されているのかということを知っているのですから。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 健康管理手帳につきましては、まず内容につきまして個人の積算線量計の結果等を記録できるものにしていきたいというのがまず第一でございます。

それから、内部被曝検査と甲状腺検査等の結果の管理もしていきたいというふうに考えております。

それから、町総合健診等の結果につきましても、各自に通知いたしまして、それも管理できればというふうに考えてございます。

それから、先ほども同じ話になりますけれども、そういった管理をする手帳作成に当たりましては、そういった面につきまして専門家のご意見を聞きながら対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 一応大体の方向性はわかったのですが、ただ問題はこれをいかに町民が広く理解し、またそれを記載していただけるかというものは一番の問題出てくると思うのですが、一応これから書くに当たって、私は一応高齢者、また弱者のほうのことを考えていくと、やっぱり先ほど出ました高齢者サポートセンターやいろんな組織がやっぱり全体的に認識を持たなければいけないと思ひますので、その面で勉強会または勉強会においてのやっぱり反省点というものがもし出てくれば、早急にその勘案をしながらいかに調べるような方法を強く求めていきたいと思ひますので、その点ご

理解を得た上、ある程度健康手帳の進め方について考慮お願いしたいと思います。

要望で終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。2点お願いします。

最初は、内部被曝の検査の委託料の75万円。これ随分少ないように思うのですが、これの内容をちょっとお聞かせください。

それからもう一つは、応急仮設住宅の維持の管理のほうなのですが、仮設住宅も2年を、早いところだと多分もうあと数カ月で丸々3年目に入ると思うのですけれども、換気扇とか通常うちにいると大掃除とかで掃除をしていた人もいる、しない人もいるとは思うのですが、換気扇とかエアコン、やはり回していると結構ふぐあいがいろいろ生じてくる部分もあるのですが、そういう部分に対してどのような管理。多分頼もうと思ってどこに頼んでいいかわからない人がたくさんいると思うのです。若い人だと自分で上に上がってできるというのがあるのですけれども、そういう維持管理に対してどのような方針でいるのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 予算にあります個人の放射線の内部被曝検査の委託料75万円の内容ということでございますが、ことし内部被曝検査につきましては平田中央病院、それから常磐病院、それから南相馬の渡辺病院ということで、3病院で実施いたしました。

きょうまでの結果でございますが、平田中央病院が125名、それからときわ会が180名、それから渡辺病院が35名というような状況でございます。平田中央病院とときわ会の常磐病院につきましては、検査料につきまして要りませんというふうな形で無料でやっていた関係でございます。渡辺病院は、ちなみにお子さんについては3,000円、大人につきましては5,000円というような料金の設定の中で委託料を支払っております。

26年度につきましては、この3病院のほかに福島市の赤十字病院、それから広野町の馬場病院もこの検査できる可能な病院というふうな形でやはりお願いして対応したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（齊藤真一君） 仮設住宅の機器、換気扇とかエアコンとかの維持管理ですかについてなのですが、基本的に中の使用している機器の維持管理ですか、それは入居者負担ということになっております。ただ、原因が入居者でなくて、ふぐあいについては県のほうに依頼して直すことになっております。

今質問のあった業者がわからないというような話もありますので、そういった場合については仮設

連絡員もしくは生活支援課のほうに連絡いただければ、もとの施工者を通じて業者をお知らせすることができると思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） まず、内部被曝なのですが、健康手帳を今度つくることになると、内部被曝の検査をする人数というか、してもらわなければいけない人数が相当ふえると思うのですけれども、それ健康手帳のほうの内部被曝のデータも全部今ただでやってくれている病院、これからいろんな病院に相当の人数、町民の人数分お願いする予定で75万円の経費の計上なのか、委託費の計上なのか、追加で教えてください。

それから、業者を紹介するというようなことなのですが、多分換気扇をちょっと掃除したり、エアコンを掃除したりというものは、そうそう施工業者さんが行くような問題ではなくて、通常のうちでできるようなことのクリーニングだと思うのです、それが多分できる人がいないということで。例えばですが、昔だと簡単なそういう便利屋さんみたいなところとかシルバー人材の人たち等器用な人が行って掃除をしてあげたりとかというものがあったのですけれども、そういうような方法もあるのかなという、どこかにメンテナンスの人と契約をしてその人たちにそういう何かサービスをしてもらうという方法もあるのかなというふうに思ったのですが、そういう考えはあるかどうかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 健康手帳との関連性で今後もっと内部被曝検査の受検者がふえるのではないかとございますが、確かに今回町が独自に出している内部被曝検査の委託料というような形で、大きな平田中央病院、それから常磐病院につきましては26年度も無料でやっていただけるというふうな話にはなっております。

それから、あと県民健康管理調査の2回目の内部被曝検査を実施するというような形になりますので、今後その受検者数の状況を鑑みながら対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（齊藤真一君） 軽微な清掃等ということなのですが、今町では例えば除草とか何かでシルバー人材のほうに依頼している件もありますので、シルバー人材のほうでそういうものが可能かどうかちょっと調べて今後紹介するときに参考にしていきたいとおります。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 6番の関連だったのですけれども、ちょっと健康手帳作成委託料の件でやりとり聞いている中で、やりとりの中身はわかったのですが、一番重要なものはその下の個人被曝線量管理業務委託料だと思うのです。この辺の内容、全協でも私町長に聞いていますので、わかっているのですが、その内容だとは思いますが、その辺のちょっと内容をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 個人被曝線量管理の業務委託なのですが、まず基本的に町民の皆様個人線量計の必要性のアンケートをまずとりたと思っています。その中で必要である方についてはその線量計を配布するとともに、家庭にその線量を確認する1家庭に機械とかも一応送付するような形で考えております。

あとは、その線量計というものは1年間一応電池がもつということで、その配布、回収、そういうようなものと、それからそれに基づいて出ました被曝線量の報告も個人に伝えるというような業務として、一連の業務として考えております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） これ個人の被曝線量管理業務、線量管理に関しては、フィルムバッジか何かを持たせて一人一人きちっとした管理をして、それで手帳に町の責任においてきちっと書き込んで、町でもデータとして残す、本人にもその手帳にきちっと書き込んで本人もわかるようにするという内容だったと思うのですが、また新たに1軒に1個線量計配布するのですか。1軒に1個では何の意味もないのかなと思うのです。例えば郡山なら3大家族で郡山にずっといる人、3人の中で2人はいると。あと一人は除染とかそういう作業に行っていますので、20キロ圏内はきちっと放射能管理手帳持っている人だけなのかなと思うのですが、放射能管理手帳を持たない、放射線の管理できない町民の人が例えば帰れる地区で毎日うちに帰って掃除などをしている人たちがいれば、その人たちの線量は全くわからないわけですから、その人が持って行ってきちっと管理できるのであればいいと思うのですが、今度残った2人は管理できないという形になってしまいますよね。その辺をフィルムバッジか何かできちっと業者さんをお願いして個人の線量をきちっと把握していくのかなと思っていて、私もそういう質問でやりとりして納得していたつもりなのですが、ちょっと内容的に大きくここで変わってきってしまうのかなと思うのです。その辺の仕組みはどうなるのですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） ちょっと言葉足らずで申しわけありません。

今議員がおっしゃったように、個人線量計については必要な方一人一人に配布する考えでおります。その中で、3大家族であれば、その中でその線量の度合いがわかる表示器というものがあるのですが、そういうものについては1家庭に1つと。線量計については、それぞれお渡しするという考えのもとで、議員のおっしゃっているような形での配布を考えております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 課長、しつこいようですけれども、線量計であれば1年に1回とか校正が必要になりますよね。今回問題になっている線量計配ったのが3カ月たっても本人のもとに返ってこないという人いっぱいいると思うのです。だから、本来であればそういう線量計であればきちっともう365日持っていなくてはならないものですから、そういう心配は大丈夫ですか、校正が必要になってかえって校正の時間が余りかかり過ぎるとか。フィルムバッジであればそんな問題はないのかなと思うのですが。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今回の積算線量計については、今議員がご指摘なもので、町から皆さんに配布したという線量計で、それが校正ができるようになったということで今事業実施していることで、大変皆様にご迷惑かけております。今回の個人線量計、ガラスバッジについては、一応リース事業という形で、委託会社に全てリースで借り受けてやりますので、その校正というものは町が今度なくなりますので、その心配はなくなるかと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 2時20分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時06分）

再 開 （午後 2時19分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

質疑継続する前に、先ほど保留になっていました質問に対しての答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 済みませんでした。

先ほど3番、早川議員からありました下郡山連絡所の1日平均の人数でございますが、11月までですと約毎日51名ぐらいの来訪者がありまして、冬場になったということで12月以降は減ってございますが、12月以降でも平均43名と。日によって、またお彼岸とかそういうものによって違いますが、土日ではやはり200名前後の来訪者もいて、その対応をしてきたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君、よろしいですか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 思ったより人数が多かったのにちょっとびっくりしたのですけれども、せつ

かく委託業務されるということで、ぜひ町民の立ち入りの場所にもできるような形をとっていただけるように要望したいと思いますので、お願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） サロンといますか、そういうものできるかどうかも含めてちょっと検討させてください。

よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） それでは、94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 98、99ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 100、101ページございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ネズミとりシート配布事業の件なのですが、今回も莫大な金額がかかるわけですが、先日もお話をしたのですけれども、ネズミとりシートを必要としない人のところにも強制的に送っているということで、何か改善策をとったほうがいいのではないかと。せっかくのシートを無駄にする必要はないので、来年度は改善策をとったほうがいいと思うのですが、その辺についてやはり補正のときと同じようにそのまま強制的に配るのか、ある程度考えるのかお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 配布事業につきましては、26年度配布方法等について検討をさせていただきたいと思っております。このままで委託事業でいいのかどうか。今言った問題も含めましてありますので、その方法については26年度はしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。今のネズミとりに関しては了解いたしました。

4番の環境クリーン化事業なのですが、これは随分前に話があって、内容はわかっているのですが、この後の進める工程はいつごろから始まるのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） これにつきましては、新年度になってから各業者等の見積もり等々設計書を組みまして、あとこれについては加速化事業を見込んでいます

ので、その他の申請等ありますので、それらができ次第実施していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） でき次第というのは、ざっと見てどのくらいかかるの。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 申請については1カ月程度かかるということで考えていますので、早ければ5月の末ころにはなるべく実施したいということで事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔「はい、ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 106、107ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 108、109ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 110、111ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 112、113ページございますか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 113ページの商工会運営補助金のことでお聞きしたいのですが、この補助金の内容の運用の中にどう使われているかというものを聞きたいのですが、今聞きたい理由としては、今3年たちまして地元の企業、また商店会に加入されている商店がどれだけ再開しているか。また、それ再開するに当たってどれだけの支援しているか。

この2点お聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） こちらの今現在の商工会の事業再開なのですが、商工会の会員数456社に対して、現在194社が事業を再開しております。そのうち県内につきましては177社が再開しているというふうに報告を受けております。

現在商工会の補助的には、こういう事業再開のための事業の調査費等々これらのその他事業再開のための賠償金等々の支払い額をその他のほうに全体として補助をしております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） わかりましたが、その支援策としてお聞きしたいのですが、実際的に今回ネズミとりの件もそうなのですけれども、これから町内の商店の生活再建も含めて考えていくと、できるだけ町としては商工会に補助金出している以上、ぜひとも町内の商店、商工会に加盟している商店をある程度支援していく必要があるのではないかとということで、ある程度のこれから復興に当たっての物品とかいろんな状況によって商工会を使う方法というものはあるのかどうかお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 第1点に、その事業再開の各名簿等につきましても、商工会の皆さんのご了解を得て管財等入札関係の担当の課のほうにデータ等を使用して再開しているというものを情報共有はしてまいりたいと思います。

あとなるべく商工会、ここに連絡先等を示して、各町の事業に対してできるだけ資料を欲しいというものを当課のほうからも各課のほうに通知、あとお願い等をしていきたいと考えております。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。5番の原子力広報調査等事務事業費のところでお聞きしたいのですが、この中に原子力広報業務委託というものと環境モニタリング調査委託というものがあるのですけれども、これの具体的な内容を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） この環境モニタリング調査につきましては、産業振興課といたしまして、これについては主に放射性降下物等で除染等かなり山とかそのほかにはセシウムが移行するという形をお話を聞いていますので、今後の農地の計画をするに当たってその他山からのセシウムの移行があるかどうか、またその量等々を調査して今後の除染計画、農地計画等に参考にしていきたいというふうなことで計上させていただきました。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 原子力広報業務委託ですが、これにつきましては放射線に関する勉強会を予定しております。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 114、115ページございますか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 桜まつり実施委託料についてお尋ねします。

桜まつり去年も行われて、ことしも行われるということなのですが、産業振興課長のほうにちょっとお願いがあるのですが、常磐高速をバスで住民の方がおりるときにその手前においてマスクの着用をお願いできればと思うのです。というのは、まだ川北は本格除染も終わっていないし、あと富岡インター開通によって1Fから川内街道を上って富岡インターを利用して、多分川内からの街道なんかかなりもう汚染されてきているのかなと思うのですが、できれば夜の森を出る間ぐらいはマスクの着用を義務でなく、あくまでもお願いという形で町民の皆さんにお願いできればと思うのですが、課長どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 今議員おっしゃったとおり、町内においてはマスクの着用をまずお願いし、あとバスからも基本的にはバスの中で富岡町内を過ぎるという形で実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） あと町長にもちょっとお願ひしたいのですが、この件に関しては去年住民の健康被害ということで意見の多かつた件なのですが、やはりこういう前年度に問題があつて、そういうような議案については、できれば4月のお祭りなのに3月に上がつてくるとか3月に入つて説明という急遽な説明ではなくて、前年度、去年の12月くらいに来春はこういうものやりたいとかそういうものをやはり議会に上げてもらいたいのです。そうでないと、いきなり出されると議会を軽視しているのかななどと私もちょっとそんな感じも受けましたので、できれば町長前もつてお願ひできるでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この件については、皆さんにお知らせするのが大変遅くなつたことをここでおわびしたいと思います。

町政懇談会の中では、これらについてはお話をなかつたわけですが、過日仮設をちょっと訪問したときに「ことしはやらないのか」というようなお話がありまして、皆さんが希望するのであればというようにことで計画したのが若干遅かつたということもありますから、これについては年間行事ということで、これから皆さんにも早目にお知らせをしまひたいというふうを考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 先ほど4番議員の113ページのところの環境モニタリングの調査委託料で産業課長がお答えしたのですが、これについては生活所管課の事務でございまして、内容につきましては町内の15カ所の土壌調査を予定しております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君、よろしいですか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） あその原子力のところで聞いて、間違いだったということが出たのですが、そうすると意向調査の分というものはこの後どこかに出てくるということでもいいのですね。

済みません、それだけ確認ください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 済みません。先ほどの私のほうちょっと間違った答弁なのですが、105ページの農業総務費の中の農業総務事務諸経費の中に放射性降下物ということで計上させていただいております。

済みません、まことに申しわけございませんでした。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 5番議員の関連であります。桜まつり実施委託事業ということでございまして、昨年度は町民の健康被害ということを十分考えて反対されていた方が前議長初めいたと思うのですが、ことしは若干環境が変わったのかなと私も認識しておりますが、実施するに当たっては、例えば5番議員の言いましたように、マスク着用とかあるいは前のサービスエリアでトイレ休憩を必ずとって、それで万が一にも車からおりないような状態にするとか、健康ということを憶病なくらいに十分配慮して実施していただきたいと思います。

これは要望です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 同じ案件で申しわけないのですが、桜まつり実施委託料となると、これは町民ちょっと勘違いするのかなと。夜の森の桜で祭りするのかなという勘違い起こす可能性ありますので、これはどうのこうの言いませんけれども、いろいろパンフレットとか申し込みとるときとかの頭の活字、これ広野なら広野ときちっと入れていただかないと夜の森公園でやるのかなという勘違いを起こす人もいますので、ぜひ祭りはどこでやるのだよということをきちっとわかるようなものにしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 議員おっしゃるとおり、会場についてはメイン会場を広野町体育館ということではっきり明示して通知したいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔「はい、ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、町民に配るチラシでは集いになっているのではないですか。これは、予算上桜になっていますけれども、その辺も含めてご説明ください。

産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 済みません。こちらの予算の計上につきましては、もともと済みません産業振興課にあった桜まつりそのまま計上して、そのまま利用して計上させていただきました。本来は復興への集いということで新たな項目を設けてやるべきところをちょっとそのまま使ってしまった。まことに申しわけございませんでした。

今回のタイトルについては、復興への集いという形で皆様に募集をかけたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 116、117ページございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。上の段の003の見せる化事業の内容をちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 今回見せる化事業ということで計上させていただきました。これについては、町が実施している災害復旧の仮置き場及びその部分について住民の皆さんへの安全、安心の情報を共有するためにモニタリングの設置をするものでございます。

このモニタリングは、ソーラーによるLEDの表示で、今皆さんが時間今何分、何分と表示されていますが、それが縦になったような状況にありまして、表示内容がただいまの放射線量は0.00マイクロシーベルト、現在そういうような表示ですというようなスクロールをしながら住民の皆様に案内する表示でございます。別個に放射線量の測定は、その測定箇所においてその表示部分については離れた部分に無線によって表示されるものでございます。これを1セットとしまして5セットを買う予定でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） よく状況がわかりました。

それで、せっかく可視化されてその線量がいろんなところで見れるのだとは思ひのですが、5セットというといろんなところと言っても数が限られてくると思ひるので、ぜひともここにこれが置いてありますよというその時期時期のものもぜひどこかわかるようにホームページとかそういうところに

上げていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） ちょっと説明が申しわけありませんけれども、内容がちょっと物足りなかったのですけれども、実際これが移動式ということでございますので、その時期時期によって移動した場合はホームページ等に表示しながら住民の皆さんに情報を共有したいと思います。以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 120、121ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 122、123ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 124、125ページございますか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 004なのですが、防犯対策事業費の中の下段の防犯カメラリース料なのですが、5億4,000万円ということなのですが、これはあくまで恐らく帰還するまでの間のこのリース料、何年間か続けると思うのですが、例えば購入した場合の計算というものは、ちょっとその辺は考慮に入れたのかどうか。このままずっとリースでいくのかどうか。その辺を詳しく説明願います。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 防犯カメラリース料、町内に26年度予定しております防犯カメラのリース料でございます。このリース料については、国の帰還再生加速事業の中で取り組む予定でおります。この加速事業につきましては、機器の購入とかというものには制限がありまして、リースか賃貸という形になります。このことから、26年度5億4,000万円という計上されておりますが、本来であればリースですと3年契約で償還していくとかという形になるのですが、1年単位の契約ということで、26年度に全て機器がしわ寄せ来ています。これが今議員おっしゃるように帰還まで例えば3年間とすると、26年度はこの金額ですが、27年、28年については機器料を26年度で全部ペイしてしまうので、管理料という形だけになってしまいます。ですから、極論で言うと3分の1かそのくらいの金額に下がっていくというようなことで、26年度で全て機械料も全部含めたという形になってしまいますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） わかりました。

それから、個数的には富岡町ではこれは何個ぐらい予定、何十カ所というか、どのぐらいの数が予定されているのかどうか、その辺もよろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 町内全域に一応44カ所今現在予定しております。その中で9カ所、富岡町に入る、いわゆる6号国道の南、北あるいは6号ではなくて、榎葉から入ってくる県道寄り、それからインターから出たところ、それから山麓線の北と南、それから川内から入ってくる方面の町内に入ってくる9カ所についてはナンバーシステムがわかるような形のものをつけたいと思っています。それから、それ以外の町内の中については3地域に防犯カメラという形で考えております。全部で44カ所になります。

〔「はい、了解。わかりました」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今の防犯カメラのことでちょっと関連なのですが、防犯カメラの画像というものは大体何日ぐらい残しておく状態で考えているのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今現在仕様書づくりをしておりますが、そのカメラの中でできるものは約1万台を考えております。それが満杯になったらコンピューターのほうに移動してそれを管理していくというような形を考えております。

詳細については、今仕様書づくりをしておりますので、それが決まってからという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 課長、質問しているのは、何台ではなくて、何時間その画像はメモられるのかということを知っているのです。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 時間ではなくて、そこを通過したときに車のナンバーを感知します。それは、旧来の形になります。それから、中についても常時動いているわけではなくて、そこに物が通ったときにそこでカメラでキャッチをするというような形になって、その時間がですから何時間ということではなくて、その回数が1万回という形でご理解いただければと思ひます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 126、127ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 128、129ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 130、131……
〔何事か言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 何ページですか。
〔「総括でやります」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 130、131ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 132、133ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 134、135ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 136、137ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 138、139ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 140、141ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 142、143ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 144、145ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 146、147ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 148ページ、149ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 150、151ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 152、153ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 154、155ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 156、157ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 158ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 先般富岡インターチェンジが開通したわけですが、スクリーニング会場がまだ整備されていないと私お伺いしておりますけれども、1Fに通う作業員が頻繁に富岡インターを利用するような状況になると思いますので、高津戸街道を初め、富岡町が汚染されないように一日も早くスクリーニング会場が運用開始されるのが望ましいと思いますけれども、いつころ運用開始になるのかというものがまず1点。

あと2点目は、家庭ごみの件でございますが、お年寄り夫婦で、若い人も遠くに行ってしまうてなかなか後片づけができないと。その中で、東京電力のお助け隊は活動しておるわけですが、二、三週間待たなければいけないのかなと私は思っておりますが、その中で町民の有志が無償でそういった活動をボランティア活動でやりたいという場合は、そういったものを活用する用意があるのかどうか2点目。

あともう一点が富岡町は震災以来数々の要望活動を政府にやってきました。それで、ご存じのように、一步一步ですが前進しておりますが、富岡町の要望内容と昨年出た第4次追補、この中にまだまだ改善がいっぱいございます。これから第4次追補の運用方針なりなんなり説明を聞くような段取りになるのかなと私は思っておりますが、今後こういった問題に取り組む町長の決意といたしますか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上3点で終わります。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○生活支援課長（齊藤真一君） それでは、高津戸街道沿いのスクリーニング場はいつから使用されるのかという質問にお答えします。

現在富岡インターの駐車場に仮設のスクリーニング場があって、そこで一応現在はスクリーニングができるような状態になっておりますが、これは暫定的なので、3月いっぱいはその場でスクリーニングができるような状態になっております。

ただ、受け付け機能を持つスクリーニング場、中継基地ということの中継地については4月の赤の立ち入りから、4月25からなのですけれども、それから正式にそちらで受け付けができるようになります。4月以降については、今のローソンの川内沿いのスクリーニング場ですか、あれは廃止となり

ます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 家庭ごみにつきましては、今議員がおっしゃるように東京電力のほうでお手伝いという形でやっておりますが、やはり期間が限られて、人数も限られて、待っている状況があります。この中で、今町民の有志による活用というようなお話がありましたが、そのことについては大変いいことでございますので、お話をお聞きしながら、できれば進められるものであれば進めたいというように思っておりますが、なかなか多分有志というと、仕事されている方とかもいらっしゃると思います。やる曜日とかというものも限られてくるのかなというふうに思いますので、その辺は話をお聞きしながら皆さんに周知できるものであれば周知をしてみたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 第4次追補の運用がこれから進むわけですが、それについての考え方について私のほうから答弁させていただきます。

第4次追補、本当にこういうことを国は平気で指針を示してくるわけですが、これについては全く我々それをよしとするものでもありませんし、富岡町当初から一律賠償というような話をさせていただきました。

ただ、これについての一律賠償という時期、あの当時についてはまさか第4次追補なるものが提言されるというふうにも考えていなかったと思います。そういう意味では、この指針が示されて、これから4月のどの時期になるか、運用という面では東京電力からそれなりの回答が出てくるのだと思いますが、その回答の出る前に私ども担当課ではこの運用についての協議会等々には出席しております。そういう中で、少しでもやはり困難区域以外のところで底上げができたり、それから区域を見直しが見られる段階で道路で隔てられたり、それから河川であったりというようなことで区域の見直しをした経緯がありますので、これらについては柔軟に対応できるように私のほうからも今鋭意担当課のほうには指示をしているところですが、なかなかこれについて明確な回答が今のところは来ておりません。運用面について、4月という一応期限がありますから、その辺で出てくる前に我々はもっと粘り強くこれに対して要請をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） スクリーニング会場につきましてはわかりました。

あと無償ボランティアの件ですが、課長から大変前向きな回答をいただきました。よその町村では、どのくらいの戦力になっているかわかりませんが、おやじ隊とかそういうものが動いている町村もございますので、仕事は違いますが、例えば私のところにも少人数のグループですが、ぜひそういうものをやってみたいという有志が何人かおります。そういった中で、仕事を持っている関係上毎

日おっしゃるとおり従事するわけにはいきませんが、富岡の有志が無償で動いているよということがだんだん広まれば、富岡町民の中でも例えば100人に1人とか500人に1人でも動く人もだんだんふえてくると思うのです。そういう宣伝効果もございますし、あとお年寄りの助けにもなりますので、ぜひその辺前向きに。その際は、例えば実際に活動する場合はよく打ち合わせしていただいて、例えば車両の問題だとかあるいは水道が出ないところでは水の問題があります。ちょっと町の車両を貸すとか問題がいろいろ出てくると思いますので、その辺をひとつ前向きによろしくお願ひしたいと思います。

あと賠償の件でございますが、これは町長も議員全員がご承知のとおり、例えば財物の48年以上は20%から75%ということになりましたけれども、それにはいろんな条件がついているわけです、1つの例でございますが。それで、例えばその条件に全然当てはまらなくても、例えば勤め先とか学童もないし、あとけものの被害もなかったよと、そういう町民の中にもいわきなり郡山なりよその町村に移住したいという方も数多くあります。ですから、富岡町の方針はあくまで無条件でという本筋だと思いますので、その辺も含めてなかなか困難だと思いますが、粘り強くよろしくお願ひしたいと思います。

あと精神的損害について、一律賠償ということだったわけでございますが、困難区域と居住制限あるいは解除準備は若干の差はあってもしょうがないのかなと私は思っていますけれども、今格段に差がありますので、例えば困難区域の七、八割だとか何だとか妥当な線、それだけ一括で生活の再建も含めてもらえるような段取りというか。町の要望との乖離はもう数多く、ここで挙げるまでもなくいっぱいございますので、ひとつ町長その辺力強くお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

町長、それ以上のことありますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今ご指摘のような件多々あるわけですが、私先ほども述べさせていただきましたけれども、これは東京電力にもこの指針の運用というものが定まるわけですから、それについては粘り強く対応していきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 消防……

○議長（塚野芳美君） 13番さん、ちょっとお待ちください。何か追加での説明があるようですので、済みません、ちょっとお待ちください。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 家庭ごみのお話ですが、今議員のお話の中に、私先ほど言ったものは町民有志ということでボランティアというような考え方で話はさせていただきました。

再質問の中で車両の貸与とかいろいろのお話が出てきました。これについては、やはりそういう問

題まで含めると中身をやはり確認していかないと、どこまで町がこういうものまでできるかというものも含めていろいろとご相談をさせていただいて対応をしていきたいと思っておりますので、いろんな条件がつけばなかなか難しい部分も出てくると思っておりますので、その辺はいろいろとご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、1回だけ手短に。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） ただいま生活環境課長から答弁ございましたけれども、例えばその人数の希望だとかどういった分野で無償ボランティアするのだとかいろいろあると思っておりますので、そういう方の意見を十分取り入れて、なるべく活動しやすい状況で、一人でも参加人数がふえるように、そういう方向でひとつよろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、済みませんでした。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私は、消防費についてを伺います。通常ですと、富岡町の消防団員の確保については1,500万円ぐらい、それから消防の水利、いわゆる防火水槽、それから消火栓の設置あるいは可搬ポンプの購入などを含めて、大体富岡町で4,000万円ぐらいあるのです。例年広域消防に1億8,500万円ぐらい出しているのです。ですから、今までですと約2億円から2億2,000万円ぐらいが通常の支出なのです。

ところが、今回見ますと9億9,700万円。約10億円の予算を組んでいるわけですがけれども、この2億2,000万円と10億円の大分開きありますよね。この差は何なのか。これは、詳細ではなくて、大きいものだけお答えいただければ結構です。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず一番大きなものは、先ほどお話ししたような防犯カメラ。防犯カメラの設置について5億4,000万円の計上しております。これが一番大きなものでございます。

それから、パトロール事業として、消防団含めた26年度27名のパトロール事業というものは計上しておりますので、そういうものが大きなものとなってきております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これ課長、歳出の部で消防費等、あなたがおっしゃった防犯カメラの5億3,600万円というものは全くこれは別項目であって、消防費にならないと思うのです。防犯カメラの5億3,600万円などというものは。

だから、私が不思議に思うのは、当初富岡町にも消防費の支出は広域消防に1億8,500万円あるいは富岡町町内の防犯事業についての4,000万円から4,500万円ということで、私は4,000万円弱かなと

思ったのですけれども、ここに来て約10億円というものは余りにも項別、消防費に入れるのではなくて、あなたがおっしゃる防犯カメラの設置については別項目でこれは明示するべきだと考えますけれども、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今三瓶議員がおっしゃるのは、多分第9款消防費、その合計が9億8,778万9,000円でございます。その中には、第1項の消防費、それから第2項……消防費ですね、消防費の中の非常備消防、広域消防なり常備消防、非常備消防、それから消防施設とか、それと防災費の中に今回5億4,000円が入ってございますので、その辺で大きくなっているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私は、当初言ったでしょう。細かい話は結構ですと、それは承知していますから。

ただ、私の言っているのは、今防犯カメラの話が出ましたので、これは消防費と防犯カメラの問題は項別を分けるべきだろうと、そのほうがわかりやすいと言っているのです、私は。詳細を細かい答弁を必要と私はしていませんので、この辺についてはいかがですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 款の中では消防費の防災費のほうに、4目で防災費のほうに入っておりますので、防災ということで、今回それで防犯対策事業費の中で計上させていただいておりますので、その防災費の中で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 総括まではいかないと思うのですが、129ページの施設整備事業なのですが、三春校に体育館を整備するということでここに上がってきているわけですが、当然今までそういう体育施設なくて、工場のほうを体育館に改造しようとかいろいろ話あったと思うのですが、いよいよ体育館整備に踏み切ったわけですが、立派な体育館できることはいいと思うのですが、まず一番まず1点目、何でもこういうものを整備しますよというときには、どのくらいの規模でどういったものでつくりますよと議案の説明のときでも説明していただければ一番ありがたいのです。総務文教でしかわからなくてぼんと出てくると困ってしまうのです。そういう意味で、事前に説明欲しかったと。

あと当然学校の運営なのですが、多分1年生は今度入ってこないのかなと。そういう中で、やはり富岡の生徒が入ってきたいと思うような学校の運営方法がなければだんだん離れていってしまうと思うのです。だから、その一環として体育館の施設整備、私は当然なのかなと思うのです。ただ、施設

整備だけして行って生徒がだんだん尻つぼみになって、最終的にいなくなるようなことになると思うので、今からどういう学校運営を目指すのか。

先ほどもちょっと触れましたが、せっかく一環の中でバドミントンでやっていて、テレビ、新聞では報道されるのですが、一部では猪苗代でやっていますよなどということも知れ渡ってはおりますが、やっぱりさつき町長が言ったように、富岡に入学して猪苗代に転校してしまうからできないのかどうかかわからないですけれども、やっぱり卒業式を富岡の中学生と一緒に卒業式を迎えてもらうとか、あとは例えば今までは体育館も何もなかったですけれども、今後やっぱり継続していくのであれば、そういう生徒のやっている姿を1カ月に1回くらい体育館に呼んできて見せてもらうとか見させるとか、いろんなやり方あると思うのです。非常に学校を運営していくには、私はますます大変になるのかと思うのです。

あとは年に1回やっている再会の集いですか、再会の集いなんかも初年度は1泊泊まりでやったと。今年度は日帰りでやったと、ビッグパレットで。こういう部分のときも例えば三春校の実態経験談を話す、舞台上上がって話す場を設けるとか、いろんなことをやっていかないと学校の意味がだんだんなくなってしまうと思うのです。今年度だって一中、二中で13名の卒業式ですか。本来であれば、学校としてはもう満たさないような状況の中で、今この震災時だから特例策でいろんな宿泊して運営はしていると思いますが、その辺の方針、考え方聞きたいのです、ただ整備するしないだけではなくて。あとは施設の規模とかそういうものも説明していただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（林 志信君） まずは、事前に説明をしなかったことについておわび申し上げます。所管のほうだけで説明終わらせてしまいました。

まず、三春校の体育館につきまして、規模等から説明させていただきます。これにつきましては、平成23年9月の開校以来、体育館につきましては保護者からのアンケート等でも要望がありましたし、学校のほうからも体育の授業等で支障があるということで体育館の設置につきましてはいろいろ要望が上がってきております。今回三春校の曙ブレーキの駐車場の一部をお借りしてここに体育館を建ててリース契約で借りることを今回予算に計上させていただきました。建物の規模、概要でございますが、大きさににつきましては縦24メートル程度、横38メートル程度で、面積的には900平方メートル、それから中の高さは7メートルぐらいありまして、バレーボールですと2面、バドミントンでは4面、あとミニバスケットボールでは2面ぐらいとれるような大きさを考えております。建物につきましては平家建てで、床につきましては当然体育館用のフローリング床、それから外壁には複層断熱パネル等を使用し、中には入り口は風除室、それから倉庫も設けまして、机とか椅子を収納できるようにいたします。また、可動式のステージを設けて、卒業式、入学式等の式典にも使えるように考えております。また、トイレにつきましては、仮設のトイレを外に用意して、あと水洗い、足洗い場等の水道の水場もつくる予定でおります。

三春校の体育館の概要につきましては以上でございますが、続きまして今後三春校人数的にどうなっていくかということで、今年度入学者がいないのではないかとというふうなお話ありましたが、確かに小学1年生につきましては入学予定者はゼロであります。郡山市内で富岡町民で13人の小学1年生、それから三春町で2名おるのですが、この方たちが三春校に来てくれればとは思いますが、こういう方たちに入ってもらうためにも三春校の魅力を高めていかなければいけないというふうに考えてございます。

三春校の特徴としましては、少人数の教育の中で先生方の手厚い、いろいろ勉強を見てもらったり、生活面での指導を受けることができるということで、そういった面でのメリットがありますので、この辺を保護者の皆様にPRしていきたいなと思っております。毎年新入学の方には、入学時の案内をいろいろ送るのですが、その中で三春校の魅力的なものも見れるような形でPRしていきたいと思っております。

あとビクトリーのバドミントンの子供たちとの交流ということで、確かに現在ですと富岡第一中学校に仮入学した後は猪苗代中学校に区域外就学して、その後富岡一中の子供たちとの交流というのはほとんどないような状態でございます。これにつきましては、議員おっしゃったように、いろいろ交流が図れるようなことを今後計画してまいりたいと思っております。例えばバドミントンの子供たちの練習をみんなで見に行くようなことを考えたりとか、もしくは来てもらっていろいろ交流図れるような場を設けたいと思っております。それに絡んで、再会の集いにつきましても、去年は郡山市のほうに約1,000人ほどの保護者、子供たちが集まりましたけれども、去年は小学生から高校生までいろんな学年の方集めてやったわけですが、あるいは先輩たちとも会えてよかったというふうないろんな、あといろんな世代の方と交流できたというお話もあったので、ああいうやり方も一つのやり方ではあるかと思っておりますが、そのほかに議員おっしゃるように、泊まりがけでいろいろもっとじっくり交流できるような場もつくってほしいというふうな声もありますので、それにつきましては来年度の予算の中でさくらスポーツクラブのほうの補助事業の中に入れてはあるのですが、例えばいわきでしたら、いわき自然の家とか会津でしたら会津自然の家等で子供たちが泊まりがけで集まれるようなそういった場を設けて、富岡の子供たちをそこに集めていろいろ交流させたいと思っております。そういうことで、いろいろ子供たちのことについては今後いろいろ考えてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） はい、わかりました。

教育長不在の中で教育総務の課長が大変苦勞なさっていることは十分わかっております。また、今期教育委員の方も全員そろって、欠けていなくて全員5名ですか、いるわけですから、早急に教育長も決まるのかなと思っております。そういう中で、やっぱり教育長を軸にして、やはり富岡町の学校どんなことあってもなくせませんので、やっぱり学校に上がりたいという魅力ある学校にしていくには何が

必要かということあると思うのです。そういうことで、一つずつできることからやっていかななくては方法ないと思いますので、例えばビクトリープログラムの中のバドミントンのやっている姿を中学生なら中学生を連れていって見せるとか来てやってもらうとか、そういうできる部分からやっていただければ何とか生徒は確保できるのかなと思いますので、ぜひ教育長決まれば教育長を筆頭にして1つの輪になって進めていっていただければありがたいと思います。

あとは体育館なのですが、体育館まだこういう、今説明があったものをつくりたいということだけなのか、今説明があったようなことを図面でもうあらわれているのか。あらわれているとすれば、資料として出していただければ一番ありがたかったと思うのです。体育館ですから、そんな細かい仕様ではないと思いますので、恐らく鉛筆で線引いた程度のものででき上がっているのかなと思うのです。何でそういうものを出せないのかなと思って私不思議なのですが、ぜひこれから何か事業を起こすときにはそういうものを事前に配付していただければ私はありがたいと思います。体育館だけではなく、全体の一般会計見ると、なかなか仕組みが決まっていなかったりとか予算は上がってきていてもなかなかやる内容の中身が詰まっていなかったりとかという私は答弁が目立ったのかなと思うのです。そういう部分は、やっぱり予算は上げたらそれだけで間に合うように、上げた予算は消化するようにするためには、やっぱり事業計画がきちっとできていないと私は予算にならないと思うのです。こうやって事業計画がきちっと上がってきている以上は、中身まで詰まっていって本来の姿なのかなと思うのです。それ詰まっていなくて、つかみの予算前年度余上げておけばあと中でどうにかなるだろうというやり方はできるだけ避けていただければありがたいなと思います。

そういう中で、全体像の中で町長として、今回の予算上がってきたわけですが、どういうことに力を入れて取り組んだかお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今回の予算ですが、予算審議の冒頭に皆さんにはこの事業計画概要というもののなかでこういうふうな自主財源としてこのぐらい今避難の中では自主財源を確保することができないというものがありました。そのなかにあっても、やはりこうして我々が避難しているというものに対して、特別交付金があったり、それからいろいろな県、国からのそういうものもありますけれども、これだけ今回104億33万4,045万円の予算を組み上げたというのは、加速化事業等々で、我々今避難している状況の中でお金はないのですが、買うものはだめだけれども、リースならこのお金差し上げるから使いなさいというようなそういうもろもろのものを精査して富岡町では何ができるかということから始まって計画したわけですが、これらについては今議員がおっしゃるように、使い道が決まっていなかったものを計画に上げているというものはございませぬ。これについては、若干舌足らずでそういうふうにとられたのかなと思いますけれども、当然ここに上げてある事業については、ことし、新年度でやっていく考えでありますから、その辺はご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（林 志信君） まずは、2点ほどいただきましたが、第1点目の一つずつできることからやっていくことが大切だということで、これにつきましては4月になりましたら新体制がまたできるかと思っておりますので、よく検討しながら進めてまいりたいと思います。

2番目の事業計画をきちんとつくっているかと、図面を出せないかというふうなお話ですが、これにつきましては今回飯館村の体育館を参考にさせていただきながら予算計上をさせていただきましたので、正式な図面としてはまだできておりません。それは、今後つくりますが、今回は参考資料をもとに予算の計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、予算査定をしているわけですから、今の大きな話は2点で、1つはもっと事前に説明すべきだということが1点と、それからここに予算を計上してきているのに中身が余りにも詰まっていない、説明が足りないということなのですから、ご答弁ください。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 第1点目の予算の中に、例えば体育館つくるときにそういう図面をもとにということですが、今教育総務課長からございましたように、大体類似でこのぐらいわかりましたということでの要求がありまして、それをもとにうちのほうでは査定し、町長上局のほうまで上げて、それを今回計上させていただいたものでございます。

その後、それらが可決になった時点で今後実施なり、それに向かっていくと思いますが、ある程度の図面はできているものと思っておりますので、今回そういうものを参考にしてやったということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

第2点目の事業が説明ができないというようなことで、ある程度内部的には課内調整の上ある程度計画的に計画されて出てくるものと承知はしておりますが、これが決定した段階で決裁等がございますので、それに伴って実施に向けていくものと思われまますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ある程度理解しましたので、ぜひ前もってそういうものを配付、出していたければありがたいと思います。

あと町長、ここに事業計画として上がってきたことは、100%私は実行するものだと思っております。町長の言うとおりでと思うのです。ただ、中身については詰まっていない部分随分あったと思うのです、細かいところも。例えばちょっと所管で、私言わないでいたのですが、所管で言わせてもらえば、産業振興課、放射能の検査機器四千何百万円で導入、もう完了したのかまだ完了していないのかわからないですけども、前年度入れますよと言って上がってきていますよね。そのときに、運用方法はどうするのですかという質問に対して、いろいろ議員さんから出たと思うのですが、運用の仕方全然公表していないのです、まだ。まだついていないならそれもまだしも、ついているとすれば、きちっ

と運用の仕方を我々議員にも示していただかないとどんな運用の仕方するかわからないのです。だから、中身に対してきちっと詰めていないと予算というものは私は把握できないと思うのです。中身詰まっていないものいっぱい多分あると思うのです、今から考えていくなどというものは。幾ら加速化事業でお金が国からリースなら100%もう来ますからと言っても、その中身の中でいろいろ運用の仕方というものは詰まっていなくてはならないと思うのですが、例えば今言った1つをとって、この放射能の検査する機器ですか、ではそれ導入になったのかまだなっていないのか。なっていないにしても、運用の方法は課内でどういう話し合いをして、どういう運用の仕方にしたか、これ3回目ですので、きちっと教えてください。

お願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 現在放射能現場につきましては、今設置作業をやる予定でおります。現在でその機器の使用方法等について、今週に我々研修を受けて、その他の細かいところ、どういう形で例えば外部のセシウムをやった場合にどういうことに注意すればいいか、現地も含めて検討して、さらに最終的な運用を固めて、あと来月早々には皆様の方向に提示したいと考えております。導入については3月末ですので、まだ最終的な設備の搬入方法を今検討、準備をしている段階で、今週末か来週初めには設置の予定と今計画しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 運用方法を聞いているのに運用方法言っていないでしょう。導入するときそういうこといっぱい出ていて課内で検討して決めますと言っていてまだ当初予算決めるときに出てこないのですよ、これ。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） 済みません、まことに申しわけございません。

まだごく最終的な一部が詰まっておりませんので、早々に皆様のところに配付したいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。町長の最初の報告の中にいろいろな事業の再開とかいう話がございました。それで、やはり今回の来年度の予算を見ても交流とか再会の場とか、そういう町民の交流の場が非常に多く必要だということで、そういうものが出ていますが、町民号というものが過去にはあったかと思うのですが、今やはり少々遠くに散り散りになっている人たちが一堂に会すると

いう形で、昔のように富岡からどこかに行くという形でなくてもいいのですが、町民号のような形の交流事業ができないかというふうに思うのですが、町長のお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 再会、交流の場を多く設けるといことで、私本当に今回の定例議会冒頭の町政報告の中でお話をさせていただきました。これは、今回に限って私が言っている問題でなくて、町長就任以来ずっとこれを唱えてきているわけですが、町民号と、今議員がおっしゃるような町民号というもの、こういう避難になる前には確かにそういう事業がございました。これについては、長きにわたって継続されたという経緯もありましたし、それからこれについてはもうやめたらいいのではないかというような意見も町民からあったことも事実であります。

この町民号が果たして今町民に町がこういうことをやるという話になったときに受け入れていただけるかどうか。この辺についてもなかなか、今47都道府県に避難の状況ですから、一部の人たちが利用できても、なかなか全町民にお知らせして、「私ら遠いからとてもでないが参加できないわ」ということになれば、行政のサービスというものはやはり一律にサービスを与えることが原則だというふうに考えておりますので、その辺のところも踏まえて検討していかなければならないことだと思います。

このことについては、こういうことがあったということで、今回新年度の予算には当然予算化してないわけですが、皆さんのご意見を賜りながら検討していく課題なのかなというふうにも考えていますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 僕も町民号というものがあったので、町民号という名前をそのまま出したのですが、町民号と同じようなことをするというのではなくて、やはり町民が逆に福島県に遠くから来る、行くのではなくて来るというような、ちょっと複雑な形態にはなろうかと思うのですけれども、そういう形でもし今後検討していただければというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） その町民号というような名称はともかくとして、今避難の状況で47都道府県にいる方々にお集まりをいただいて、夜にでも懇親をとりながらいろいろなお話を聞くというようなそういうことは大変町民にとっても大切なのかなというふうには思います。これについても、これから検討させていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 平成26年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時30分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成26年 月 日

議 長 宮 本 皓 一

議 員 三 瓶 一 郎

議 員 山 本 育 男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成26年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第4号

平成26年3月18日(火) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の一括上程

発委第 1号 TPP交渉に関する意見書について

発委第 2号 手話言語法制定を求める意見書について

日程第3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発委第 1号 TPP交渉に関する意見書について

発委第 2号 手話言語法制定を求める意見書について

議案第24号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第26号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第28号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第29号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第30号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計予算

議案第32号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第4 委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(13名)

1番 山本育男君

2番 堀本典明君

3番 早川恒久君

4番 遠藤一善君

5番 安藤正純君

6番 宇佐神幸一君

7番 渡辺光夫君

8番 渡辺英博君

9番 高野泰君

10番 黒沢英男君

11番 高橋 実 君
14番 塚野 芳美 君

12番 渡辺 三男 君

○欠席議員（1名）

13番 三瓶 一郎 君

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	齊 藤 紀 明 君
会 計 管 理 者	遠 藤 博 美 君
参事兼総務課長	滝 沢 一 美 君
企 画 課 長	横 須 賀 幸 一 君
参事兼税務課長	阿 久 津 守 雄 君
健康福祉課長	猪 狩 隆 君
参 事 兼 生活環境課長	緑 川 富 男 君
産業振興課長 (兼任)農業 委員会事務局長	三 瓶 保 重 君
参 事 兼 復興推進課長	高 野 善 男 君
参事兼復旧課長	郡 山 泰 明 君
教育総務課長	林 志 信 君
いわき支所長	林 修 君
生活支援課長	齊 藤 真 一 君
参 事 兼 大玉出張所長	松 本 哲 朗 君
住 民 課 長	伏 見 克 彦 君
総 務 課 主 幹 兼 課 長 補 佐	菅 野 利 行 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 臣 克
事務局庶務係長	原 田 徳 仁

開 議 (午前 9時59分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、13番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回富岡町議会定例会7日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 堀本典明君

3番 早川恒久君

の両名を指名いたします。

○追加議案の一括上程

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、追加議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第3、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発委第1号 TPP交渉に関する意見書についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(塚野芳美君) 次に、発議者から発案の理由を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、12番、渡辺三男君。

渡辺三男君。

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺三男君） それでは、発委第1号 TPP交渉に関する意見書の発案の理由を申し上げます。

TPP交渉への参加は、農林水産関係者を初め、幅広い国民の合意が形成されないままに進められておりますが、日米首脳会談において聖域なき関税撤廃が前提ではない旨を確認した上で参加しており、今なお国益を兼ねた交渉が継続的に行われていることは、既に議員各位がご存じのとおりであります。

しかし、関税撤廃とする対象項目が具体的に示されず、各界、各層の懸念はいまだに払拭されていないことから、速やかな情報開示が求められております。

TPP参加交渉における国益の堅持及び国民的議論を求めるため、地方自治法第99条の規定により、衆参両議会議長、内閣総理大臣を初めとする関係大臣に意見書を提出いたしたく発案した次第です。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして発案の理由といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号 TPP交渉に関する意見書についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 手話言語法制定を求める意見書についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 次に、発議者から発案の理由を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、12番、渡辺三男君。

渡辺三男君。

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺三男君） 発委第2号 手話言語法制定を求める意見書の発案の理由を申し上げます。

議員ご存じのとおり、手話は聾者にとってコミュニケーションをとり、人として成長していくため

に必要不可欠な言語であり、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。

平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話、そのほかの形態の非音声言語を含むことが明記され、全世界で憲法や法律に手話を規定する潮流となっております。我が国においては、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることは明確に位置づけられているものの、この規定だけでは聾者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であります。手話に関する施策も含めた個別法が必要であります。手話を広く国民に知らしめ、自由に手話を使え、社会環境の整備を国に求めるため、地方自治法第99条の規定により、衆参両議会議長、内閣総理大臣を初めとする関係大臣に意見書を提出いたしたく発案した次第です。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして発案の理由といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより発委第2号 手話言語法制定を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（伏見克彦君） おはようございます。

それでは、議案第24号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

今回の予算は、予算総額の前年度との比較において7億9,492万7,000円、率にして37.8%の増とな

っております。その主な内容といたしましては、原発避難に伴う一部負担金及び国保税の免除措置の継続に伴う予算につきまして、平成25年度においては補正予算で計上していたものを26年度は当初予算に計上したことによるものであります。

歳入においては、国保税 4 億8,570万8,000円の減額に対し、一部負担金及び国保税免除に伴う国庫支出金が12億1,995万8,000円の増額となっております。

また、歳出においては、一部負担金免除に伴い、保険給付費で 6 億2,876万7,000円、後期高齢者支援金等で5,978万7,000円の増額などとなっております。

まず、歳入についてご説明申し上げます。161ページをごらんください。第1款第1項国民健康保険税は、税の免除が継続されたことから、現年度分については存目計上といたし、一般被保険者及び退職被保険者に係る滞納繰り越し分と合わせて175万6,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、税の督促手数料として2万7,000円を計上しております。

第3款国庫支出金18億7,768万5,000円の内容は、第1項国庫負担金において療養給付等に係る国庫負担金として5億1,787万3,000円を計上し、第2項国庫補助金において財政調整交付金として1億7,733万7,000円を計上し、災害臨時特例補助金については一部負担金及び保険税免除措置に対する財政支援分として11億8,247万5,000円を計上するなど、第2項合わせまして13億5,981万2,000円を計上したものです。

第4款第1項療養給付費交付金は、退職者医療に係る交付金3,943万9,000円を計上しております。

第5款第1項前期高齢者交付金は、前期高齢者の交付金として3億9,161万4,000円を計上いたしております。

第6款県支出金1億5,059万円の内容は、第1項県負担金において高額医療費共同事業交付金及び特定健診等負担金として1,266万2,000円を計上し、第2項県補助金において療養給付費等に係る財政調整交付金として1億3,792万8,000円を計上したものです。

第7款第1項共同事業交付金は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業交付金として3億82万1,000円を計上しております。

第8款財産収入、第1項財産運用収入は、基金積立金預金利子として1万6,000円を計上しております。

162ページにまたがりませんが、第9款繰入金1億283万1,000円の内容は、第1項他会計繰入金において保険税軽減相当額等繰入金、職員給与費等繰入金などの一般会計からの繰入金としまして1億283万円を計上し、第2項基金繰入金を存目計上といたしたものです。

第10款第1項繰越金は、療養給付費交付金繰越金の前年度分として存目計上いたし、また前年度の繰り越し分として3,000万円を計上し、合わせて3,000万1,000円を計上しております。

第11款諸収入224万3,000円の内容は、第1項延滞金、加算金及び過料においてそれぞれ存目で

5,000円を計上し、第2項預金利子においては利子分として2万1,000円、第3項受託事業収入においては後期高齢者の健診に係る受託料として221万2,000円を計上いたしております。また、第4項雑入においては、第3者納付金や返納金及び雑入など全て存目とし、5,000円を計上としたもので、歳入総額では28億9,702万3,000円となったものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。163ページをごらんください。第1款総務費3,116万円は、第1項総務管理費として職員給与費や一般管理事務諸経費及び県国保連合会負担金などで2,904万9,000円を計上し、第2項徴税費において徴税に係る事務諸経費として155万3,000円を計上いたしております。また、第3項運営協議会費は、国保運営協議会の運営経費として28万8,000円を計上し、第4項趣旨普及費において広報活動に要する経費として27万円を計上したものであります。

第2款保険給付費20億5,114万5,000円は、第1項療養諸費では免除措置の継続により一般及び退職被保険者に係る一部負担金を含めた保険者負担額など20億2,533万4,000円を計上いたしており、第2項高額療養費においては一般及び退職被保険者に係る高額療養費として438万8,000円を計上しております。また、第3項移送費は、存目計上として2,000円を計上し、第4項出産育児諸費において48件分2,017万1,000円を、第5項葬祭諸費において25件分125万円を計上したものであります。

第3款第1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金として3億4,827万円を計上しております。

第4款第1項前期高齢者支援金等は、前期高齢者支援金として29万2,000円を計上したものです。

第5款第1項老人保健拠出金は、老人保健医療に係る事務費拠出金等として9,000円を計上しております。

第6款第1項介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金としまして1億5,939万7,000円を計上をいたすものです。

164ページをごらんください。第7款第1項共同事業拠出金は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る国保連合会への拠出金として2億4,253万5,000円を計上いたしております。

第8款保健事業費2,460万3,000円は、第1項特定健康診査等事業費において特定健康診査の実施に係る事業費として2,062万7,000円を計上し、第2項保健事業費では健康増進事業並びに医療費適正化事業として397万6,000円を計上しております。

第9款第1項基金積立金は、国保支払準備基金の利子分としまして1万8,000円を計上いたしております。

第10款諸支出金82万3,000円は、第1項償還金及び還付加算金において一般被保険者保険税の過年度還付金として81万7,000円を計上し、その他償還金等については存目で5,000円を計上いたしております。また、第2項繰出金も存目で1,000円の計上としております。

第11款第1項予備費に3,877万1,000円を計上し、歳出合計を28億9,702万3,000円といたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

特別会計の質疑は、一般会計予算と同様の方法で進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

168ページをお開きください。168、169ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 170、171ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 172、173ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 174、175ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 176、177ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 178、179ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 180、181ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 182、183ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 184、185ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 186、187ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 188、189ページございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません、ちょっとお聞きしたいのですが、2款の4項の出産育児費というものが大体前年度の予算の倍に近い計上になっているのですが、これ出産一時金の子供がふえる何か根拠というか、どういう理由でこれを倍にしたのかちょっとお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（伏見克彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

出産数につきましては、震災前の平成22年度が14件でございました。25年度の決算見込みとしまし

ては53件という、今回の補正で上げさせていただいておりますが、53件というような見込みで最終的な見込みにしております。

この要因といたしましては、ちょうど出産に当たる時期の年代の方々が今回の震災による失職とかそういったことで国民健康保険のほうに加入者が増加しているということが要因として考えられます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 190、191ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 192、193ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 194、195ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 196、197ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 198、199ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 200、201ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 平成26年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） おはようございます。

それでは、議案第25号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の内容について説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,238万1,000円とするものです。

205ページをお開きください。歳入ですが、第1款第1項分担金、第2款第1項使用料、第2項手数料、第3款第1項国庫補助金、第2項国庫委託金、第5款第1項繰越金、第6款第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入などの項目は存目計上であります。

第4款第1項繰入金3,237万2,000円は、維持費、災害復旧事業費、公債費等の財源として一般会計より繰り入れるものであります。

206ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項下水道事業費1,784万6,000円は、浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理費などに1,180万6,000円、災害復旧事業として604万円。

第2款第1項公債費1,353万5,000円は、元金償還に1,105万8,000円、利子償還に202万7,000円。

第3款第1項予備費として100万円を計上し、総額3,238万1,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

210ページをお開きください。210、211ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 212、213ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 214、215ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 216、217ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 218、219ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 220ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） ちょっと確認のため、217ページの特環下水道災害復旧事業費の604万円で、委託料500万円なのだけれども、設計の。これ27年度で工事完了して使えるようになるのはいつからの予定なのか1つだけ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） ただいまの質問にお答えいたします。

蛇谷須地区の処理場の今使える時期ということだと思っておりますが、今の予定では二十……失礼しました。28年の10月を予定しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 28年ということですけども、26年度で調査設計委託料、これ全部の調査設計が終わる予算なのかと思ったもので、27年度中には完了して、28年の4月1日以降は開通というか、使えるようになるのかなと思ったもので、もしこれ、予算のとり方なのでしょうけれども、調査設計が26年度で全部がわかるのであれば、せめて27年度で実施、工事関係は終わるようにできる限り持っていつてもらいたいのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 議員おっしゃるように、できるだけ早いというように整備したいという考えはあるのですが、まずこの地区については制限区域だということで、除染との絡みもあります。まだ除染のほうも発注していないというようなことから、その辺の計画を見定めながら、当然あとは上水道の復旧状況と整合性をとっていかなければならないということもありますので、極力そういう方向には努力してはまいります。今の28年度にという今の計画でありますので、あとは努力してまいるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 確かに富岡川から北側は本格除染まだ発注していないでしょうけれども、これ発注になるのに合わせて担当課のほうで環境省と施工する上での町道関係、時期の先行除染進めるようにして、できれば幾らでも早く前倒しで終わらせるようにすれば、その地区の住民も気持的に幾らでも上下水道関係が完備すればというのが気持的に強いので、そこら辺関係省庁ないし担

当課と横のつながりを持ってなるべく早く持って行ってやれるように努力してください。

お願いしておきます。終わります。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 議員ご指摘のとおり、努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 平成26年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第26号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の内容について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億6,461万3,000円とするものです。

223ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項負担金、第2款第1項使用料、第2項手数料、第3款第2項国庫委託金、第5款第1項繰越金、第6款第1項延滞金、加算金及び過料、第6款第2項町預金利子などの項目については、存目計上であります。

第3款第1項国庫補助金14億1,200万円は、災害復旧事業補助金を計上したものでございます。

第4款第1項繰入金12億5,260万4,000円は、維持費、整備費、災害復旧事業費、公債費等の財源として一般会計より繰り入れるものであります。

第6款第3項雑入2,000円は、工事指定店登録料を計上したものであります。

224ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項下水道事業費22億4,181万1,000円は、下水道施設の修繕費、浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理委託、事業消費税などとして6,320万6,000円、各種協会負担金2万4,000円、災害復旧事業の浄化センター改修工事委託料、汚水管渠工事費、汚水管渠補償費などに21億6,319万8,000円、給与費1,538万3,000円などであります。

第2款第1項公債費4億1,780万2,000円は、元金償還に2億9,901万7,000円、利子償還に1億1,878万5,000円。

第3款第1項予備費に500万円を計上し、総額26億6,461万3,000円とするものです。

次に、225ページをごらんください。第2表の継続費ですが、災害復旧事業費の富岡浄化センター復旧工事完了期間はおおむね3年を要することから、年割額を26年度15億円、27年度16億円、28年度10億円、総額41億円として継続費を設定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

230ページをお開きください。230、231ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 232、233ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 234、235ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 236、237ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 238、239ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 240、241ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 242、243ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 244、245ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 246ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で伺います。ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これもさっきの特環と同じ質問になるのですけれども、ただ違うのは、公共のほうはほとんど先行除染、道路敷は完了していると思うのですけれども、なぜこんなに特環、公共、後に出る農集排も同じ質問なのですけれども、早く進めてもらいたいかという、どうしても帰る気持ち上げるのにも必要だし、道路の安全上も二重に改良工事やったり維持管理したり、年間どのぐらいかかるのかちょっとわからないけれども、思い切って一発で進めていったほうが本舗装関係の復旧も一発で済むと思う。今の状態ある程度わかると思うのですが、かなりひどくなっている。そういった面もありますので、それに伴って予算的措置も大事だと思いますし、一番インフラ整備で必要不可欠になってくるのは、技術職の職員の数。実際檜葉の水道企業団の2階にどのぐらいの技術職がいて、今からのインフラで間に合っているのか間に合っていないのかわかりませんが、そういうふうを考えていかないとどんどんおくれるだけなの。

原課のほうにまず質問したいのですが、今の状態で職員間に合っていますか。それに伴って、総体的に町長に政策的なやつで回答もりたいのですが、お願いします。

○議長（塚野芳美君） まず、復旧課長。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） ご質問にお答えいたします。

今の現状の職員で復旧業務に対応できているのかというご質問だと思いますが、現状だと今何とかこなしているというような状況でございますが、今後26年度からは予算も見て、ご存じのように本格的にいろんな道路とか下水道とか入ってきますので、当然今の体制では厳しいところがあるというふうには認識しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、町長。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほどのご質問ですが、これから本格的な復旧事業にかかわっていきますと、どうしても職員のマンパワー不足というものは否めないものでございます。

そういう中であって、今彦根からお手伝いを受けて檜葉のほうに行っている職員がありますが、この方もいつまでもというわけにはまいらないというふう考えております。そして、新年度から技術系の職員を1人採用しておりますが、採用の当初の年度から外へ出すというのいろいろな教育の面で難しい面がございますので、1年間はどうしてもこちらのほうの庁舎に置かなければいけないというような状況もありますから。

それから、私は常々いろいろと県のほうにもこのマンパワー不足については何とか派遣あるいは指導いただけないかというようなことでお話はしていますが、これについては全くめどの立たないところがございます。

ただ、これをこのまま手をこまねいているわけにはいきませんから、ある程度補助的な立場という

ようなことで、復旧事業が最盛期になることでもありますから、これについては臨時職員あるいは中からの応援ということで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 何でこういう質問するかというと、4、5日前知ってのとおり、どことは言いませんが、市町村のやつで土砂崩壊で作業員2人生き埋めになって亡くなって、自治体まで書類送検ということありましたよね。今現在まさに富岡も今の発注率、今後の発注状況を考えていったとき、その二の舞になる可能性が大にあるのです。

だから、今町長の答弁聞いていて、確かにわかりますけれども、今現在それなりに現場をこなされる人が違う課に配属になっているというのもちよっとちらほら見えますので、思い切ってインフラのほうの檣葉に詰める職員は、そういう経験のある人をまず詰めさせて、そして事務系と言ったのでは語弊あるでしょうけれども、事務系は事務系でやったほうが今の富岡町の人事配置考えるとそのほうが良いと思うのです。

確かに町長言うように、技術職採ったからと1年や2年や3年で物になるとはないでしょうから、実績を持っている人をまずそちらのほうになるべく詰めるようにして、そして配置したほうがよその他町村みたいな事故関係がないようになると思うのです。そこら辺もちよっと考えてもらった上で事業の予算執行から何からやっていってもらいたいと思ひまして質問したのです。

その点どうですか。

○議長（塚野芳美君） いや、人事ですから町長。

町長。

○町長（宮本皓一君） これについては、今議員がおっしゃるように全く私も異論のないところであります。

庁舎内にやはり経験している方もございますし、その辺を十分に活用できるような体制というものを構築していかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

〔「お願いします」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 平成26年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） それでは、議案第27号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の内容について説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,907万6,000円とするものであります。

249ページをごらんください。歳入ですが、第1款第1項分担金、第2款第1項使用料、第2項手数料、第3款第2項国庫委託金、第5款第1項繰越金、第6款第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入などの項目は、存目計上であります。

第3款第1項国庫補助金は、污水管渠工事復旧費などの財源として1億5,680万円。

第4款第1項繰入金は、維持費及び整備費の一部として公債費などの財源として7,226万8,000円を一般会計より繰り入れるものであります。

250ページをごらんください。歳出ですが、第1款第1項集落排水事業費1億4,839万9,000円は、維持管理費に係る諸経費、浄化センター及びマンホールポンプ場の維持管理委託、事業消費税などに2,426万6,000円、県農業集落排水事業推進協議会費5,000円、污水管渠災害復旧工事費や污水管渠補償費などに1億2,412万8,000円。

第2款第1項公債費7,967万7,000円は、元金償還5,957万6,000円、利子償還2,010万1,000円。

第3款第1項予備費に100万円を計上し、歳出総額2億2,907万6,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

254ページをお開きください。254、255ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 256、257ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 258、259ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 260、261ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 262、263ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 264ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 平成26年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時57分）

再 開 （午前11時09分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第28号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復興推進課長より求めます。

復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） それでは、議案第28号 平成26年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6,252万6,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。267ページをごらんください。第1款第1項繰入金6,252万4,000円は、事業費及び予備費などの財源として一般会計より繰り入れするものであります。

第2款第1項繰越金1,000円、第3款第1項諸収入、町貯金利子については存目計上したものでご

ざいます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。268ページをごらんください。第1款第1項事業費6,242万6,000円は、土地区画整理事業諸経費108万円を計上し、土地区画整理事業整備費として調査設計委託料4,800万円を計上しており、これは震災後多種多様な計画に対応すべく事業計画の変更を実施するための調査費であります。また、職員給与費とし1,334万6,000円を計上しております。

第2款第1項予備費として10万円を計上しております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

272ページをお開きください。272、273ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 274、275ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 276、277ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 278、279ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 280、281ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 曲田地区でございしますが、津波被害に遭ったと記憶しておりますけれども、まず1点目は大規模半壊あるいは全壊になった戸数がどのくらいあるのか。

あと2点目は、仮換地は済んだと思っておりますけれども、その辺賠償とのかかわりもございしますので、仮換地で賠償は全然問題ないのか。

あと3点目は、曲田地区を重点的に富岡のコンパクトシティの中心地となっておりますが、現在審議会は動いておるのかどうか。

以上3点お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） まず、津波被害については、平成24年6月現在で曲田地区で大規模半壊ということでございしますが、これについては59棟でございします。

もう一つ、賠償の件についてでございしますが、仮換地を実施いたしまして、東電の賠償については、きのうも回答いたしました。今の売買価格、換地処分を一部売買しておりますので、その部分の単

価についての表示を提示し、事業費プラス実勢単価等々の売買の提示をしたものについて所有者のほうにその書類を配送しております。

もう一つの審議会については、3月の20日に審議委員会を委嘱状を交付して実施する予定となっております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） いや、推進課長、曲田の大規模半壊は数字言ったけれども、全壊は。復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 全壊については、ちょっとうちのほうとしては今データとしては持っておりませんが、曲田地区ではなくて全体として流出等全壊については町全体として125棟ということでございます。その調査についても、今回の調査委託の設計の中で事細かく調査していくようなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください、復興推進課長、全壊の数は把握できるでしょう、ちょっと時間があれば。把握していないなどというのではおかしいでしょう。調べることでできないのですか。

復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 手元にちょっとその資料がないものですから、もう少し……今から調査しますので、時間をちょっといただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） まず、1点目の半壊59棟と。全壊は後ほど資料が出てくるということですが、これはこれから解体除染という運びになると思えますが、曲田地区はこれだけでございますが、例えば富岡町で所有者の希望によって、維持するからもう富岡解体、政府のお金で解体除染してちょうだいよと、そういうことが実現した場合に、今の住民意向調査からすればかなりの数が解体除染されると思えます。その中で、解体除染につきましても、地元業者優先といえますか、例えば25年の補正のところで言いましたが、除染なり解体除染なり、千何百億円、解体除染も含めれば幾らになるかわかりませんが、そういう大きな数字の金額の額が動くわけです。その中で、黙って放っておけば、確かに解体除染できれいになりました。また、除染もそれなりに地域によって半分近く下がりました。大方がふえたと同じく、地元の業者あるいは住民の懐にはほとんど関係ありませんでしたという状況になると思えます。

ですから、この曲田地区の解体除染を手始めに地元業者あるいは地元町民を優先して使うような考えがあるかどうか。それを町長にお伺いします。

あと2点目については了解いたしました。

あと3点目の審議会ですが、今から任命して委嘱状やってやるよというのはむしろ遅いくらいなの

かなと私考えておりますけれども、せつかく町の復興委員会で曲田を中心にコンパクトシティーをつくるということでございますので、早目に審議委員を選びまして、それで活発な論議をして、それで復興に向けて町づくりの素案をつくっていただきたいと思います。

以上お伺いします。

○議長（塚野芳美君） まず、審議会の件について。

〔「いや、順を追ってやったらいいんじゃないの」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 審議会については、今議員のほうから提案をいただいたとおり、前向きに早急に対応していきたいと思っておりますので、ご了解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 解体除染ばかりではないのですが、除染等についても地元業者を参入させてくださいということは私からも要望してございます。

そういうことで、今回解体除染というものがはっきりまだ位置づけになっておりません。言葉だけがひとり歩きしているような状況でありますから、これについても近々に答えが環境省のほうから戻ってくると思っておりますから、そういう段階になったときには除染同様これは要望していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） まず、曲田地区に限定しますと、大規模半壊というものは、これ原発災害と関係なく解体除染ということは決まっているわけですが、この部分に関しては、災害の法律で。ですから、この部分は早急にただいま言いましたように地元業者なりなんなりを優先するようにぜひお願いしたいと思うのです。

それから、例えば環境省なりなんなりと公式な折衝なりあるいは非公式な折衝なり、今から数多くあると思いますが、もちろん公式な折衝の中ではオブラートに包んで発言しなければいけないということも多々あると思っております。

しかし、非公式な折衝の中ではやはり地元業者、そこに従事する従業員を最優先ということで率直な意見をどしどし町長のほうから発信いたしまして、ぜひ実現していただきたいと思いますけれども、その辺もう一度町長にお伺いいたします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 曲田地区の大規模半壊等についてですが、区域、この曲田開発の区域内であれば、これ当然発注が町になるはずですから、その部分では他町から、他村から持ってくるような考えはしてございません。

〔何事か言う人あり〕

○町長（宮本皓一君） 今ほどお話ししたのは取り消します。

実際にこれが環境省から解体というようなことにあっても、やはり地元には業者があるわけですから、これらについては私のほうから強く要望をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番さん、先ほどの曲田地域の大规模半壊の方についてはもうちょっと時間がかかりますので、後ほどにしますので。

そのほかございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） いよいよ曲田土地区画整理事業にかかるわけなのですが、これは非常に富岡町の復興の最前線と言われているように、この復興計画案についてもこれだけ書かれておりますが、この今年度予算4,800万円の調査設計費を織り込んでおりますが、これは非常にタイミング的にももう少し本来であれば早く予算づけしてほしかったなというような気がしますが、時期も時期で、もうこれがこれからいよいよ始まるなという感じ受けます。

これについて、やはり調査設計が終わらないことには地権者との交渉が始まらないわけです。これからの本当に百何戸あるか200戸あるかわからないのですが、この交渉というものは1年やそこらは十分私にかかるのなと思うのですが、この調査設計、設計書がある程度曲田の計画書ができる時期というものは、1点目にどのぐらい、ことし、今年度いっぱいかかるのか、またそれよりも前にある程度の計画案が出るのかどうか、その辺まず1点お伺いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 今、今回4,800万円を計上しております調査設計については、まず現地被害の明細の調査。これは、土地と建物。それから現地の測量。座標とか何かがずれていまして、それについての調査。それに都市計画図の作成。それで事業計画の変更ということで詰めていって、できれば今年度中にその曲田の変更の計画ができればよいのかなというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 今年度中ということで、それに一応曲田区画整理事業審議会も3月20日から始まるということなのですが、本来であればある程度のこの計画図があって、それである程度それに基いてこの案というか、審議会の委員の皆さんの意見を聞きながら進めるというのも1つの方法かなと思うのですが、何もたたき台がなく、委員会もどのような方法でそれではその間、たたき台がない間どのような計画で進められるのか、その辺もちょっとお伺いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） たたき台は、今当初計画された曲田の区画整理の計画を基礎

として、今町づくりの計画の案ということも鑑みながら、それを比較検討しながら対応していくようなこととなります。というのは、JRとかそういう駅が移動するとか、そういうような条件等も含みながら進めていくということでございます。

あと私が今年度中ということでは、平成26年度中には計画を策定したいということではございますので、ご理解等をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） わかりました。

それと、一番は曲田に付随して今度東側開発も一般住宅地及び公園というふうな計画も先には計画されると思うのですが、一番はやはりこの今年度見送られた防潮堤ですか、先般新聞にこの双葉郡の防潮堤は調査設計を見送るといふようなことが新聞に報道されていますが、これはやはり線量が高いからという理由でそういうふうにならされているのですが、海岸一帯はほとんど線量自体はそれほど6号線の東側というものは高い地域は広野から大熊、浪江、請戸あたりまでのものを見ますと、一部高いところもありますが、徐々に調査設計、本来であればもう早目にさせていただくと町民の帰還というものが結びつけられるのかなと私考えているのですが、その辺の1年見送られたというのは、1年か2年かわからないのですが、相当北の方面は、それから日本海寄り、太平洋岸も北側のほうも防潮堤はどんどん、どんどん進めているのですが、予算上やむを得ないのかなという感じも見受けられたのですが、その辺を町長として今後どのようにいち早く防潮堤の建設にかからないと、やはり3年、4年という月日がたってくると思うのです、完成するまでには。その辺のことを調査設計早目にさせていただくような方策というか、お願いというか、その辺はできないものかどうか。

これは副町長でも結構なのですが、その辺をお伺いいたします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君） 防潮堤のまだ発注見送りになったというような報道の件でございますが、今防潮堤については災害査定、要は国の審査というか、そういうものは終わっているということではご理解いただきたい。

また、あと復旧工法の方法、これは今防災課と協議中ということではありますので、26年度には設計を進めるというようなことで県より聞いております。

一応報告としておきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） ただいまのご質問、補足説明させていただきます。

防潮堤につきましては、曲田に限らず、その復旧というものは町の復旧の全般に係る重要な問題であります。住民の皆さんの安全、安心というものの象徴的な意味合いもあるかと思っております。

今ご説明ありましたとおり、現在のところこれ防潮堤は町というか県の事業でやっております。今のところ工事着手時期は定まっていないというのが現状です。

ただ、今ご指摘と今私が述べた考えのとおりでありまして、これにつきましては県当局と連携を密にしながら、どうしても2年間立入禁止が続いていた富岡町は、ほかの町より若干おくれは見られますものの、今の考えしっかり伝えて早急に具体的な着手の工程というか、そういったものが示せるように我々としてもしっかり働きかけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 曲田の区画整理事業で何回かの答弁の中に事業計画の変更という話が出ていますが、今曲田の開発は駅の進入路の西側というふうな記憶をしているのですが、事業計画の変更の基本的な方針、あとどこをどういうふうに直そうとしているのか、とりあえず現在の方針をちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 今現在駅前の部分についての駅広とかそういうものについての変更等を考えております。

というのは、JR常磐線が駅の周辺の位置が変わることによって、仮換地とかそういう用途が変わってきますので、そういう部分についての対応を今考えております。それに集団移転とかそういうものも含めて今後整備していくような状況になるのかなというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今駅広の事業計画ということがあったのですけれども、当然駅舎が移動ということで、駅広の場所が変わることになるのですが、先ほどもまちづくり計画とある程度対応してという話があったのですが、駅前の今の状況を鑑みますと、駅に向かって南側の踏切のところまでの大きな、平らなところではないですが、南側の山になるところまでは津波が押し寄せて全壊の家も多分出ていると思うのですが、やはり全体的な状態で考えると、あの踏切のところまでをある程度1つの区画として考えていかないと、あそこの全体の計画としては難しいのかなというふうに思うのですが、曲田の対象地を若干大きくして、そちらまで含めて再開発を考えるという方向性があると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 今現在では、今曲田の区域22ヘクタール部分についてのみの対応と今計画を進めているところでございますが、今後そういうものについても考慮しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） そうしますと、区画の変更も視野に入れてということで変更計画を考えていくという方向ということで、再度で申しわけないのですが、よろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 減歩等のこともありますので、逆にそういうことを考えてしまうと小さい部分についてほとんど宅地ができないような減歩になってしまうということで、別な事業で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長、先ほどの保留していた全壊の部分のデータは入りましたか。
それでは、復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 8番議員からの質問の中で流出全壊は何戸ですかということでしたが、私の回答の不備がありまして、私半壊以上というようなことで答えました59棟がこれが全てが流出全壊だということがございます。ご理解等お願いいたします。

半壊以上とかそういうものについての事細かなものについては、今回の調査設計で対応していくということでございます。

よろしく申し上げます。

〔「はい、了解」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 8番議員、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今までの議員の質問とかぶって申しわけないのですが、これは企画課かな、町づくりの中でこの曲田の22ヘクタールは住宅ゾーンに指定されているのです。今の話を聞くと、かなり津波被害が発生しているので、そのまちづくり復興計画の住宅ゾーンの位置づけ、この地域が本当に隣に富岡川を背負っていて、住宅として向くのかどうか。その辺から考え直すべきではないかなと思うのですが、その辺の考えどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 今回のまちづくり計画を提案いただくに当たっては、津波シミュレーションをやってございます。そこである程度曲田地区については大丈夫だろうという結果を踏まえての住宅ゾーンという形で今回は提案をさせていただきます。一番きつい津波というところでこれからもシミュレーションを通しながら、防潮堤、それから河川堤防、その整備を含めながら今後も計画していくということがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 津波というものは、例えば宮城にしても岩手にしても高台移転ということで、やはりもう向こうこれからあの程度の津波来た場合に高いところというふうなことでやっているところが多いと思うのです。ですから、やはり富岡も西原とか清水とか高台のほうに住宅は持って行って、曲田はどっちかという商業地域というか、商店とか事務所とか、そっちのほうを考えたほうがいい

のかなと思うのですが、やはり津波、防波堤8.7メートル、県道が12メートル、余り高いものをぼんぼん、ぼんぼんやるのはどうなのかなとちょっと私も思うので、その辺この津波シミュレーションは二重、三重のことをやって、どちらかという自然とコンクリートががっぷり四つに戦うようなやり方なもので、減災という考え方は用いていないので、この曲田の住宅というものはもう一度考え直してはどうかと私思うのですが、再度申しわけないけれども、企画課長お願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

まちづくり委員会からの提案でございますので、ここについては再度今後復興計画の土地利用計画等を踏まえてしっかりと議論をして、議員の皆さんとも議論をしながら進めていきたいと思っております。

ただ、曲田地区については、ある程度まだ仮換地ということで地権者もございますので、その辺しっかりと検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ちょっと政策的なものでお聞きしたいのですけれども、曲田以前に駅。駅が北側に寄っていくということで、その北側に移動する部分に関してはもう仮換地まで進んでいますよね。この仮換地進んだ中で、建物もできていた部分もあります。そういった中で、駅前広場などをつくるに当たって、その仮換地もう一度見直さなくてはならない状況が当然先ほど課長が言ったように出てくるかと思うのですが、その辺でなかなか地権者の了解が得づらいのではないかなという危険性ありますので、その辺を今後どう考えていくつもりなのか、町として。建物なんか建っている部分もありますので、その辺をどう考えていくか、今後の進め方をお聞かせ願えればありがたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） まずお答えいたします。

駅の移転でございますが、実はJRのほうと若干協議をいたしました。変更位置については、現在よりやや北側ということで、ホームはいじらないといいますが、今のホームを使いながら、今ある官舎といいますが、保線区のあった建物の周辺というところでJRは考えている。できるだけ近いところで変更のないところというところで考えていますので、駅広についてもできる限り仮換地をしない、変更ができれば一番いいのですが、これも地権者のあることですから、なかなか難しいと思っておりますので、今ある富岡の町の駐車場周辺も検討に入れながら今後進めていきたいというような形でまちづくり委員会のほうからは提案をいただいております。これから詳細については、JRとまた協議していきますし、曲田についても地権者のほうと協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

す。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○参事兼復興推進課長（高野善男君） 仮換地が済んでいる箇所が再度そういう問題が出てきた場合についての対応としましては2通りあるかと思います。

まず、別個に町が所有している部分について、そこに換地をまた移動させるまたはその部分について支障がある部分については売買というような対応をしていくような2通りの対応があるかと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長ありますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） これから曲田の残りの区画の整理というものは、おおよそ平成30年までには完成させるというような計画だったと思います。

そういう中であって、実際に今回の駅舎の北側移転、それからそれに伴う駅前広場というものが今回仮換地になってそこに住宅が張りついている部分もありますから、これについてももう一度移転してくださいというようなことであれば、当然工事費もかさみますし、それに対する町の持ち出しというものも多くなります。

そういう意味では、これから開発して区画見直しをしなければならない地域というものがありますから、なるだけそこまで駅前広場を北側に持っていくというのではなくて、やっぱりこれから開発すべきところにおさまるのであれば、そのような状況で進めたいというのが基本でして、そういうことで先日もちよっと協議をさせていただいたところでもありますから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） はい、わかりました。

今までの話だと大分北側に移るような話があったかと思うのですが、ホームは動かさないで駅舎だけちょっと動く程度であれば、まさに執行部の答弁のようにいくのかなと思います。できれば仮換地したものをまた動かすなどということがなければスムーズにいくと思いますので、そのような状況でやれば私もいいと思いますので、ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

あと1点だけ、楢葉まではもう電車は来ているわけです。富岡は津波でやられた地区に来るわけですが、JRではいつころから着手して、いつくらいまで富岡駅まで列車を入れてくるのか。そういう案というものはまだ出ていないのですか。出ているとすれば教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） できるだけ早くという要望はしてございます。

ただ、駅舎がないというところも踏まえて、JRではやはり帰還しないところには電車は走らせな

いというのが基本のようでございます。ですから、町とのこれからの計画に合わせた形で再度要望はしていきたいというふうに思っております。ただ、今のところはやはり帰還しない宣言をしておりますので、その5年間のうちにできるだけ整備を進めていきたいとJRのほうには要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） ただいまのご質問、補足して説明させていただきます。

JRの開通につきましては、私も去年の就任後になるのですがけれども、JRの方とお話する機会がありまして、まさに私も同じような質問をしました。

そのときのやりとりの中でのご紹介なのですが、まず我々は要望していきます。早目にとということですのでけれども、今帰還時期の話もありました。もう一つ、防潮堤、先ほど黒沢議員がお話あった防潮堤の話をされていました。JRとしてもその安全が担保されないとなかなか進みにくいというご事情、それは重々わかる内容でございました。

いずれにしても、富岡の玄関口になる富岡駅前の重要な案件でございますので、先ほどのご質問と含めて一体的に早期な開通を目指して、町としてやれること、要望できること、全力で対応してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 平成26年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時50分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

次に、議案第29号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第29号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計当初予算の内容についてご説明をさせていただきます。

今回の予算は、大震災及び原発事故により避難を余儀なくされている状況で要支援や要介護者の認定者数には落ちつきが見られるものの、サービス利用者数の増が見込まれ、予算の総額は歳入歳出それぞれ13億779万8,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。285ページをごらんください。第1款の保険料、第1項介護保険料では、滞納徴収金として2,000円を存目計上するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、証明手数料及び督促手数料として2,000円存目計上しております。

第3款国庫支出金合計額5億3,427万4,000円の内訳は、第1項国庫負担金は介護給付費負担金として2億1,482万3,000円、第2項国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金、そして被災による被災者の保険料の減免措置に対する財政支援の延長による災害臨時特例補助金として3億1,945万1,000円を計上しております。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として3億5,441万6,000円を計上しております。

第5款県支出金の合計額1億8,138万4,000円の内訳は、第1項県負担金が介護給付費負担金として1億7,930万7,000円、第2項県補助金が地域支援事業交付金として207万7,000円を計上しております。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、利子及び配当金として2,000円を存目計上しております。

第7款繰入金の合計額2億3,771万2,000円の内訳は、第1項他会計からの繰入金が一般会計からの介護給付費及び職員給与費として2億2,958万2,000円を繰り入れたいすものです。

第2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として813万円を繰り入れするものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,000円を存目計上しております。

286ページをごらんください。第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料及び第2項預金利子は1,000円を存目計上しております。

第3項雑入は、第3者納付金返納金で3,000円を存目計上しております。

歳入合計13億779万8,000円となったものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。287ページをごらんください。第1款の総務費合計

額7,075万2,000円の内訳は、第1項総務管理費が一般管理費及び職員給与費の経費として5,818万3,000円、第2項徴収費は保険料の賦課徴収費用に係る経費として61万4,000円、第3項運営協議会費は事務諸経費として16万7,000円、第4項介護認定審査会は認定審査に係る経費として1,178万8,000円を計上しております。

第2款保険給付費は12億1,270万3,000円の内訳として、第1項介護サービス等諸費が介護認定者の給付費分として10億8,860万6,000円、第2項介護予防サービス等諸費は要介護者、要支援者に対する保険給付費分として6,219万8,000円、第3項その他の諸費は審査支払手数料として120万9,000円、第4項高額介護サービス等諸費は給付費として2,000円を存目計上、第5項特定入所者介護サービス等諸費は特定入所者に対する給付費として6,068万6,000円、第6項高額医療合算介護サービス等費は給付費として2,000円の存目計上をしております。

第3款地域支援事業費2,333万3,000円の内訳は、第1項介護予防事業費が高齢者施策事業費として942万2,000円を計上し、第2項包括的支援事業費が包括支援事業等に係る人件費等の経費といたしまして1,391万1,000円を計上しております。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、利子積立金として5,000円の存目計上をしております。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、第1号被保険者の過年度還付金、加算金、償還金として3,000円。次ページに移りまして、延滞金及び繰出金として各1,000円を存目計上しております。

第6款予備費、第1項予備費は100万円を計上し、歳出合計を13億779万8,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

292ページをお開きください。292、293ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 294、295ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 296、297ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 298、299ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 300、301ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 302、303ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 304、305ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 306、307ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 308、309ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 310、311ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 312、313ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 314、315ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 316、317ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 318、319ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 320、321ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 322、323ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 項別審査を終わります。

総括で質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 平成26年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。
総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（伏見克彦君） それでは、議案第30号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

今回の予算は、予算総額の前年度との比較において6,630万5,000円、率にして68%の減となっております。主な要因といたしましては、保険料減免措置の継続に伴う予算措置を当初予算に計上したことによるもので、歳入においては保険料6,724万5,000円の減額、また歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金6,639万1,000円の減額などとなっております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。327ページをごらんください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、免除措置継続により存目で3,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、納付証明及び督促手数料として存目で2,000円を計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般管理費等の事務費及び保険基盤安定繰入金として3,109万3,000円を計上しております。

第4款第1項繰越金は、繰り越し見込み額9万5,000円を計上いたしております。

第5款諸収入6,000円は、第1項延滞金及び加算金及び過料、第2項償還金及び還付加算金、第3項預金利子、第4項雑入、全て存目計上といたしたもので、歳入総額は3,119万9,000円となったものです。

次に、歳出についてご説明いたします。328ページをごらんください。第1款総務費は、第1項総務管理費において一般管理費の事務諸経費81万2,000円を計上し、第2項徴収費において徴収に係る事務経費として99万5,000円を計上し、総額180万7,000円といたしたものです。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして2,928万9,000円を計上いたしております。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金並びに第2項繰出金とも存目で3,000円を計上し、第4款第1項予備費に10万円を計上いたしました。

歳出総額を3,119万9,000円といたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

332ページをお開きください。332、333ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 334、335ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 336、337ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 338、339ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 項別審査を終わります。

総括で伺います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 平成26年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計予算の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の健康福祉課長説明をより求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第31号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

大玉村仮設診療所の運営に係る事務的経費及び医薬材料費等に係る経費は、平成26年度歯科医の開業によりまして歯科診療の休止で週3日の内科診療のみとなること、院外処方切りかえにより歳入歳出の予算総額は3,276万6,000円とするものでございます。

それでは、343ページをごらんください。最初に、歳入についてご説明いたします。第1款使用料及び手数料の合計額857万円の内訳は、第1項使用料が内科外来収入等の収入を見込み856万9,000円

を計上し、第2項手数料が内科外来分の文書料として1,000円を存目計上としております。

第2款県支出金、第1項県補助金は1,000円を存目計上しております。

第3款繰入金、第1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として2,419万3,000円を計上するものです。

第4款繰越金、第1項繰越金、第5款諸収入、第2項預金利子につきましては、それぞれ1,000円を存目計上とし、歳入合計を3,276万6,000円といたすものであります。

344ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費は、診療所職員給与費の一般管理費及び医師等の報酬など内科管理費といたしまして2,887万1,000円を計上しております。

第2款医業費、第1項医科医業費は、医科に係る医薬材料費等といたしまして289万5,000円を計上いたしております。

第3款予備費、第1項予備費は100万円を計上いたし、歳出合計を3,276万6,000円といたすものであります。

なお、歯科診療の休止対策といたしまして、週4回運行しております大玉仮設住宅の巡回バスを利用した本宮市への送迎で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

348ページをお開きください。348、349ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 350、351ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 352、353ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 354、355ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 356、357ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 358、359ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 項別審査を終わります。

総括で伺います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 平成26年度富岡町仮設診療所特別会計予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。
総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第32号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計の当初予算の内容についてご説明申し上げます。

この事業は、要支援の方々のサービス計画を地域包括支援センターが作成するための事業であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ623万3,000円とするものです。

最初に、歳入についてご説明を申し上げます。363ページをごらんください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金は、計画策定収入金として573万1,000円を計上しております。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金として50万円を計上しております。

第3款繰越金、第1項繰越金、第4款諸収入、第1項雑入につきましては、それぞれ1,000円を存目計上し、歳入合計を623万3,000円といたすものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。364ページをごらんください。第1款の介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス事業計画事業費は、計画策定委託料として573万2,000円を計上いたすものです。

第2款諸支出金、第1項繰出金は1,000円を存目計上し、第3款予備費、第1項予備費については50万円を計上し、歳出合計を623万3,000円といたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

368ページをお開きください。368、369ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 370、371ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 平成26年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

なお、委員会の開催時間と場所については事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（佐藤臣克君） それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。

この後直ちに1階会議室におきまして委員会を開催していただきたいと思いをします。

最初に総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会を開催お願いします。その後原子力発電所等に関する特別委員会の開催をお願いします。終わりましたら議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会の順番で開催をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、1時50分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時24分）

再 開 （午後 1時52分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第4、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を副委員長より求めます。

4番、遠藤一善君。

〔総務文教常任委員会副委員長（遠藤一善君）登壇〕

○総務文教常任委員会副委員長（遠藤一善君） 報告第7号、平成26年3月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務文教常任委員会副委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、3月18日午後1時28分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 企画課に関する件、(4) 税務課に関する件、(5) 出納室に関する件、(6) 議会事務局に関する件、(7) 教育委員会に関する件。

2、調査の経過。出席委員、6名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会副委員長より報告がありましたが、副委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、副委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

12番、渡辺三男君。

〔産業厚生常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第8号、平成26年3月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、3月18日午後1時27分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告します。

記、1、所管事務の調査。(1) 農業委員会に関する件、(2) 産業振興課に関する件、(3) 復旧課に関する件、(4) 復興推進課に関する件、(5) 健康福祉課に関する件、(6) 住民課に関する件、(7) 生活環境課に関する件、(8) 生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、7名、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

10番、黒沢英男君。

〔議会運営委員会委員長（黒沢英男君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（黒沢英男君） 報告第9号、平成26年3月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、黒沢英男。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、3月18日午後1時42分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、4名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

以上。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 報告第10号、平成26年3月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、3月18日午後1時30分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、6名、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長であります。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） 報告第11号、平成26年3月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、3月18日午後1時29分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件、原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、12名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上報告します。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり

決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に一任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、山本育男君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。

内容の説明について、1番、山本育男君。

山本育男君。

○1番（山本育男君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成26年第1回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 2時04分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成26年 月 日

議 長 宮 本 皓 一

議 員 堀 本 典 明

議 員 早 川 恒 久